※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令　和　８　年

決算特別委員会会議録

（総　括　質　問）

令和８年１０月２１日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

決　算　特　別　委　員　会　会　議　録

1　開会年月日　　令和８年１０月２１日（水）

2　開 会 場 所　　第１会議室

3　出　席　者　（１７人）

委員長	中　村　謙治郎	副委員長	寺　田　　晃
委　員	拝　野　　健	委　員	大　貫　はなこ
委　員	高　橋　えりか	委　員	田　中　宏　篤
委　員	松　村　智　成	委　員	村　上　浩一郎
委　員	望　月　元　美	委　員	松　尾　伸　子
委　員	早　川　太　郎	委　員	冨　永　龍　司
委　員	中　嶋　　恵	委　員	秋　間　　洋
委　員	髙　森　喜美子	委　員	太　田　雅　久
議　長	石　塚　　猛		

4　欠　席　者　（０人）

5　委員外議員　（０人）

6　出席理事者

区　長	服　部　征　夫
副 区 長	野　村　武　治
副 区 長	梶　　靖　彦
教 育 長	佐　藤　徳　久
技　監	赤　星　健太郎
企画財政部長	関　井　隆　人
企画課長	川　田　崇　彰
経営改革担当課長	三　谷　洋　介
財政課長	髙　橋　由　佳
用地・施設活用担当部長	越　智　浩　史
総務部長	小　川　信　彦
総務課長	福　田　健　一
人事課長	飯　田　辰　徳
危機管理室長	山　本　光　洋
国際・都市交流推進室長	（総務部長　兼務）

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

区民部長	内　田　　円
こども家庭部長	前　田　幹　生
文化産業観光部長	杉　光　邦　彦
産業振興担当部長	（文化産業観光部長　兼務）
福祉部長	三　瓶　共　洋
健康部長	水　田　渉　子
台東保健所長	（健康部長　兼務）
環境清掃部長	遠　藤　成　之
都市づくり部長	寺　田　　茂
拠点まちづくり担当部長	田　邊　　守
土木担当部長	原　島　　悟
会計管理室長	上　野　守　代
教育委員会事務局次長	佐々木　洋　人
教育委員会事務局生涯学習推進担当部長	（教育委員会事務局次長　兼務）
選挙管理委員会事務局長	大　野　紀　房
監査事務局長	吉　本　由　紀

7　議会事務局	事務局長	鈴　木　慎　也
	事務局次長	久木田　太　郎
	議事調査係長	吉　田　裕　麻
	議会担当係長	女部田　孝　史
	書　　記	岡　田　　侑
	書　　記	関　口　弘　一
	書　　記	塚　本　隆　二
	書　　記	岡　﨑　一　生
	書　　記	遠　藤　花　菜
	書　　記	大　谷　彩　季
	書　　記	堀　　真佑夏

午前　９時５９分開会

○委員長（中村謙治郎）　ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

○委員長　初めに、区長から挨拶があります。

◎服部征夫　区長　おはようございます。

○委員長　おはようございます。お願いします。

○委員長　次に、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長　ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

○委員長　本日は、総括質問を行います。

質問者と質問事項については、資料、総括質問発言通告一覧表のとおり通告されております。

また、質問順についても一覧表のとおりとなりますので、よろしくお願いいたします。

質問、応答に当たりましては、一覧表に記載された大きな項目ごとに順次質問し、応答されるようお願いいたします。

なお、本日は多数の委員の質問が予定されておりますので、質問者におかれましては、総括質問の性格を踏まえ、単なる質疑や各会計における質問の繰り返しにならないよう、また、重複を避け、趣旨を分かりやすく、簡明にされるよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、質問時間については、会派ごとの持ち時間制となっております。

本日の各会派の持ち時間は、台東区議会自由民主党90分、台東区議会公明党30分、つなぐプロジェクト45分、台東むすびの会45分、れいわ立憲にじいろの会15分、日本共産党台東区議団15分であります。

持ち時間には答弁時間を含みません。また、質問席及び答弁席を設けましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

台東区議会自由民主党、拝野健委員。

自由民主党の発言時間を表示いたしましたので、ご確認ください。

それでは、質問をどうぞ。

◆拝野健　委員　おはようございます。台東区議会自由民主党の拝野健です。

本日は３点質問させていただきます。

１点目、介護・障害福祉サービスを支える人材の確保と定着に向けた人件費の支援について伺います。

高齢者や障害のある方が住み慣れた地域、我が台東区で安心して暮らし続けるためには、必

要なサービスを安定して受けられることが欠かせません。その基盤となるのが、現場で働く職員の皆様です。区はこれまで、求人広告や採用ページの作成などに対する採用活動経費の助成、資格取得や研修受講への支援、宿舎借り上げへの助成など、採用から育成、定着に向けて取組を進めてまいりました。現場の課題に応じて支援を充実させてきたことは、高く評価しております。

今回の決算特別委員会款別審議においては、採用活動経費助成の申請事業者において、介護は採用予定120人に対し79人、障害福祉は75人に対し51人が採用されたと答弁がありました。採用につながった実績がある一方で、予定人数を満たすには至っておらず、区もまだ十分な状況ではないと認識しております。

また、介護職員の宿舎借り上げ助成については、年度末の支給による事業者の一時的な資金負担などを踏まえ、分割支給や助成要件の見直しを検討するとの答弁がありました。採用活動経費助成についても、対象事業者の拡大などを検討するとされ、現場が利用しやすい制度へと、改善を着実に進めていただきたいと考えます。

その上で、採用した職員が働き続けられるよう、処遇面からの支援を充実させる必要があるのではないでしょうか。区の令和７年度高齢者実態調査では、従業員の人数を確保できていないと回答した73事業者のうち49.3%が、その理由として賃金の低さを上げています。仕事の負担や休暇の取りにくさなども課題であり、人材確保による職場環境の改善は引き続き重要であります。同時に、介護・障害福祉サービスは公定価格を基本としており、事業者の努力だけでは持続的な賃上げを進めることが難しいことは明らかであります。事業者団体からも、採用に加え、経験を積んだ職員の定着を支える手当の創設を求める声が寄せられております。

渋谷区では、令和８年度から、介護・障害福祉の従業者に、月額１万円を基本とする独自の福祉人材支援手当を設け、経験を積んだ職員等への加算も行う制度を導入しています。

このような処遇支援は、職員の働く場所を選ぶ際にも影響し得るものです。間違えた、すみません。

今年３月の予算特別委員会では、区独自の賃金支援について、考え方や課題の整理が必要であり、国や都、他自治体の状況を踏まえて検討するとの答弁がありました。

そこで、区長へ伺います。区内の事業所における人材確保、定着を促進し、サービスの質の向上及び運営体制の安定化を図るため、介護・障害分野で働く職員に対し、福祉人材手当を支給する支援をすべきと考えますが、いかがでしょうか。ご所見を伺います。

○委員長　福祉部長。

◎三瓶共洋　福祉部長　ご質問にお答えいたします。

介護・障害福祉サービスを安定的に提供するためには、人材の確保と職員が安心して働き続けられる環境づくりが重要であり、人材不足は福祉分野における大きな課題であります。

国が令和７年に実施した賃金構造基本統計調査によると、全産業平均との間で、月額、約８万2,000円に及ぶ格差が生じている状況であり、こうしたことが採用や定着に影響する要因の

一つであるものと認識しております。

委員ご提案の手当については、職員の処遇改善に資するとともに、人材の確保・定着にも寄与するものである一方、対象となる職員の範囲や支援額、継続的な財源の確保など、整理すべき課題があると考えています。

区では、これまで事業者の採用活動や宿舎借り上げなどに係る費用の一部を助成しておりますが、さらなる対象事業者の拡大や即戦力等の人材の確保、定着に向けた新たな取組を検討しています。

これらの成果を踏まえつつ、引き続き国の介護報酬改定に向けた議論や他自治体における先行事例を注視し、本区の実情に即した支援の在り方を検討してまいります。

○委員長　拝野委員。

◆拝野健　委員　ありがとうございます。私は、自民党が進める賃上げの方向性を支持しております。その成果が地域全体に行き渡る経済を実現したいと考えております。

そのためには、民間企業の給与が上がる中で、介護・障害福祉分野でも必要な人材を確保し、働き続けられる環境を整えることが重要であると考えております。繰り返しにはなりますが、一般の企業には人件費の上昇を価格に転嫁する道があります。一方、介護・障害福祉サービスでは、公定価格を基本に運営されており、事業者が自由に価格を引き上げることは困難であります。行政が価格を定める制度の下で、人材確保や賃上げの対応を事業者の自助努力だけに委ねることは限界があります。自民党自身も、公定価格の下で安定的に収益確保できる環境の整備、また、処遇改善の必要性を指摘しています。ただ、政府は日本全体の中で制度設計をするため、都市部ではどうしても追いつかないことが今までもございました。国や東京都の施策によって、どこまで改善が進んでいるのかを確認することはもちろんのこと、なお、人材不足が解消されず、必要なサービスの提供に支障が生じるのであれば、区として不足を補う対応を検討すべきだと考えます。介護報酬の改定も控えております。今回の答弁にありました、来年度の取組を踏まえ、ぜひ、来年度以降も検討いただきたいと思います。

続きまして、次の質問に移ります。災害関連死を防ぐための体制整備と区民の予防、周知について区長に伺います。

災害関連死の防止については、これまでも本区議会で取り上げられ、避難所の生活環境の改善などが議論されてまいりました。こうした議論と区の取組を踏まえ、避難所にいる方だけでなく、在宅避難者などにも予防と支援が届くよう、備えを具体化することが大切であります。

能登半島地震などの教訓からも、災害を生き延びた後の生活環境の悪化が、心身に大きな負担を与えることが分かります。建物が無事でも、停電、断水などによって、食事や衛生、日常の活動に支障が生じることがあります。救命救急と並行し、発災直後からこうした健康被害を防ぐ視点が欠かせません。

本区ではこれまで、発災からおおむね72時間までの超急性期を中心に、医療救護体制の整備を進めてまいりました。医療救護訓練や研修など、関係者の協力の下で備えを重ねてきたこ

とは評価しております。

国は、今年３月、災害時の保健・医療・福祉分野の連携強化検討会の報告書をまとめ、東京都も災害時要配慮者医療提供部会において、救命救急と並行し、避難所、福祉施設、在宅の要配慮者への対応を検討しています。本区の令和８年度からの行政計画においても、能登半島地震を踏まえた急性期以降の体制整備が位置づけられております。

そこで、２点伺います。

第１に、医師会等の関係機関と連携した災害関連死を防ぐための体制整備についてであります。

諸機関と連携して、災害医療活動の体制を整備する方針が示されておりますが、医療救護体制については、避難所に限らず、在宅などで生活する要配慮者等への対応も含め、区と医療関係者の役割や連絡、対応の手順を具体化すべきと考えます。現在の協議状況と整備に向けた進め方、作成時期について区長の見解を伺います。

第２に、区民向け健康支援ハンドブックの改定と周知についてであります。

区は、「健康支援ハンドブック～災害関連死を防ぐために～」を作成し、ホームページで公開しており、区民に予防の知識を伝える取組をしており、これは高く評価しております。熱中症や生活不活発病、エコノミークラス症候群などの予防が掲載され、区のホームページでも、在宅避難に役立つ内容があると案内されています。

避難所生活はもちろんのこと、在宅で停電、断水が続く場合や車中泊をする場合など、避難生活の状況によっては注意すべきことは異なります。近年の大規模災害で明らかになった課題を改めて整理し、医師会等の知見も取り入れて、避難する場所に応じた予防策が分かる内容へと改定すべきと考えます。

また、作成されたハンドブックをさらに平時から周知していただきたいと考えます。今年８月には、民間の災害関連死を考える会が、予防策の確認や日々の体調のセルフチェックができるウェブアプリを紹介しています。必要な情報を身近な手段で確認できるように工夫する取組として、参考になる取組です。本区でもハンドブックの改定と併せて、既存の防災アプリ、たいとう防災からも必要な項目へ容易にたどり着けるようにしてはいかがでしょうか、区長のご所見を伺います。

○委員長　区長。

◎服部征夫　区長　ご質問にお答えいたします。

まず、医師会等の関係機関と連携した災害関連死を防ぐための体制の整備についてです。

近年の震災等を踏まえて、災害関連死を防ぐための対策を進めることは重要かつ喫緊の課題と認識しています。国は、令和６年能登半島地震の教訓を踏まえて、災害関連死の防止に向けた取組の強化を進めています。また、東京都においても、令和７年度から、医療関係機関や自治体等で構成する新たな体制づくりに着手しておりまして、台東区もこれに参画し、協議を進めているところです。

区ではこれまで、発災から72時間までの超急性期における医療救護活動を中心に、緊急医療救護所の整備や医療救護訓練に取り組んでまいりました。拝野委員ご指摘のとおり、災害関連死を防ぐための具体的な体制整備を早急に進めていく必要があると、そのように考えております。

今後は、医師会等の関係機関と具体的な協議を進めて、避難生活における健康状態の悪化を早期に把握し、必要な医療につなげる体制の整備を進めてまいります。

次に、区民向けの健康支援ハンドブックの改定と周知についてです。

災害関連死を未然に防ぐためには、避難生活における生活環境やあるいは衛生環境を守って、持病の悪化や体力の低下など、二次的な健康被害を予防することが重要です。区では、令和５年４月に、避難所での生活を健康に過ごすためのポイント、これをまとめた台東区健康支援ハンドブック、これを作成して、現在、区公式ホームページに掲載することで、災害関連死対策に関する周知を図っております。

今後は、委員ご指摘のとおり、これまでの震災での課題を踏まえて、在宅避難などの内容も含めた台東区健康支援ハンドブックを更新するとともに、防災アプリへの掲載や防災指導者講習会、健康づくり啓発広報紙を通じて、区民への周知を強化してまいります。

私は、全ての避難者の命を守るため、関係機関と連携し、災害時医療体制の整備に鋭意努めてまいります。

○委員長　拝野委員。

◆拝野健　委員　力強いご答弁ありがとうございます。東京都の公開されている資料を確認しますと、基本的に災害関連死の対象者、要配慮者を中心に書かれております。今、区長からも答弁あったとおりでして、全ての区民の健康をいかに守っていくか、災害関連死を防ぐかという視点が大変重要であると思っております。ぜひ、取組を進めていただきまして、一人でも多くの方の命が救われて、また、新しい生活に取り組めるように支援していただきたいと思います。

最後の質問は、中学校部活動の地域連携・地域展開について教育長へ伺います。

国は、令和５年度から７年度までを改革推進期間とし、現在は令和８年度から13年度までを改革実行期間として、原則、休日の全ての学校部活動で地域展開の実現を目指しております。地域移行から地域展開への名称変更には、学校の部活動を地域全体で支え、子供たちの豊かで幅広い活動機会を確保するという理念が込められております。東京都も地域クラブへの展開、複数校による拠点化、外部人材の活用を組み合わせ、地域の実情に応じて進める方針を示しております。

本区では、令和３年度から検討を進め、令和５年度には、在り方検討協議会を設置し、陸上競技の地域クラブをモデルとして開始いたしました。その後、令和７年度には、部活動指導員の配置枠を各校３人程度へと拡充し、区民文教委員会にも成果や課題、今後の方向性を報告してまいりました。一般質問や予算審議でも、指導者の確保、保護者負担、活動機会の充実が議

論され、教育長からは、生徒のニーズを踏まえた新たな種目を検討する旨の答弁がありました。在り方検討協議会では、様々な立場から意見を集め、生徒の活動機会、指導の一貫性、施設の利用などの課題を整理し、本区の方向性を形づくってきました。こうした役割とこれまでの検討の積み重ねは高く評価しております。

一方で、自治体ごとに対象校や活動の選択肢を広げる進め方には違いが見られます。23区の中でも、渋谷区は学校部活動への支援を段階的に拡大するとともに、ダンスや将棋、デジタルクリエーティブなど、多様な地域クラブの活動機会を設けております。既存の部活動を支える取組と子供たちの新たな選択肢を広げる取組を並行して進めている点は、大変参考になると思い、我々自民党会派としても視察してまいりました。本区でも、これまでの調査で、学校の部活動にはない種目への希望が示され、協議会においても、新しい活動を経験することや地域資源の活動が議論されております。

中学校生活はたった３年間しかありません。今の子供たちが在学中に、希望する活動を選べるよう、地域のスポーツや文化・芸術などの担い手とその希望を結びつけることを、台東区らしい地域展開として具体化していただきたいと考えます。

令和９年度からは、柏葉中学校で、休日に活動している全ての部活動を地域クラブ化する取組に進みます。運営事業者の公募も始まり、実施に向けた準備が進んでいます。学校施設やチーム練習、平日と休日の指導のつながりを踏まえ、学校単位で段階的に進める考え方には、本区の実情に即した理由があると受け止めております。さらに、他校への展開を見据えると、学校や地域団体、受託事業者の調整を継続し、改革全体を管理する区側の体制を強化する必要があると考えています。

そこで、教育長に２点伺います。

第１に、地域展開を着実に進める推進体制についてであります。

在り方検討協議会の役割を引き続き生かすとともに、既存の庁内検討体制も含めて役割と責任を改めて整理し、指導課とスポーツ課を中心とする実務チームを設けるべきだと思いますが、教育長のご所見を伺います。

第２に、令和13年度を見据えた実施行程についてであります。

国が目指す休日の地域展開を実現するためには、柏葉中学校でのモデルの検証を次の学校の展開に確実につなげる必要があります。モデルを実施する間にも、人材や活動場所の確保、学校、地域団体との調整を並行して進めることが重要であります。どの年度にどの学校や活動を対象とし、必要な指導者、施設、財源をどのように確保するのか、また、モデルをいつどのような基準で評価し、次の段階へ進むのか、令和13年度までの年度別の行程を具体化し、生徒、保護者へ見通しを示すべきと考えます。教育長のご所見を伺います。

○委員長　教育長。

◎佐藤徳久　教育長　ご質問にお答えいたします。

まず、部活動の地域連携、地域展開に向けた推進体制についてです。

これまで、令和９年度からのモデル校による地域展開に向け、在り方検討協議会等において、陸上競技部の地域展開モデルの実施やガイドラインの策定等を進めてまいりました。

今後は、令和13年度までに、全中学校における休日の部活動地域展開を完了し、将来的には、平日を含む全部活動の地域展開を見据えた事務局の体制強化が必要であると認識しています。そのため、地域展開の進展に応じた、より実際的な協議体の在り方については、委員のご提案も踏まえ、実現に向けて検討してまいります。

次に、令和13年度までに向けた実施行程の生徒、保護者への周知についてです。

現在、休日の陸上競技クラブを実施していますが、今後、休日の部活動全てを地域展開していく上で、指導者、活動場所を地域の様々な活動と調整しながら、どのように確保していくかが課題となっております。

令和９、10年度におけるモデル校実施及び検証において、これらの課題解決を図り、その後の全中学校における実施に向けた議論及び準備を進め、その行程を可能な限り速やかに周知してまいります。

教育委員会といたしましては、本区の中学校選択制度において、部活動は重要な要素であると認識しています。児童・生徒、保護者への情報提供については、今後も適切に行ってまいります。

○委員長　拝野委員。

◆拝野健　委員　力強いご答弁ありがとうございます。私の会派のとある議員がサッカーを進めていきたいという話がありましたが、その子たちがもう卒業を迎えてしまうという中で、やはりいかに３年間が短いかということを考えました。

ただ、一方で、やはり課題も多いことでございますので、皆さん、力いっぱいやっていただいているのはもちろん評価しておりますし、今後もぜひやっていただけたらなと思っております。

あわせて、必要な職員の増員ですね。専門職員や統括コーディネーターの配置など、実施を支える組織と人員体制を強化することについては、併せて検討していただけたらと思います。教員の負担軽減とともに、子供たちの活動の選択肢や参加のしやすさを成果として確かめ、ぜひ、今後も議会に報告しながら、一緒に取り組んでいけたらと思っております。

以上をもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○委員長　拝野健委員の質問を終わります。

台東区議会自由民主党、田中宏篤委員。

それでは、質問をどうぞ。

◆田中宏篤　委員　台東区議会自由民主党の田中でございます。平場での審議内容を踏まえて、総括質問をさせていただきます。

まずは、民間で行っている都市交流への支援について伺います。

台東区では、姉妹友好都市や連携都市として、全国各地の自治体と協定を結び、様々な交流

を行っています。こうした都市とのつながりには、それぞれの歴史や背景があり、戦中の学童疎開などの縁、文化的な共通点あるいは交通のつながりなど、様々なきっかけから交流が生まれ、今日まで続いているものと認識しております。

そして、こうした縁を大切に育み、様々な事業を通じて交流を深めていくことは非常に大きな意義がございます。各地域には異なる自然環境や産業、文化、歴史があり、それぞれに強みもあれば課題もあります。だからこそ、都市同士が交流を深めることによって、お互いの長所を生かし、課題を補完し合うことができます。また、災害などの万が一の事態においても、平時からのつながりが相互支援の基盤となります。このように、行政間の都市交流は、単に親睦を深めるだけではなく、地域の発展や区民生活を支える上でも重要な役割を担っていると考えます。

一方で、都市交流を支えているのは行政だけではありません。住民団体や地域の商店街など、民間による交流も都市同士のつながりを維持し、発展させる上で重要な役割を果たしています。これは、区が、姉妹友好都市や連携都市として協定を結んでいる自治体との間だけに存在するものではありません。歴史ある台東区には、地域の歴史や人々の交流を通じて、独自に築き、長年にわたって紡いできた縁が数多くあります。

例えば秋田県湯沢市とのつながりです。佐竹商店街は、秋田の佐竹藩の江戸屋敷があったことをその名の由来としていますが、それが縁で、佐竹南家があった湯沢市との間に交流があったと伺っております。その後、佐竹商店街と湯沢市の交流は薄れてしまいましたが、石川前議長がその縁を基につながりをつくり、そして、今では雷門盆踊りに絵どうろうを提供していただくようにもなりました。

また、秋田県にかほ市とのつながりもございます。にかほ市は、平成17年に３つの町が合併して誕生しましたが、合併前の象潟町は、浅草観音裏にある象潟の由来となる土地であり、確認できる限りでは、昭和48年から交流が深められてきました。そして、平成５年には、旧象潟町と馬道地区町連との間で姉妹地盟約が結ばれております。その後、交流が遠ざかってしまった時期もございましたが、現在もその縁が受け継がれております。

この両都市と民間のつながりは、単なる親睦にとどまらず、実際の区の課題解決にも結びつきました。令和７年度、全国的に米の供給が大きな課題となった際、こうした友好関係を背景に、石川前議長と共に湯沢市、にかほ市に伺い、米の調達を依頼し、供給の確保にもつながりました。長年にわたって築いてきた人と人とのつながりが、いざというときに力を発揮した一例であると言えます。

これらの事例が示すように、民間の交流が台東区の姉妹友好都市の交流と同等の強みを発揮することがございます。しかし、その一方で、民間が交流を継続していくには、時間も労力も必要であり、団体の中心となる方の熱意や尽力に支えられている部分も大きく、担い手の事情などによって交流が途切れてしまうこともございます。実際に、湯沢市やにかほ市との交流においても、つながりが薄れた時期がございました。こうした縁を個人の熱意だけに委ねるので

はなく、地域にとって財産であると捉え、継続していくための環境を整えていくことも区政に求められる役割ではないでしょうか。

そこで、区長に伺います。まず、姉妹友好都市や連携都市との間で、行政交流以外の住民等による団体などが行っている交流について、現在、区ではどのような支援を行っておりますでしょうか。

また、姉妹友好都市や連携都市以外の都市との間で行われている民間主体の交流についても、必要性をどのように認識しているか、こうした交流を継続、発展させるために、今後、どのような支援を行っていくお考えなのか、併せて区長のご所見を伺います。

○委員長　国際・都市交流推進室長。

◎小川信彦　国際・都市交流推進室長　ご質問にお答えいたします。

区内の民間団体や実行委員会が主体となって、姉妹友好都市、連携都市と行う交流は、地域活性化のために有効であると認識しています。

区は、これまで姉妹友好都市等との提携宣言や連携協定に基づき、産業、観光、スポーツなど、様々な分野で交流を重ねてまいりました。これらの都市が関わる民間主体の交流事業についても、主催者、公益性、目的などを確認した上で、後援名義の承認や区公式ホームページなどを活用し、事業内容の情報発信などの支援を行っています。早慶レガッタや村山市観光物産展、さらに、児童等による大崎市や村山市とのスポーツ交流を行うなど、長きにわたり信頼と絆を深めてまいりました。

また、姉妹友好都市等以外の都市でも、民間交流が行われ、相互の住民や関連する団体の関係が深まり、地域の活力につながっております。

こうした交流は、規模の大小や自治体の関与の有無など、様々な形態があり、内容を精査し、後援名義や情報発信など、引き続き可能な範囲で支援を検討してまいります。

○委員長　田中委員。

◆田中宏篤　委員　力強いご答弁ありがとうございます。姉妹友好都市に限らず、本当に様々な事業を行っていることは重々認識しておりますし、私が知らないことも多々、多いのかなというふうに思いますが、まだまだいろいろな工夫の余地はあろうかと思いますので、ぜひ引き続き、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、健康寿命延伸に向けた介護予防事業のさらなる充実について伺います。

高齢化が進む中、誰もができる限り長く、健康で自立した生活を送れるようにすることは、区政における重要な課題です。そのためには、病気や要介護状態になってからの対応だけでなく、疾病の予防や早期発見、心身の機能の維持など、健康寿命を延ばすための取組を総合的に進めていく必要があります。

先日の保健福祉委員会では、令和９年度から始まる高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の第10期計画の策定状況について報告があり、その中で認知症施策推進計画についても一体的に策定するとの説明がありました。認知症への対策を今後の高齢者施策の中で、より明確に

位置づけ、総合的に取り組んでいくことに期待をしております。

認知症対策については、さきの民生費の審議でも申し述べたとおり、もの忘れ検診による早期発見に加え、地域のイベントなどを活用し、ゲーム感覚で気軽に認知機能を確認できる機会を設けるなど、区民が自身の状態に関心を持ち、必要な検査や支援につなげるための工夫の余地がまだまだあると感じています。

また、介護保険会計におけるフレイル予防事業についても、認知症予防の施策と連動性という観点から質問させていただき、一部の事業では一体的に取り組んでいるとの答弁がありました。

認知症予防とフレイル予防については、特に相互に関連する部分が多く、それぞれを独立した事業として捉えるのではなく、健康寿命の延伸という共通の目的の下で一体的に進めていくことが効果的だと考えます。例えば運動や栄養、口腔機能の維持、社会参加といった取組は、フレイル予防だけではなく、認知症予防の観点からも重要です。

こうした共通する要素を意識し、事業間の連携を深めることで、より効果的な予防につながることが期待できます。さらに、健康寿命の延伸という観点では、認知症やフレイルの対策だけではなく、感染症を予防するための各種ワクチン接種や生活習慣病の早期発見、重症化予防につながる健康診断の受診促進なども重要です。つまり高齢者の健康を支えるためには、認知症予防、フレイル予防、疾病予防といった個々の施策をそれぞれの目的の中だけで完結させるのではなく、健康寿命の延伸という共通の目標に向けて、相互に関連づけながら推進していくことが必要だと考えます。そのためには、区の関係部署が連携することはもちろん、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの医療関係団体との協力を一層深め、専門的な知見を施策に生かしていくことも重要です。加えて、地域に根差した活動を行う方々や団体との連携も欠かせません。行政による事業だけではなく、専門家や地域が一体となり、区全体で健康寿命の延伸に取り組む体制をつくっていくことが求められます。

そこで、今回の決算年度までの取組を踏まえて、第10期計画の策定に向けて、区は健康寿命の延伸をどのように捉え、個々の予防施策の連携や医療関係団体、地域との協力も含めて、まずは介護予防事業をさらに充実させるべきと考えますが、区長のご所見を伺います。

○委員長　区長。

◎服部征夫　区長　ご質問にお答えいたします。

健康寿命の延伸は、生涯にわたり健やかで心豊かに暮らせる社会の実現に向けて、非常に重要です。特に、高齢者が健康で自立した生活を送るために、フレイル予防や認知機能の低下の予防、これが重要な施策であり、一体的に取り組んでいく必要がある、そのように考えています。

このため、かがやき長寿ひろばでは、現在、主に身体面での健康づくりとともに、外出機会の創出や仲間づくりの促進、これを図っていますが、今後はさらに、認知症に関するカリキュラムを充実させるなど、両施策の連携を深めてまいります。

田中委員ご指摘のとおり、健康寿命の延伸という目標に向かって、さらなる取組を進めるためには、これは区のみならず、様々な役割を担っていただいている地域の方々や団体の専門的知見やノウハウ、これが不可欠であり、保健や医療・福祉との連携がますます重要となっています。

そこで、地域の医療専門職によるフレイル予防の推進や認知症になっても地域で安心して暮らしていけるよう、医療機関と地域包括支援センター等が連携をして行う取組等についても、今後検討してまいります。また、新たに策定する認知症施策推進計画においては、今後、展開すべき事業の整理を進めてまいります。

今後とも介護予防事業の充実を図り、高齢者をはじめ、誰もが尊厳を守られ、生き生きと自立した生活を続けられる地域づくりに取り組んでまいります。

○委員長　田中委員。

◆田中宏篤　委員　力強いご答弁ありがとうございます。私自身、本当、実はここの分野って個人的にはちょっと苦手としていて、あまりこれまで触れてこなかった分野なんですけれども、やはり台東区の持続可能性考えたときに、非常に重要だと思っておりまして、今回の決算特別委員会を機に、いろいろ勉強させていただいて、今後も引き続き、しっかり取り組んでまいりたいと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

最後に、不登校児童・生徒への対応について伺います。

近年、不登校の児童・生徒は全国的に増加しており、本区においても重要な教育課題となっております。一昔前の不登校は、いじめに遭った、勉強についていけないなど、ある程度明確な事由がありましたが、昨今は、何となく行く気にならない、なぜかクラスになじめないなど、明確なきっかけがないケースが多く、対応が非常に難しくなっていると感じます。

こうした中で、専門的見地を持って子供たちの状況を的確に把握し、それぞれに応じた支援を行っていくことは極めて重要です。

本区では、令和７年度に台東区不登校対策ガイドラインを作成し、ほっとステーションの創設、チャレンジクラスの施行、不登校対応巡回教員の配置などを実施してまいりました。それにより、登校可能な子たち、クラスには行けないが学校には行ける子たち、登校自体が困難な子たちという各レイヤーに応じた不登校対策の体系を整え、その上で専門知識を有するスクールソーシャルワーカーが各校を巡回するという形で、未然防止から早期発見、長期化した場合の支援まで、基本的な支援体系を明確にいたしました。区としての対応の方向性を示し、組織的な支援体制を整えたことについて、非常に高く評価しております。

一方で、仕組みやガイドラインを整えることはあくまでも出発点です。今後は、これらをどのような理念の下で運用し、学校現場における実際の対応につなげていくかが重要であると考えます。

そこで、今後の不登校対策を考える上で、私が特に課題と感じている２つの点について申し上げます。

１つ目は、学校現場における教員の負担です。不登校の児童・生徒については、背景や家庭での様子を把握し、本人、保護者との面談や連絡、学習支援、関係機関との連携など、丁寧な対応が求められます。子供を心配し、支援につなげようとする教員の熱意は理解していますし、状況を把握して必要な支援につなげることは重要な役割です。

しかしながら、授業や学級運営など、多くの業務を担っている中で、教員個人の努力だけでは継続的な対応にはどうしても限界があります。

また、２つ目の懸念点としては、学校によって不登校への対応にばらつきが生じることです。不登校の要因や子供の状況がそれぞれ異なる以上、全ての子供に同じ対応を求めることが適切ではないのは当然です。また、各学校が子供たちの実情を踏まえて工夫を重ねることも、大切なことだと思います。

しかし、支援に対する基本的な考え方や利用できる支援策についての認識、具体的な対応の進め方などに学校間で差が生じてしまうと、子供や保護者が受けられる支援にも差が生じてしまいます。具体的な例としては、学校外の学びの場として民間のフリースクールを利用する場合に、当該フリースクールと学校間の連携に差異があったり、また、保護者への情報提供、利用に向けた相談などについても学校によって対応に差が生じています。こうした学校による対応の差は極力避けるべきでございます。

こうした２つの課題を解消するためには、教育支援館の機能をさらに強化し、不登校対応に関する専門性を持って、現状よりもう一歩踏み込んで、学校を支える役割を強めることが必要と考えます。それにより対応のノウハウが今以上に教育支援館に蓄積され、その事例や知見を学校にフィードバックすることで、効果的な支援を広げることができます。もちろん教育支援館が学校の役割を全て担うということではなく、分担の比重を見直すということであります。

学校にも学校にしかできない役割があり、それ以外は専門機関である教育支援館が極力対応することで、それぞれの強みを生かした役割分担を構築していくことが重要です。

そこで、教育長に伺います。不登校対策の体系を整えた本区として、現在、不登校児童・生徒への対応にどのような課題があると認識しておりますでしょうか。また、今後、学校現場の負担軽減と学校間における対応のばらつきの解消を図るため、教育支援館の機能や役割をどのように充実させ、不登校支援を進めていこうと考えているのか、教育長のご所見をお伺いいたします。

○委員長　教育長。

◎佐藤徳久　教育長　ご質問にお答えいたします。

様々な背景や要因を持つ不登校児童・生徒に対しては、共感的理解と受容の姿勢を持ち、一人一人に寄り添う多様な支援を進めることが重要です。委員ご指摘のとおり、これまでバーチャル・ラーニング・プラットフォームの開設、校内別室指導支援員や中学校巡回教員の配置、上野中学校におけるチャレンジクラスの設置など、支援体制を整えてきたところです。

今後は、こうした支援体制を検証し、児童・生徒に一層寄り添った取組や学校の対応力の向

上、さらに未然防止、早期対応の取組をより推進させることなどが課題であると認識しています。

そこで、教育支援館では、学校訪問等による指導、校内別室指導支援員の資質向上に係る研修の充実等をより一層進めるとともに、これらの取組を通じて、教員の負担軽減や学校間における対応の違いの解消につなげてまいります。

今後も児童・生徒の社会的自立に向けた資質、能力の育成に向けて、引き続き不登校に関する取組を進めてまいります。

○委員長　田中委員。

◆田中宏篤　委員　ありがとうございます。本当にこの不登校の問題、すごく深刻だなというふうに思っておりまして、私自身も中学生と小学生の子供がいる中で、いろいろ不登校について考える機会も多いです。

昨今、やはりあまり学校に行け行けというプレッシャーは好ましくないという風潮がありまして、それは確かにそのとおりだと思うんですけれども、子供が潰れるような精神的負荷はよくはないとは思っているんですけれども、ただ、同時に、一定の負荷というのは必要かなというふうに思っておりまして、それが子供の耐性を高めることにもつながる、そこのバランスをどう取るかというのは、保護者も非常に悩んでおりますので、そこをしっかりと支援していただくようお願い申し上げて、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○委員長　田中宏篤委員の質問を終わります。

台東区議会自由民主党、松村智成委員。

それでは、質問をどうぞ。

◆松村智成　委員　自由民主党の松村智成です。総括質問をさせていただきます。

初めに、２日目の委員会で指摘いたしました行政の政治的中立性と区有施設の適正な利用について伺います。

平和記念事業や歴史認識をめぐる議論の中で、私は強い違和感を覚えることがあります。そもそも歴史的な事実というのは、見る位置や立場、時代背景によって違ってくるというものです。だからこそ、私たちは過去の歴史に対して、常に謙虚でなければなりません。しかし、現在、区の施設利用や各種事業の議論を見ていると、特定の政治的立場や一方的な歴史観を、唯一、絶対の事実だと断定し、それを公共の場に持ち込むことで正当化しようとする危うい空気を感じます。我々は、正しいのだから中立だという開き直る、この独善的なイデオロギーの押しつけこそが、公的機関の中立性を著しくゆがめる行為そのものなのです。

平和、人権、男女共同参画、そうした誰も反対できないような耳触りのよい言葉の看板さえ掲げれば、区の施設や予算を特定の思想の活動拠点として私物化しても許されるのでしょうか。もちろん区が推進する様々な取組の中には、区民生活にとって絶対的に必要で守るべき活動があることは十分に理解しています。

しかし、例えば人権施策の名の下に、長年、漫然と踏襲されている部落解放同盟への事業助

成です。国の特別措置法が失効して20年以上が経過した現在においても、いまだに特定の団体だけを特別扱いし、区民の大切な財源から補助金を支出し続けています。さらに、男女平等推進プラザなどにおいても、特定のイデオロギー団体による施設の閉鎖的な利用が放置されているのではないでしょうか。これらを見たとき、果たしてそこに行政の公平性はあるのか疑問を感じるところであります。

男女共同参画や人権尊重という概念が広く社会に定着し、区民のニーズも多様化している現在、一部の施設や事業の役割は既に終えつつあり、明確な転換期を迎えています。私たちが預かっているのは、真面目に働き、汗を流して税金や保険料を納めている区民の大切な財産と区有財産です。それを一部の団体の既得権益やイデオロギー活動のために漫然と提供し続けることは、これからの台東区を支える世代に対して、どのような顔をすればよいのでしょうか。これまでの慣例や声の大きな一部の団体にとらわれることなく、子育て支援や高齢者の孤立防止など、今まさに多くの区民が直面している待ったなしの課題に対し、限られた区の財産と人材を集中投下していく区民全体の利益を最優先とする全体最適が何よりも求められます。

そこで、区政のトップである区長に、今後の区の姿勢を２点伺います。

第１に、同和問題に関する団体の事業助成の在り方についてですが、時代の変化や特措法の失効という事実を踏まえ、行政の政治的中立性を保つために、これまでの慣例にとらわれることなく、全体の公平性を見据えた支援の在り方へ見直しを図っていくべきと考えますが、区の認識を伺います。

第２に、男女平等推進プラザにおける区有施設の利用の在り方についてです。多様化する区民ニーズや喫緊の課題に応えるため、一部の団体による閉鎖的な利用を改め、より広く区民全体が有益に活用できる施設へと見直しを進めるべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

○委員長　総務部長。

◎小川信彦　総務部長　ご質問にお答えいたします。

まず、同和問題に関する団体への事業助成の在り方についてです。

平成28年に施行されました部落差別の解消の推進に関する法律では、現在もなお、部落差別が存在するとの認識が示されるとともに、地方公共団体に対し、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるよう、責務が定められています。区としても、同法の趣旨を踏まえ、同和問題の解消に向けた取組を行っているところです。委員ご指摘の助成は、その取組の一環として、対象団体が行う差別解消に向けた啓発事業の経費の一部を区が助成するものです。

助成については、台東区補助金等の交付等に関する基本指針に定めている公益性等の交付要件に該当するとともに、政策目的の達成に必要なものであると判断しており、引き続き必要性や効果について検証し、適正な運用に努めてまいります。

次に、男女平等推進プラザにおける区有施設の利用の在り方についてです。

男女平等推進プラザは、平成13年に男女平等参画の拠点施設として設置され、台東区男女平等推進行動計画に基づき、啓発や相談などの事業を進めています。プラザ内の企画室の利用

に関しては、男女平等推進団体に対し、優先予約や減免などの制度が適用されていますが、一般の方の利用も可能であり、施設の設置目的に沿った運用であると認識しています。来月の生涯学習センターのリニューアルでは、一般の方の交流スペースと団体の方の活動スペースを分け、より使いやすくするとともに、幅広い年代の方に利用していただけるよう、情報コーナーを充実しました。さらに、多文化共生の拠点も整備し、男女平等推進に加え、多文化共生の推進にも資する施設として、より多くの区民にご利用いただけると考えています。

今後も区民が利用しやすい施設となるよう努めてまいります。

○委員長　松村委員。

◆松村智成　委員　ご答弁ありがとうございました。法令や設置目的の趣旨は理解いたしますが、特措法失効から20年以上が経過した今、特定団体への助成や優先利用の継続が真の公平性を満たしているとは納得できませんし、私の疑念は、正直申し上げて、払拭されておりません。区民の血税と財産を守るため、今後もこの問題は一切妥協せず、厳しく検証と追及を続けていくことを申し上げておきます。

続いて、次の質問に入る前に、特別委員会の審議の中でも強く指摘いたしました外国人の社会保障制度と地方財政の影響について、１点、これは答弁を求めず、要望だけ申し上げさせていただきます。

先日の審議で、本区の外国人国保滞納率が現場の並々ならぬ努力で大幅に改善した点は高く評価させていただきました。しかし、留学生の加入や帰国時の逃げ得、生活保護など、これはもはや現場の努力で解決できる問題ではなく、国の制度設計の根本的なゆがみです。この膨大な事務負担や財政負担を我々のような基礎自治体ばかりに押しつける国のやり方は、到底納得できるものではありません。区長におかれましては、真面目に税や保険料を納める区民の公平性を守るため、引き続き特別区長会等を通じて、国に対する制度の抜本的見直しと財源措置を継続して強く求めていただくよう要望いたします。

それでは、次の質問に入ります。花川戸地区を含む浅草駅隅田川周辺のまちづくりについて伺います。

浅草駅周辺では、昭和の時代から再開発に向けた調査や検討が行われてきました。平成19年の浅草地域まちづくり総合ビジョンでも、交通結節機能の向上や東武浅草駅と花川戸地区を含む周辺整備の方向性が示されています。しかし、鉄道、道路、地下空間、隅田川など、多くの施設と関係者が関わるため、都市基盤の再編は容易でなく、長年の課題となっています。

私は、これまでも花川戸地区の都市再生や東武浅草駅、隅田川の水辺空間を含む将来像について質問してまいりました。今回の浅草未来図案では、浅草駅、隅田川周辺を新たな回遊拠点と位置づけ、浅草３駅を中心に、駅とまち、水辺をつなぐ将来像が示されています。浅草は、国内外から多くの方が訪れる本区を代表する観光地です。その玄関口となる浅草駅周辺を、浅草寺や町なか、隅田川へ人をつなぐ拠点として再生していく方向を大いに期待しています。

本年７月には、東武鉄道と区が共同で事務局を担い、国、東京都、鉄道、交通事業者などが

参加する協議会も設置されました。これまで検討が重ねられてきた浅草駅、隅田川周辺について、関係主体が同じ場で、都市基盤整備の方向性を議論するこの体制が整ったことは一つの前進です。今回は、この機会を具体的な取組につなげていく必要があります。

東武浅草駅、浅草３駅の交通結節、道路や地下空間、水辺、防災などの課題は相互に関係しています。地区全体を見据え、関係主体が将来像を共有していきながら、実現に必要な条件を１つずつ整えていくことが必要ではないでしょうか。

また、長期にわたる大規模なまちづくりには、地域の皆様の深い理解と主体的、継続的な参画が欠かせません。このためには、まず、日頃から地域コミュニティの中核として、最前線でまちを支えてくださっている町会役員の皆様に対し、計画の進捗や将来像を丁寧かつ迅速に告知し、しっかりと情報を共有していくことが大前提です。

その上で、私は以前、浅草のまちづくりには、次代を担う若い世代の参画が必要ではないかと質問させていただきました。将来、この地域で暮らし、商いをし、数十年先のまちを実際に背負って立つ世代に、早い段階から将来像を伝え、そのリアルな声やアイデアをしっかりとヒアリングして計画に取り入れていくことが必要だと考えます。

私自身もこれまで以上にしっかりと現場に入り、地域を支える町会の皆様や若い世代と膝を突き合わせて、このまちの未来を共に考え、汗を流していく決意です。

そこで伺います。区は今後、この協議会、どのように活用し、浅草未来図案に示した浅草駅、隅田川周辺の将来像を具体化していくのでしょうか。また、次代を担う若い世代を含む地域の方々とどのように将来像を共有し、その意見を今後の検討に反映していくのでしょうか。花川戸地域を含む浅草駅、隅田川周辺の今後の取組について伺います。

○委員長　都市づくり部長。

◎寺田茂　都市づくり部長　ご質問にお答えいたします。

浅草未来図案では、花川戸地区を含む浅草駅、隅田川周辺を新たな回遊拠点と位置づけています。多くの来街者を迎える浅草の玄関口である、この地域の再生は、今後のまちづくりにおける重要な課題であると認識しています。その実現に向けては、東武浅草駅をはじめ、道路、地下空間、隅田川など、管理主体の異なる都市基盤を一体的に捉え、関係者が共通の方向性の下で取り組む必要があると考えています。

このため、本年７月、区と東武鉄道が共同で事務局を担い、学識経験者、国、東京都、鉄道事業者などで構成する協議会を設置しました。現在、駅周辺の動線や公共空間、まちと水辺との接続などについて検討を進めており、区は関係者間の調整を図りながら、都市基盤の整備内容を取りまとめていきます。

都市再生を進める上では、地域住民や地権者などとの合意形成が重要であると認識しています。このため、地域におけるまちづくりの検討の場づくりを促すとともに、区と東武鉄道が展示したパネルを用いて、意見交換会などを開催し、協議会での検討状況を示しながら、若い世代を含む幅広い世代の方々からご意見を伺います。

こうした地域でのまちづくりの議論と協議会における都市基盤の検討を区がつなぎ、浅草駅、隅田川周辺の都市再生の具体化を進めています。

○委員長　松村委員。

◆松村智成　委員　ご答弁ありがとうございます。長年の課題であった、この地域のまちづくりが、今まさに大きく動き出そうとしていることを実感いたしております。

将来の浅草を支える若い世代の声をしっかりと受け止めながら、地域と一体となった都市基盤整備が確実に前進するよう強く期待いたしまして、この質問を終わります。

それでは、最後の質問です。教育費の審査でも指摘させていただいた公教育の政治的中立性と学習指導要領の厳格な遵守について、教育長に伺います。

現在、学校現場における人権教育の推進は極めて重要な課題です。しかし、私が強い危機感を抱いているのは、この人権や多様性という誰も反対できないような美しい言葉を隠れみのにして、特定のイデオロギーや一方的な思想を教育現場に持ち込もうとする動きがあることです。

その最たる例が、特定の団体等が推進している包括的性教育です。彼らは、文部科学省が定めた学習指導要領の規定を古くさい歯止めだと批判し、現行のルールを逸脱した過激な指導を学校現場に導入しようと画策しています。また、現在の日本の法制度では認められていない同性婚や選択的夫婦別姓といった、いまだ国民的な議論が分かれている政治的課題について、一部の偏った考えを持つ外部講師や教材を通じ、特定の法改正が正しいと誘導するような指導が行われるリスクも懸念されています。さらには、生物学的な男女の特性を軽視し、いたずらに性の差異をなくそうとする過剰な指導は、心身の発達段階にある過敏な時期の子供たちに無用な混乱を招くだけです。

ここで、最も重要な本質を申し上げます。子供の教育、とりわけ性や家族観に関する教育の第一義的な責任と権利は保護者にあります。学校は、あくまで、それを補完する立場にすぎません。保護者の目の届かない密室の教室で、発達段階を無視した過激な教育や特定の家族観を否定するような思想を植え付けることは、保護者の権利の侵害にもつながる極めて危険な行為です。教育基本法第14条では、教育の政治的中立性を厳しく定めています。公教育の場は特定の運動団体が自分たちのイデオロギーの正当性を主張したり、子供たちに特定の思想に染め上げたりするための実験場ではありません。

そこで、本区の教育行政のトップである教育長に伺います。多様性という言葉に流され、一部の極端な声や特定の団体の圧力に屈するようなことがあってはなりません。親御さんたちが安心して子供を送り出せる台東区の教育環境を、私たちは断固として守り抜かなければなりません。本区の公教育においては、外部講師の選定や教材の扱いを含め、現行の法制度と学習指導要領に厳格にのっとった、客観的かつ中立的な教育を突き通す確固たる覚悟があるのか、見解を求めます。

○委員長　教育委員会事務局次長。

◎佐々木洋人　教育委員会事務局次長　ご質問にお答えいたします。

教育基本法に定められた公教育における政治的中立性の確保並びに学習指導要領の遵守は、学校教育の根幹をなす重要かつ不可欠な原則であると認識しています。学校は、子供たちが様々な考えや価値観に触れ、客観的な視点を養うとともに、一人一人の違いやよさを尊重しながら共に成長する場です。今後も学習指導要領に基づき、子供たちの価値観が偏ることのないよう、外部講師や教材を含む指導内容全体を適切に確認し、必要に応じて指導してまいります。

教育委員会といたしましては、安心安全な教育環境の整備に努め、子供たちが主体的な判断力を身につけ、他者と協働しながらよりよい答えをつくる力を育んでまいります。

○委員長　松村委員。

◆松村智成　委員　明確かつ力強いご答弁、高く評価いたします。ありがとうございました。

子供たちは、台東区の、そして、この国の未来そのものです。子供たちの純粋な心を大人たちの政治闘争やイデオロギーの道具にすることは断じて許されません。一人の子供も見捨てない、日本一の教育環境を実現するため、教育長には引き続き、毅然とした態度で現場をお守りいただくよう強く要望いたしておきます。

時間大丈夫ですね。最後に、今回の決算特別委員会を通じて、個人的な総括として申し上げます。

私が連日、区有施設における中立性の確保、教育現場へのイデオロギーの持込みの排除、そして、外国人の公的制度の厳格運用について厳しく問わせていただきましたのは、全てが１つの目的に帰結いたします。それは、台東区民の平穏な生活を防衛するということです。総務費の審議でもお話しいたしましたが、本区の合計特殊出生率は0.98と東京都平均すら下回る極めて危機的な状況にあります。この自治体の存続に関わる厳しい現実に対し、人口減少や労働力不足の解決策として、安易に外国人を増やすことに依存する方向は私は間違えていると思っています。私たちが最優先で守り、税金を投資すべきは、この台東区で日本人が安心して子供を産み育て、日本人を増やしていくための環境づくりです。特定のイデオロギーや不公平な制度運用に区民の血税や労力を奪われることなく、限られた財源を真に区民のため、そして、台東区の未来のためだけに集中させること、このぶれない政治姿勢を貫き、区民の先頭に立って、台東区をお守りいただくことを区長、教育長、そして、全理事者の皆様に強く要望いたしまして、私の総括質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○委員長　松村智成委員の質問を終わります。

台東区議会自由民主党、望月元美委員。

それでは、質問をどうぞ。

◆望月元美　委員　自由民主党の望月元美でございます。

初めに、災害時の在宅避難についてお伺いいたします。

７月の熊本地震をはじめ、日本各地で水害などの自然災害が発生し、甚大な被害をもたらしております。未曽有の災害から多くのことを学び、今後予測される首都直下地震や台風や豪雨などの災害発生に対し、万全を期した対策を構築していかなくてはならないと強く感じており

ます。

そのためにも、日頃から防災意識を高め、一人一人が適切な防災行動が取れるようになることが必要不可欠と考えます。災害時において、自宅に倒壊や浸水などの危険がない場合に、避難所へ行かず、そのまま自宅で生活を継続する在宅避難は、環境変化によるストレス軽減やプライバシー確保、感染症リスクの低減、さらにはペットと一緒に避難生活を送れるなど、多くの利点があります。本区におきましても、広報たいとうやＳＮＳ、防災訓練などを通じて、在宅避難を広く推奨していますが、今後は在宅避難を支える施策をさらに強化する必要があると考えます。そのためにも、まず区として、在宅避難に対する明確な考え方を示すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

在宅避難への備えとして、室内の安全確保が最も重要です。建物の耐震性と安全性を確認した上で、家具や家電製品の固定など、室内環境の整備が不可欠です。固定していない家具や家電製品は、地震が発生した際に、けがや火災、避難の妨げとなる可能性があり、東京消防庁の調査では、地震時のけがの原因の30％から50％が家具類の転倒、落下、移動によるものとされています。首都直下地震では、都内で約５万4,500人が家具の転倒や落下により負傷すると予測されています。地震の大きな揺れにより、建物躯体に損傷がなくても、室内の家具などが散乱しては在宅避難が困難になります。

港区では、既に、全世帯を対象に家具転倒防止器具等を無償支給しています。本区におきましても、高齢者世帯の家具転倒防止器具を３点まで無料で給付、取付けを行っていることは評価しておりますが、区民の安全を守る観点から、一般世帯に対しても、家具転倒防止器具等の購入費助成を導入するべきと考えます。

また、災害時には、電気、ガス、水道などのライフラインが寸断される可能性があります。特に電気は、通信、照明、暖房、冷房、調理など生活の基盤であり、停電時に備えた家庭内電力を供給する防災バッテリーと呼ばれる家庭用蓄電池の重要性は高まっています。電気がなければ情報収集が困難となり、冷蔵庫の食料確保やエアコン停止による健康被害など、生活への影響が甚大です。

既に避難所では、発電機やポータブル電源、ソーラーパネルなどが整備されていますが、在宅避難では、各家庭で備える必要があります。しかし、高額であるため、購入が難しいという声も多く聞かれます。

そこで、区民の生活を守るための一助となる防災バッテリー購入費の助成制度を検討するべきではないかと考えます。

そして、在宅避難について、重要な課題が災害時のトイレです。本区では、本年３月に、台東区災害時トイレ確保・管理指針を策定し、災害時の携帯トイレを今月から全世帯に配布していることは大変評価しております。区内では、新築マンションが増加していますが、災害発生後は安全確認が取れるまで、トイレが使用禁止となることを知らない住民が多いのが現状です。マンションの共用排水管が破損した状態で住民の誰かがトイレを使用すると、汚水が逆流する

危険があるため、トイレが使用できません。

そこで、マンションにおける断水時の衛生環境確保には、マンホールの上に簡易な便座やパネルを設置し、災害時において迅速にトイレ機能を確保することができるマンホールトイレが有効です。文京区では、既に中高層共同住宅等のマンホールトイレの調査費、設置費の助成を行い、横浜市でも自治会や町内会、マンション等の管理組合向けのマンホールトイレ設置助成制度を設けています。本区におきましても、マンション管理組合に対し、敷地内のマンホールトイレ整備に必要な調査費や工事費の助成を行うことで、在宅避難の促進と避難所の負担軽減につながると考えます。

災害はいつ来るか分かりません。だからこそ、区民の生命や財産を守るため、区として万全な対策を早急に構築するべきと考えます。こうした在宅避難への支援策について、区長のご所見をお伺いいたします。

○委員長　区長。

◎服部征夫　区長　ご質問にお答えいたします。

まず、在宅避難に対する考え方についてです。

発災時の在宅避難については、プライバシーの確保、また、感染症防止のほか、限られた避難所のスペースを有効活用する観点から、これは大変有効であると認識しています。現在、区では自宅での生活を継続していただくため、今月から全世帯への携帯トイレの配布や防災フェア等のイベントを通じて、家庭内備蓄の周知・啓発を行うなど、在宅避難を積極的に推進をしています。

また、区が在宅避難者の状況やニーズを把握し、ライフラインや物流の復旧等の状況に応じた対策を講じていくことも重要であると考えています。

今後は、東京都が策定した避難者生活支援指針、これを踏まえて、支援対象者の把握や支援拠点の開設、運営など、具体的な検討を進め、在宅避難を安心して選択できる環境の整備に取り組んでまいります。

次に、在宅避難への支援策についてです。

発災時に被害を最小限に抑え、地域の防災力の向上を図るためには、日頃から消火器や発電機、ヘルメット等の防災資機材を備えておくことが重要です。現在、区では、町会が結成する自主防災組織やマンション管理組合等に対し、防災資機材の購入費の助成事業、これを実施しています。また、現在、高齢者世帯に対しては、地震発生時における安全性を高めるため、家具転倒防止器具の給付、取付けを行っていますが、望月委員ご提案の、これは一般世帯、これを対象とした家具転倒防止器具の購入助成については、様々な観点から検討してまいります。その他の助成事業については、これは他の自治体の事例について情報収集を行っております。今後とも在宅避難に関する周知・啓発に努めるとともに、これは東京都と連携を図りながら、在宅避難者の生活支援に必要な取組を進めてまいります。

○委員長　望月委員。

◆望月元美　委員　次に、ひきこもり支援についてお伺いいたします。

ひきこもりとは就学や就労、交友などの社会的参加を避け、６か月以上にわたり家庭にとどまり続けている状態のことをいいます。内閣府の2022年度こども・若者の意識と生活に関する調査によると、15歳から64歳の約50人に１人、全国で約146万人がひきこもり状態にあると推計されています。

特に注目すべきは、40歳から64歳の中高年層におけるひきこもりの人数で、出現率は2.02％、約84万人と推計され、2018年度の1.45％、約61万3,000人と比べ、大きく増加しています。1990年代には若年層の問題として捉えられていたひきこもりですが、長期化に伴い、本人と親が共に高齢化し、十分な支援につながらないまま孤立する8050問題が社会問題となりました。そして、近年では、親が90代、子供が60代となる9060問題へと深刻化しています。

親の年金や貯蓄によって生活を維持していても、親が要介護となれば、生活基盤が一気に崩れ、親子共倒れとなる危険性もあります。こうした状況を踏まえると、ひきこもりの長期化を防ぐためには、思春期や青年期からの早期支援を充実させることが大変重要です。

一方で、ひきこもりの要因は、本人の精神的、心理的な課題だけではなく、家庭環境や就労環境、人間関係などの多様化かつ総合化しています。そのため、一時的な支援ではなく、一人一人の状況に寄り添いながら、段階的かつ継続的に支援していくことが不可欠です。本区では、39歳までのひきこもり当事者やその家族を対象に、相談窓口や居場所づくりなどの支援事業を実施しています。また、令和13年度末に開設予定の（仮称）北上野二丁目福祉施設では、ひきこもり支援の充実を図るとともに、生きづらさを抱える若者一人一人に応じた支援や、子供・若者に関する相談や情報提供、助言を行う子ども・若者総合相談センターの機能が盛り込まれていることは、大変評価しています。

しかし、その一方で、本区のひきこもり相談は39歳までを対象にしており、40歳以上になると、相談窓口や支援内容が異なります。いわゆる39歳の壁が存在し、支援の連続性という観点から課題があるのではないでしょうか。

現在、ひきこもりは中高年層にも広がっており、年齢によって相談窓口を分けるのではなく、年齢を問わず、安心して相談できる体制が必要です。既に墨田区や中央区、文京区、港区をはじめ、23区中17区では、年齢制限を設けないひきこもり相談窓口を設置しています。

ひきこもり支援は、早期の相談対応はもちろん、社会とのつながりや地域での見守り、さらには福祉、医療、就労、行政が連携した伴走型の支援が重要です。9060問題は、長期化したひきこもりと高齢化の進展により生じた新たな社会課題であり、今後、ますます対応が求められます。だからこそ、年齢による区切りを設けず、誰もが継続して相談、支援を受けられる体制を構築すべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

○委員長　福祉部長。

◎三瓶共洋　福祉部長　ご質問にお答えいたします。

ひきこもりが中高年層にも広がる中、いわゆる9060問題をはじめとする長期化・高齢化に

伴う課題への対応は、区としても大変重要であると認識しています。

区では、少子高齢化の一層の進行や住民相互のつながりの希薄化等により生じた、世代や分野を超えた複合的な課題に対応するため、包摂的な支援に取り組んでいるところです。本年度は相談支援に係る拠点の開拓や多様な機関との連携によるネットワークの構築、地域福祉コーディネーターのアウトリーチ等の取組により、８月までに34人の方に早期の支援を実施し、適切な関係機関につないでいます。

一方で、委員ご指摘のとおり、現行のひきこもり支援は、年齢により区切りがあることで、継続的な支援に課題があり、さらなる対応が求められています。ひきこもりの状態にある方やそのご家族は、それぞれ異なる背景や複雑な事情を抱えていることから、個人の思いを大切にしながら、時間をかけて寄り添う支援が必要です。

今後、誰もが年齢にかかわらず、継続的に相談支援を受けられるよう、ひきこもり支援体制の整備に向けた検討を進めてまいります。

○委員長　望月委員。

◆望月元美　委員　次に、ＪＲ浅草橋駅東口のバリアフリー化についてお伺いいたします。

長年にわたり、地域の皆様からの強い要望が寄せられ、区がＪＲ東日本へ働きかけた結果、平成28年３月に、西口エレベーターが設置されたことは高く評価しております。

しかし、江戸通りに面した都営浅草線浅草橋駅との乗換口となるＪＲ浅草橋駅東口には、依然として階段しかなく、多くの利用者から東口へのエレベーター設置を求める声が多く上がっています。

平成28年度に実施した区の調査では、現在の駅舎にエレベーターを設置するには、敷地所有や構造上の制約など、多く課題があることが明らかになりました。この結果を踏まえ、バリアフリー化の課題も含め、駅周辺のまちづくりと一体的に検討する方向が示されました。

その後、平成30年度には、浅草橋駅周辺まちづくり基礎調査を実施し、令和元年度は住民や事業者へのアンケートの実施、追加調査と検討を行い、駅のバリアフリー化にとどまらず、多角的な視点から、まちづくりの検討が進められてきました。

この検討については、地域の皆様も大変期待をしていますが、この地域には、地元主体でまちづくりを検討する組織が存在していません。そのため、地域のまちづくりの機運醸成を図るべく、令和４年度からは、住民や事業者によるまちづくり勉強会が毎年開催されています。

本区においても、本年３月に、まちづくりに係る総合的な条例を制定し、誰もがまちづくりに参画できる環境づくりや地域特性に応じた市街地形成を進める基盤が整ったことは、評価しております。浅草橋地域が一体となってまちづくりを進める上で、大きな後押しになるものと期待しています。

しかしながら、まちづくりの検討を進める一方で、浅草橋駅は地域住民の日常利用に加え、来街者も多く利用する駅であり、安全で円滑に移動できる環境整備は喫緊の課題です。東口の階段は、利用者にとって大きな負担となっており、課題は長期化しています。区が、これまで

鉄道事業者への働きかけや課題把握に努めてきたことは承知していますが、具体的な改善には至っていません。西口にエレベーターが設置されてから10年が経過し、東口へのエレベーター設置を求める地域の声は、年々強まっています。浅草橋駅東口のバリアフリー化について、これまでの経過を踏まえ、今後、区としてどのように取り組んでいくのか、ご所見をお伺いいたします。

○委員長　都市づくり部長。

◎寺田茂　都市づくり部長　ご質問にお答えいたします。

浅草橋駅東口のバリアフリー化は、地域から長年にわたり要望が寄せられており、区としても継続して取り組んできた課題です。

この間、区は鉄道事業者への働きかけと併せ、駅のバリアフリー化に向けた調査を実施しました。その中で、現在の駅舎内で対応するには敷地や構造上の制約があることを確認しています。駅施設のバリアフリー化は、鉄道事業者が主体となって対応するものと考えていますが、周辺道路や歩行者動線との関係も踏まえる必要があります。

こうしたことから、区では、この地区のまちづくりと併せて捉えることとし、基礎調査などを実施してきました。また、地域で開催されているまちづくり勉強会でも、駅周辺の在り方について意見交換が重ねられています。このことを踏まえ、区は本年制定した東京都台東区まちづくりに係る総合的な条例に基づき、勉強会の議論が具体の検討や活動につながるよう支援していきます。

今後は、駅周辺の歩行者動線の在り方などの論点を整理して、鉄道事業者をはじめ、地域や関係者と協議を重ねながら、改善の方向性を見いだせるよう進めてまいります。

○委員長　望月委員。

◆望月元美　委員　この東口エレベーター設置につきましては、地元の皆様の誠実な願いがございますので、ぜひ、スピード感を持って進めていただきたいと、これについては強く要望いたします。

以上で質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○委員長　望月元美委員の質問を終わります。

台東区議会自由民主党、髙森喜美子委員。

それでは、質問をどうぞ。

◆髙森喜美子　委員　自由民主党の髙森喜美子でございます。

早速、総括質問をさせていただきます。

集中豪雨への備えとしての止水板の普及についてと設置についてお伺いをいたします。

住宅や店舗、事務所などの止水板設置のための助成の開始についてでございます。

今年は８月から台風が次々と発生し、日本列島のあちこちに大きな爪跡を残しました。地球温暖化によるエルニーニョ現象の影響は、台風の発生時期、規模や進路にも変化を及ぼし、気象状況によっては、同じ地域に長い時間雨を降らせる線状降水帯を発生させ、集中豪雨となっ

て被害を大きくさせています。都市部においても、急な大雨は排水が追いつかず、内水氾濫を引き起こして短時間のうちに床下や床上まで浸水してしまう被害が名古屋市や千葉市で発生しています。東京では近郊の地下調節池が完成し、環状７号線地下調節池の整備の完成を待っているところですが、台風のみならず、集中豪雨や線状降水帯の発生による被害はいつ起こるか分かりません。一度建物の中に浸水すれば、水につかったほとんどのものを処分しなければならず、経済的損害と精神的ショック、片づける労力も大変です。地下で営業している店舗では、逃げ遅れれば命に関わる事態になりかねません。

本区では、長年にわたり土のうによる止水を推奨し、区民に土のうステーションに取りに来ていただいたり、職員が届けに行ったりしています。土のうは形が建物や床面に密着させられる利点はありますが、重い、保管場所に困るとの声も聞かれ、活用の課題になっています。最近では止水板による防災の研究が進み、その建物の状況や設置者の状況により選べるよう、種類が増えてきています。昨年の４定で、中澤議員も簡易止水板の購入費助成を要望されています。さらに進めて、住宅や店舗、事務所など、建物の状況に応じて一番ふさわしい止水板の設置を検討していただき、その上で、東京都の止水板設置補助金制度を活用できるような区の制度を考えていただきたいのですが、ご所見をお聞かせください。

次に、区有施設における止水板の設置を区の施策として計画的に進めることについて伺います。

区有施設は、新築されたいきいきてらすや特養では止水板が整備されているとのことですが、それ以外は不十分で、１階が浸水すれば階段などから地下への浸水は容易に想像でき、電気設備やエレベーター設備への被害が心配されます。そうなると、復旧にはかなりの時間がかかり、業務に大きな支障が出かねません。肝腎な区有施設の防水対策をどのように考え進めるのでしょうか。区有施設は、小規模な倉庫や公衆トイレを除いて134棟、268施設があり、指定管理者制度を導入している施設は54施設となっています。どれも区民の皆様に利用され、大切な施設ですが、施設管理者任せに今日まで来ており、浸水対策は進んでいるとは言えません。止水板の設置により被害を免れ、あるいは軽減されるのであれば、区の施策として計画的に優先順位を定め、予算をつけて順次進めるべきと考えます。区有施設の浸水対策としての止水板の設置についてお考えをお聞かせください。

○委員長　都市づくり部長。

◎寺田茂　都市づくり部長　私から、ご質問のうち、住宅や店舗、事務所などへの止水板設置のための助成の開始についてお答えいたします。

近年、線状降水帯などによる集中豪雨が全国各地で発生しており、本区においても浸水被害の備えを進める必要があると認識しています。また、本区には、半地下や地下室を有する建築物も多く、集中豪雨が発生した場合には、建築物の内部に雨水が流れ込むなど、浸水のおそれがあります。このため、建築物の所有者などがそれぞれの状況に応じた浸水対策を講じることが重要であり、止水板の設置は有効な対策の一つであると考えています。

委員ご提案の止水板への助成については、東京都の区市町村に対する補助制度の活用も含め、今後、建築物の状況に応じた支援の在り方を検討してまいります。

私からは以上です。

○委員長　総務部長。

◎小川信彦　総務部長　私から、ご質問のうち、区有施設への止水板設置についてお答えいたします。

集中豪雨などによる区有施設への浸水は、機器類の破損などの被害により、区民サービスが停止するなどのおそれがあります。そのため、止水板設置などの浸水対策は重要であると認識しています。区では、これまでも施設の新築や大規模改修の際に、地下スロープ等への止水板設置や電気設備等の主要機器を上層階に設置するなど、浸水対策を順次進めてきました。しかしながら、まだ対応していない施設もあることから、浸水被害が予想される地域の一つについて、地下階があるなど、施設の構造を踏まえ、適切な止水用の設備、資材などを引き続き計画的かつ速やかに整備してまいります。

○委員長　髙森委員。

◆髙森喜美子　委員　前向きなご答弁、ありがとうございます。

災害対策というのは、進めていくに当たっては、区民の皆様のまずはご理解をいただくことが重要でございます。特に豪雨に対する浸水対策というのは、なかなか区の施策の中でもなくて、これまで土のうによる浸水対策ということになっておりまして、あとは豪雨が来そうだから早く避難してくださいというインフォメーションをするというようなことでございます。止水板を設置していただくことによりまして、浸水対策に対する区民の認識をより深めていただけるよう進めていっていただければと思っております。

次に、上野駅周辺と東上野四・五丁目のまちづくりについて伺います。

上野駅と周辺の都市再開発についてです。

上野の各駅は、１日平均の乗降客数がＪＲ上野駅は約20万人、京成上野は約５万人、東京メトロ２駅で約19万人が利用していると見られています。これだけの人の流れは駅から駅へ、駅からまちへ、また、上野公園へと絶えず動いているわけですが、ＪＲ上野駅舎の整備は進んでおらず、中二階となる中央乗換通路は、山手線、京浜東北線、上野東京ラインへ乗り換える通路ですが、頭がぶつかりそうな柱のような構造物が二重に立ちはだかり、多くの利用者が行き交う駅として異常な感じがいたします。ＪＲ上野駅舎内の複雑な構造で乗換通路が大変分かりづらく、京成上野駅、銀座線上野駅、日比谷線上野駅への乗換えは、聞かれても説明するのに苦労いたします。整備が進んだのは公園口の改札側と、このほど完成した中央改札前のコンコースの整備で、上野駅を文化創造 HUBとして大屋根のコンコースをアートサイネージの空間として活用する方針を示しています。しかしながら、駅本来の乗客の乗換えの不便や駅舎内の危険な通路の改善計画は示されていません。歴史ある上野駅ですので、訪れた人も地元の私たちも誇れる安全快適な駅になるよう、しっかりとした計画を示していただきたいものです。

さらに、上野まちづくりビジョンに基づく歩行者空間、広場などの余裕のスペース、安全なタクシーへの乗降スペースと待機場所の確保など、駅とまちをつなぐ周辺の都市空間の整備は、待ったなしの課題です。将来性と実効性ある整備をするために、どのように国、都、ＪＲ、メトロと連携し、取り組んでいくのか、お考えをお聞かせください。

次に、上野駅周辺整備と連携した東上野四・五丁目のまちづくりについてお伺いいたします。

東上野四・五丁目には、区役所をはじめ、上野警察、上野消防署、ハローワークなどの公共機関があり、また、上野駅に近く、国道４号線と浅草通りの交差点で交通の利便性が高い地域であります。2001年頃から大規模地権者間で検討が始まり、2006年台東区都市計画マスタープランに基づき2013年にまちづくり方針が決まり、2016年東上野四・五丁目まちづくりガイドラインを策定し、2017年地区計画の検討が始まっています。長年にわたりまちづくり協議会の皆様のご意見を伺いながら今日に至っています。

今では将来、更新が必要となる建物が多くあり、更新時には必要な土地の確保が大変重要となります。下谷小学校跡地では、今後、上野警察新庁舎と観光バスの仮駐車場が整備される予定となっています。現在の上野警察署の跡地は区が所有し、この地域のエントランス街区としてまちづくりの中心的地域となってまいります。現在は市街地再開発事業に向けて準備組合が立ち上がり、区の権利床を含め、様々な検討が進められています。

先日、東京メトロの本社が仮移転いたしましたが、建物や土地の活用方法は決まっていないと聞いています。そこで、東上野のまちづくりについては、エントランス街区だけでなく、東京メトロの東上野三丁目の本社の敷地や東上野四丁目の車両基地の敷地を含め、周辺エリアの都市更新を大きく見据えた一体的な検討を行っていくことが重要と考えますが、いかがでしょうか。

また、エントランス街区については、将来的な公共施設の再編を視野に入れて上野駅周辺のまちづくりの状況と合わせ、各エリアの地域特性や台東区全体への普及効果、区民の利便性、安全性の観点から、導入機能を検討する必要があると考えますが、いかがでしょうか、ご所見をお聞かせください。

○委員長　拠点まちづくり担当部長。

◎田邊守　拠点まちづくり担当部長　ご質問にお答えいたします。

まず、上野駅と周辺の都市再開発における関係機関等との連携についてです。

上野駅周辺には、複数の鉄道事業者が管理する施設をはじめ、国道や都道、ペデストリアンデッキ、公園など、管理主体の異なる都市基盤や公共空間が集積しています。このため、上野駅周辺の都市空間再編に際しては、国や東京都、鉄道事業者等と協働して、道路や広場といった公共施設や周辺の民間開発、ＪＲ等の駅施設を一体的に検討することが重要であると認識しています。

こうした認識の下、区では、現在、上野駅周辺の将来像や技術的な課題、対応策などについて関係機関等と議論を重ねています。引き続き国や都、鉄道事業者等と密接に連携しながら、

都市空間再編の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、東上野四・五丁目地区のまちづくりについてです。

本地区は、区民生活を支える公共公営施設が集積し、多くの人々が訪れる重要な拠点であるとともに、周辺市街地と上野駅をつなぐ結節点でもあります。そこで、上野と浅草双方の玄関口であるエントランス街区のまちづくりを上野地区の都市空間再編におけるリーディングプロジェクトと位置づけています。その実現に向け、周辺エリアの都市更新の動向も踏まえながら、公益的なにぎわい、相乗効果などについて検討することが重要であると認識しています。また、文化産業振興などを通じた区全体への波及効果や区民の利便性や安全性といった観点から、具体的な導入機能やその効果を見極めていく必要があると考えています。

こうした視点を踏まえ、引き続き上野地区及び区全体の価値、魅力の向上に向け、エントランス街区のまちづくりに鋭意取り組んでまいります。

○委員長　髙森委員。

◆髙森喜美子　委員　まちづくりは大変時間のかかる仕事ではございますが、しっかりと各国、東京都、ＪＲ、メトロ、そうした機関の方々との連携も大切ではございますが、渋谷の駅の再開発を見ますと、やはり区がかなりイニシアチブを取ってそれらをしっかりと結びつけ、あれだけの大開発を今進めているところでございます。15年間の計画性を持ってやっているということでありまして、そういう意味では、上野駅も、それからまちもそうした国や東京都など、しっかりとした連携の中でなければ進められないと思っておりますので、しっかりとその点よろしくお願いを申し上げます。

次に、カスタマーハラスメントの防止の取組について伺います。

台東区カスタマーハラスメント対策基本方針に基づく今後の取組について伺います。

ハラスメントは、相手を傷つける行為で、人権侵害にも当たります。パワーハラスメントは知事のパワーハラスメントや市長のパワーハラスメントが報じられ、社会的に話題になったことで認知度が高まりました。パワーハラスメントを指摘されるまで本人は気がついていなかったところに異常性を感じます。

カスタマーハラスメントに対する企業の対策は、今年10月１日施行の改正労働施策総合推進法により、全ての企業、事業主において防止措置を講じることが法的に義務化されました。具体的な対策として、１、組織としての方針の明確化と周知、２、相談体制の整備、３、事案発生時の迅速かつ適切な対応、４、悪質なケースへの抑止措置、５、プライバシー保護と不利益取扱いの禁止です。区ではこれまでも職員研修などでハラスメントについて認識の共有や対応策について学んでいると思いますが、パワハラを認識できなかった市長や知事のように、ハラスメントをしている本人は分かっていないことが多いことや区には様々な職場があり、職場によって対応も変わってくると思われます。カスタマーハラスメントが発生し、被害に遭った、または被害に遭いそうになったときに、駆け込める窓口、体制が大切であり、適切な解決につながるよう、日頃からの実践的な取組が必要と考えますが、どのように取り組みますかお聞か

せください。

また、カスタマーハラスメントとは何か、言葉の意味さえ一般的になっているとは言えません。区民の誰もが被害者になることも加害者になることもないよう、ポスターの掲示など、区民に届く丁寧な啓発も大切と思いますが、今後の取組についてお考えをお聞かせください。

次に、区内中小企業へのカスハラ対策をさらに進める方策について伺います。

中小企業や小売店、飲食店など、全ての企業がカスハラ防止措置に必ず取り組まなければならない義務となりました。しかし、実際の現場では、どのように対応すればよいのか分からない、どのような準備をすればよいのか分からないなどの声が聞こえてきます。職種や従業員の規模によって悩みは違いますが、経営者の皆様や現場の責任者に最善のカスハラ対策について支援していただきたいと思います。産業振興事業団を中心に、具体的にどのように進めていくのかお聞かせください。

○委員長　総務部長。

◎小川信彦　総務部長　私から、ご質問のうち、台東区職員カスタマーハラスメント対策基本方針に基づく今後の取組についてお答えいたします。

全ての職員が安心して働くことができる職場環境を確保し、区民の皆様に質の高い行政サービスを提供し続けることは大変重要です。区では、これまでも職員に対し、顧客満足度向上クレーム対応研修を行っており、その中で、カスタマーハラスメント対応を含むロールプレーを取り入れ、対応能力の向上に取り組んでいます。対策基本方針の策定後は、全庁的な対応マニュアルを作成し、組織的に対応できるよう、各所属の接遇責任者等に対し研修などを実施するほか、相談窓口を設置しています。加えて、通話を録音する機器を一部職場の電話機に設置することで、職員への不当な圧力などの排除に努めるとともに、業務の公正かつ適正な執行を図ることで、職務の質の向上に努めてきました。また、委員ご指摘のとおり、実践的な取組は大切であることから、職場の特性に応じたより細かいマニュアルの作成を行うとともに、今後予定している本庁舎の電話交換機の更新に合わせて通話を録音する職場の拡大について検討しているところです。

次に、区民への周知については、これまで広報たいとうや区公式ホームページなどで行うとともに、カスタマーハラスメントの防止を呼びかけるポスターを、庁舎をはじめ、区有施設に掲示してきました。今後は他自治体での啓発方法も参考に、より効果的な区民への周知を進めてまいります。

引き続き職員の良好な勤務環境を守るため、カスタマーハラスメント対策に取り組んでまいります。

私からは以上です。

○委員長　産業振興担当部長。

◎杉光邦彦　産業振興担当部長　私から、ご質問のうち、区内中小企業へのカスタマーハラスメント対策をさらに進める方策についてお答えいたします。

区内の中小企業においても、顧客や取引先からの著しい迷惑行為への対応は、切実な経営課題であり、企業が組織全体として取り組むことが重要であると認識しています。

昨年４月の東京都カスタマーハラスメント防止条例の施行に伴い、台東区産業振興事業団では、経営相談窓口での周知や事業者が実施する従業員教育に対する助成支援、カスハラ対策セミナーなどを実施しました。今後は専門コーディネーターが事業者に訪問する際、カスタマーハラスメントに関する課題等について、経営者や従業員の方々からヒアリングを行い、事業団の支援内容の案内に加え、国や東京都のガイドラインを紹介するなど、よりきめ細かな普及啓発に努めてまいります。企業全体で誰もが安心して働くことができる職場環境づくりに取り組み、企業の成長へとつなげるよう引き続き区と事業団が一体となって区内中小企業への働きかけを鋭意進めてまいります。

○委員長　髙森委員。

◆髙森喜美子　委員　ありがとうございます。ハラスメントはセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、いろいろなハラスメント、今回はカスタマーハラスメントについて伺いましたが、そうしたことは、許されない、むしろ格好悪い行為なんだというふうに誰もが認識できるよう、これを機会にハラスメントに対する啓発もよろしくお願い申し上げます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○委員長　髙森喜美子委員の質問を終わります。

○委員長　昼食時となりましたので、ここで休憩いたしたいと思います。

なお、自由民主党の残り時間は14分55秒となっておりますので、ご確認ください。

午後は１時ちょうどに再開いたしますのでよろしくお願いいたします。

午前１１時５６分休憩

午後　０時５９分再開

○委員長　ただいまから、決算特別委員会を再開いたします。

○委員長　自由民主党の残り時間を表示してありますので、ご確認ください。

台東区議会自由民主党、太田雅久委員。

それでは、質問をどうぞ。

◆太田雅久　委員　自民党の太田でございます。我が会派最後の質問ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

まず初めに、財政についてお尋ねいたします。

今回の決算審議の中で、理事者からは、単年度のみの余裕を除けば、経常的な一般財源の伸びと経常的な歳出の伸びや６年度も７年度もほぼ均衡しているというような答弁がありました。台東区は今、国が言う成長の好循環の道に踏み出せるかどうかの分岐点に立っていると思って

います。今後、本区が成長の好循環の波に乗り、増えた一般財源を活用して社会経済状況など、変化を的確に捉えた必要な取組を確実に実施していけるか、まさに今が正念場と言える状況だと思っています。

日本経済は現在、戦後最長のイザナミ景気を超えたという見方もあります。一方で、実質賃金は伸びているものの、多くの労働者が属するボリュームゾーンの実感と一致していない可能性があるということであります。実際、まちを声を聞きましても、その好循環を実感できていない区民や区内事業者が多くいると感じています。また、中古マンションの売買価格も近年は一般的な収入の世帯が購入するエリアでは頭打ちが見られ、価格が下落しているところもあり、不動産バブルと言われた状況が今後どう推移していくのか注視していかなくてはならないと考えています。また、（仮称）北上野二丁目福祉施設整備をはじめとする区の大型の施設整備の複数入札不調になっていますが、まちを見ても民間の建築事業で全く進まず止まっている現場をよく見かけます。恐らく資金か資材の入手、また人材確保、いずれかの調達が厳しくなってしまっているのではないでしょうか。このようなことを考えると、現時点では、景気拡大が続いているようでありますが、今後の景気動向は極めて不透明であり、成長の好循環を期待するところでありますが、簡単に踏み出せるものではないと考えています。

歳入はこれまで堅調に推移してきていますが、今後同じような伸びが期待できるかどうかは分かりません。一方で、さきに述べた建築工事の例から見られるように、一度上がった物価や人件費は下がることは期待できず、しかし、歳出は今後増加が避けられないと考えています。さきも触れましたが、経常的な一般財源の伸びとその経費の伸びが均衡していると示されました。それは歳入の伸びがあっても、それが既に実施している事業の経費に使われているため、今後予定されている施設整備や大規模改修などの投資的経費や新たな取組への財源を生み出すのが厳しい状況だとも言えます。したがって、来年度以降、行政運営を進めていく際に、このような厳しい環境であるという危機感を持っていただきたいと考えています。この先も区民や事業者を支える取組やまちづくりなど、課題に解決に向けて必要な施策を積極的に進めて続けていくとともに、財政の持続可能性も確保することが必要であり、この両輪を円滑に進めていくことが極めて重要になってくると考えています。

そこで質問いたします。本区の財政構造も踏まえ、どのような点に留意をして財政運営を進めていくべきかのお考えがありますか、区長の所見をお伺いいたします。

○委員長　企画財政部長。

◎関井隆人　企画財政部長　ご質問にお答えいたします。

本区の財政構造は、区民１人当たりの扶助費が相対的に高く、経常収支比率が高止まりしているほか、歳入の根幹をなす特別区民税や特別区交付金は景気変動の影響を受けやすい面があります。また、地方交付税が交付されないことから、自律的な財政運営が求められています。そのため、多様化・複雑化する行政ニーズに迅速かつ的確に対応していくため、経常的な事業を積極的に見直すとともに、施設整備や大規模改修に当たっては、ファシリティマネジメント

の考え方に基づき、事業内容を精査することが必要と考えています。あわせて、必要な事業を着実に実施できるよう、一定の基金残高を確保することで、財政対応力を維持することも重要です。また、さらなる財政の硬直化を招かないよう、特別区債の発行に当たっては、世代間の負担の公平性を考慮しつつ、金利上昇局面における償還経費の負担を踏まえ、より一層慎重に判断をする必要があると認識しています。

これらの点に留意をすることで、持続可能な財政運営を推進するとともに、本区の果たすべき役割や時代の変化を踏まえて、限られた財源を効果的・効率的に活用し、新たな行政需要にも積極的に対応してまいります。

○委員長　太田委員。

◆太田雅久　委員　ありがとうございます。

やはり厳しい状況にあっても、万全な体制をしっかり取っているという、そういう基盤をしっかりこれからもつくっていっていただきたいなというふうに思っています。

次に、上野のまちづくりについてお尋ねいたします。

区では、令和９年に上野駅周辺の都市空間再編構想を公表することを目指し、様々な調査、検討に取り組んでおり、上野のまちづくりの着実に進んでいることを感じています。上野はコンパクトな範囲に魅力ある多様な資源が集積し、国際都市としての魅力を創出しています。また、近年は、観光の広域化や体験型消費の拡大により、滞在しながら季節ごとの情緒や世界に誇れる文化遺産が身近に存在することから、都市としての評価がさらに高まるポテンシャルを有していると考えます。来街者の属性も多様化しており、誰もがストレスなく移動でき、目的に応じ立ち寄り休める環境が整ってこそ、上野の価値と魅力が確かなものになると考えます。

一方で、上野を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。例えば他のターミナル駅周辺等の開発の進展が顕著であるとともに、成田空港の増便計画や羽田空港と都心を結ぶ鉄道の整備計画、また、リムジンバスの乗り入れなどにより、来街者の流動や滞在の在り方が変わることが見込まれています。それを踏まえ、人の流れを図ることを目的に、広域からの流入を受け止めるホテル、オフィスなどの都市機能の高度な集積を図り、滞在空間の質や歩行者のネットワークの分かりやすさといった回遊性の確保にも重点を置く必要があると思います。しかし、それだけではありません。上野は他の都市にない強みである文化や芸術の創造発信拠点として魅力を高め、都市空間の質、回遊動線、滞在快適性、体験価値を一体的に高めていることも重要であると考えます。

そこで質問させていただきます。上野駅周辺の都市空間再編を考える上で、他の都市とは異なる視点の下、上野固有の魅力の強化や国際的な特色などの向上の視点から、上野らしい都市デザインや都市機能を検討する必要があると考えますが、区長の所見をお伺いいたします。

また、国の観光施策の東京都のまちづくりの方向性、区が進めるウオーカブルの視点を踏まえ、多くの来街者を適切に受け止める質の高い滞留空間の創出や杜と駅とまちを分かりやすくつなぐ歩行者ネットワークの強化を図っていくべきと考えますが、区長の所見をお伺いいたし

ます。
○委員長　区長。
◎服部征夫　区長　ご質問にお答えいたします。
　まず、上野らしい都市デザインや都市機能についてです。
　上野は寛永寺の開基以来の歴史、あるいは多様な文化芸術施設、上野恩賜公園の緑や水辺、特色ある商業エリアなど、本当に世界に誇る豊富な資源が集積をしています。また、世界や東日本からの玄関口として、国内外から多くの方を迎え入れる国際的な文化と観光の拠点となっています。
　上野駅周辺の都市空間再編では、日本の文化芸術立国を牽引する文化芸術の創造発信拠点の形成に向け、上野固有の魅力や特性を生かすことが重要である、そのように認識しています。その実現に向けて、駅の正面性を生かした広場空間の創出や杜から連続する緑、杜とまちの相乗効果を生み出す機能の導入など、上野らしい都市デザイン、都市機能をこれは一体的に整理をしてまいります。引き続き国際競争力や都市ブランドの向上の観点も踏まえながら、都市空間再編の方向性、これを検討してまいります。
　次に、質の高い滞留空間と杜、駅、まちをつなぐ歩行者ネットワークについてです。
　上野の持続的な発展に向けては、国内外からの多くの来街者を適切に受け止めつつ、回遊性を高めることが重要です。そのため、広域の交通結節点である上野駅周辺に来街者が憩い交流できる滞留空間を創出するとともに、杜、駅、まちを分かりやすくつなぐ歩行者ネットワークの強化が不可欠であると認識しています。現在、区では、上野駅周辺において、交通結節機能を含めた駅前空間の在り方やデッキ、地上、地下、３層をつなぐ縦方向の歩行者ネットワークについて、関係者と議論を重ねています。上野の価値、魅力のさらなる向上に向け、今後も上野駅周辺の都市空間再編に向けて全力で取り組んでまいります。
○委員長　太田委員。
◆太田雅久　委員　上野のまちづくりはいよいよここまで来たなというような感がありまして、もう少しするとしっかりとした骨格が見えてくるのかなと大変期待しているところであります。
　また、今我が会派から、浅草橋のまちづくり、あるいはエントランス街区の話などを出ました。また、浅草のまちづくりとありますけれども、上野のまちづくりと浅草のまちづくりがしっかりとした形を整えてきた、これを各地域に波及していくような流れができたら、本当にすばらしいなというふうに思っていますので、よろしくお願いをしたいと思います。
　それでは、次に、ＡＩを活用した業務効率化についてお尋ねいたします。
　我が国が直面する構造的な人口減少と労働力不足は、行政の現場でも避けては通れない現実となっております。第２回定例会一般質問におきまして、私はＤＸ化が思うように進まず、負の連鎖に陥ってしまうのではないかと非常に強い危機感を申し上げました。これに対して、デジタル人材の育成や確保方針を策定するとともに、実務的な支援体制を強化していく旨の前向きな答弁をいただきました。区のＤＸ化は単なるシステムの導入や省力化ではありません。真

の目的はデジタルでできる業務は徹底的に効率化し、生み出された時間と人的資源を寄り添い支援や複雑化する地域課題の解決といったマンパワーでしかできない業務に再分配することであります。しかしながら、その理念を具現化するプロセスの中に幾つもの壁があります。

これまで区では、手続オンライン化や定型作業の自動化などを進め、ＤＸの第１段階をクリアできました。しかし、持続可能な行財政基盤を確立するためには、従来の業務の一部のデジタル化に置き換えるだけでは限界があります。今本区に求められているのは、これまでの成果を土台とし、業務プロセスの見直し、さらに進める取組であります。そして、取組を加速させる強力な手段となり得るのが急速に進化しているＡＩのさらなる活用であります。ＡＩの活用状況について、東京都が提供するＡＩプラットフォームで実証実験を行っているということであります。その中で、これまで１か月かかっていた報告書が僅か２日まで短縮できたという答弁がありました。現に国では、総務省が自治体ＡＸ研究会を設置し、ＡＩの活用を前提とした業務プロセスの再設計に向けた検討を開始しています。文章の作成やデータ集約、問合せ対応の一部処理等、人が行ってきた作業をＡＩが補完、代行することで、生産性はかなり向上すると見込まれています。しかし、ここで留意すべきは、単にツールとしてのＡＩの部分的導入ではなく、また、あらゆる業務のＡＩトランスフォーメーション、いわゆるＡＸ等の壮大なプロジェクトでもなく、業務の中にＡＩを効果的に組み込んでいくという現実的な視点であります。

例えば先ほどの報告書作業業務でいえば、報告書の形式をあらかじめ決めておく。打合せ内容を音声データで残す、参考資料のＰＤＦに保存するなど、業務手順の工夫の積み重ねにより、ＡＩの効果を最大限に引き出すことが可能になるということです。このような効果は、業務手順の単なるＡＩへの置き換えでは生み出せませんが、またセキュリティ等の様々な課題があり、人手不足が進行する中、ＡＸに踏み出していくことは相当のリスクを伴うと考えています。セキュリティの確保や不正情報の生成といったリスクへのガバナンスを徹底しつつ、全庁的に業務フローの無駄を省き、ＡＩを組み込んだ業務改善を推進してこそ、職員の負担軽減と施策の質の向上の両立が期待できます。そして、生み出された時間や人的資源を区民への丁寧な支援や政策につないで再配分していくことが本区の目指すべき持続可能な行政運営の姿であると考えます。

そこで質問いたします。人手不足が一段と加速する前に、ＡＩを効果的に組み合わせた全庁的な業務改善を力強く推進すべきと考えますが、全庁的な業務改善にどう取り組んでいかれるのか、所信をお聞かせください。

○委員長　企画財政部長。

◎関井隆人　企画財政部長　ご質問にお答えいたします。

人口減少に伴い、労働力の不足が見込まれる中、区民サービスの向上と持続可能な行財政運営の両立を図るためには、ＡＩ等を活用した業務効率化が重要であると認識しています。区では、これまでも相談支援システムや生活保護ケースワーク支援システム等、ＡＩを活用したシステムの導入を進めてまいりました。また、今年度はＧｏｖＴｅｃｈ東京が提供するＡｌ（え

いいち）を活用し、従来の生成ＡＩ等で対応が困難であった業務についてアプリの開発を進め、効果検証を行っています。ＡＩを導入する際には、委員ご指摘のとおり、業務手順を同時に見直すことで、導入効果を最大限に引き出すことが可能です。引き続きＤＸ推進会議や相談会など、あらゆる機会を通じて、業務手順の見直しに関わる考え方や優良事例の共有を図ってまいります。また、今後は各課の取組をこれまで以上に後押しできるよう、課題整理から定着まで伴走して支援する体制を強化し、全庁的な業務改善とＡＩの導入を一体的に進めてまいります。

○委員長　太田委員。

◆太田雅久　委員　今現在進行中でありますが、ＡＩが必要とされる所管には早急に導入していただいて、職員の負担軽減や業務改善に素早く速やかに推進していくようによろしくお願いをしたいと思います。

最後に、台東区、墨田区姉妹区提携50周年記念事業についてお尋ねいたします。

隅田川を挟んで寄り合い、東京の下町として密接なつながりを持つ台東区と墨田区は、互いに協調し、交流と相互の協力を深めることで、区民生活の向上を図るため、昭和52年４月10日に姉妹区として提携を結びました。以来、隅田川での早慶レガッタの再開、昭和58年にはゲートボール大会が始まるなど、両区は様々な交流を重ねてまいりました。平成29年には提携40周年を記念し、桜橋の中央で両区長、両区議会議長による対談が行われ、私も議長として服部区長と共に参加したことを懐かしく覚えております。また、近年では、令和６年度隅田川ツナシキ大会が始まるなど、新たな交流の機会も広がっています。こうして両区が交流を育んできたことを大変うれしく思っています。令和９年には提携50周年を迎えます。この節目きっかけに、次の時代へと世代へとつながる交流をさらに深める機会としていくことが大切だと考えます。

そこで伺います。姉妹区提携50周年を記念して、現時点でどのような事業を実施するのか、また、区民が姉妹区であるということを実感し、今後さらに交流が深まるよう、どのように取り組んでいかれるのか、区長の所見をお伺いいたします。

また、スポーツの分野では、交流の歴史は長く、平場の審議でも触れましたが、これまでも様々な種目で交流大会が実施しております。振り返ると、30年前には、隅田川を挟み、吾妻橋と白鬚橋をつないだ１周５キロのコースを周回する駅伝大会が実施されていました。回を重ね、多くのランナーが参加し盛り上がっていましたが、時代とともに参加者が減り、交通上の課題もあり、残念ながら中止となりました。しかし、たすきをつなぐ駅伝は、今後も両区のよき関係をつなぐにふさわしい大会であると考えています。

現在、交流大会としているスポーツ大会以外に、新しい種目や駅伝大会など、50周年を記念したスポーツ大会を検討すべきと考えますが、教育長の所見をお伺いいたします。

○委員長　国際・都市交流推進室長。

◎小川信彦　国際・都市交流推進室長　私から、ご質問のうち、50周年記念事業の取組についてお答えいたします。

まず、記念事業の検討についてです。

台東区と墨田区は、昭和52年４月に姉妹区提携し、産業、観光、スポーツなど、様々な分野で交流を重ねてまいりました。姉妹区提携50周年の節目に、これまでの交流を振り返るとともに、記念事業を実施することで、姉妹区としてのつながりを改めて認識することは、両区の区民同士の絆を一層深める上で大変重要であると考えています。委員ご質問の記念事業の内容については、現在、墨田区と協議を重ねているところですが、両区の関係者が一堂に集まるイベントや区民のみならず、来街者が参加し、両区の歴史や魅力を体感する事業を行うほか、これまでの交流の歴史や予定している記念事業について、様々な広報媒体を活用し、情報発信を計画しています。

次に、今後の交流についてです。

幅広い世代が記念事業で交流することで、姉妹区としての絆を区民が実感できると考えています。今後もこれまで積み重ねてきた交流事業を着実に継続するとともに、さらなる交流について、墨田区と双方で十分に協議を重ね、検討を続けてまいります。こうした取組を通じて、両区の友好と交流が将来にわたり末永く続いていくよう努めてまいります。

私からは以上です。

○委員長　生涯学習推進担当部長。

◎佐々木洋人　生涯学習推進担当部長　私から、ご質問のうち、スポーツにおける交流事業についてお答えいたします。

現在、墨田区との姉妹区親善スポーツ大会では、５種目の交流大会を実施しており、両区合わせて大変多くの方々に参加をいただいています。スポーツを通じた区民の交流は、両区のスポーツ振興はもとより、区民相互の新たな連携や友好親善の促進に大きな役割を果たすものと認識しています。さらに、交流大会へ臨む代表選手の選考に当たっては、地域の誇りや一体感を生み出し、地域における連帯感の醸成に資するものと考えています。50周年を記念したスポーツ大会については、今後、競技種目の選定や実施方法など、スポーツ協会や各競技団体並びに墨田区と具体化に向けて協議してまいります。

○委員長　太田委員。

◆太田雅久　委員　交流事業で一つ式典もやるでしょうけれども、お互いに思い出に残る交流事業を進めていっていただきたいと思います。

スポーツにおかれまして、今までもあるんですが、選手の中からは、普通の大会とは違ってお互いの成長を感じてリスペクトしながら共に高め合うことができる大会であるということで参加者から非常に好評を受けております。駅伝も含めてできる範囲で進めていっていただきたいというふうに思っております。

また、あわせて、来年は台東区制80周年という記念すべき年でもあります。これも併せ、一緒に事業を進めていっていただきたいというふうに考えています。

これで、我が会派全て質問を終了させていただくわけでありますが、我が会派は、令和７年

度決算を全て認定する立場であることをお伝えしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長　太田雅久委員の質問を終わります。

つなぐプロジェクト、大貫はなこ委員。

つなぐプロジェクトの発言時間を表示いたしましたので、ご確認ください。

それでは、質問をどうぞ。

大貫委員。

◆大貫はなこ　委員　つなぐプロジェクト、国民民主党の大貫はなこです。

まずは、終活支援の充実について伺います。

本区では、これまでの社会福祉協議会によるエンディングノートの配布などに加え、令和８年度から終活総合相談支援が始まりました。区民が将来への不安を相談し、必要な情報を得られる窓口が設けられたことを評価しております。また、望月委員の一般質問へのご答弁でもありましたように、今後は登録制度も含めた終活事業のさらなる充実を図るとされています。今回はその次の段階となる登録制度を区民の思いを酌んだ実効性のあるものにするという観点から伺います。

私は、これまで、単身者をはじめ、多様な生き方を選ぶ一人一人が尊重される区政の必要性を申し上げてきました。台東区の単身高齢者は約２万人と、高齢者全体の４割を超えています。そのうち女性は約１万1,000人であり、多くの女性が単身で高齢期を過ごしています。さらに今後は就職氷河期世代が高齢期を迎えることも見据える必要があります。現在一人で暮らしている方に加え、親と同居している方が親を見送った後に一人で暮らすようになることも考えられます。就職氷河期世代自身が高齢の単身者となる局面での課題に備え、今の高齢者への支援とともに、これから高齢期を迎える世代をどう支えるかという視点が必要です。

一人で暮らす事情や家族、親族との関係は人それぞれです。家族に頼れるかどうかにかかわらず、自分の意思を大切にされながら暮らせることが重要だと考えます。いわゆるお一人様を支える政策を考えていくと、自分で意思を伝えられなくなったときや人生の最期を迎えるときに、誰が自分の思いを受け止めてくれるのかという問いに行き着きます。終活支援はその人の生き方や尊厳に関わる大切な取組です。病気や事故などで自分の意思を伝えられなくなったとき、誰に連絡し、どのような医療や介護を受けたいのか、自分が大切にしてきたことを誰に受け止めてもらいたいのか、終活には自分の意思や生きてきたあかしを誰かに受け止めてもらいたいという願いもあるのではないでしょうか。自分が残したものを誰かが受け止めてくれると思えることは、これまでの人生を肯定し、これからを自分らしく生きるための支えにもなると考えます。

しかし、エンディングノートに思いを書き残しても、その存在や保管場所が誰にも分からなければ必要なときに読んでもらえないおそれがあります。特に頼れる親族がいない方にとっては、書いたものを誰に託せばよいのかという不安が残ります。こうした思いを受け止める仕組

みとして、終活情報の登録制度には意義があると考えます。

そこで、私は、先行して登録制度を実施している豊島区を視察し、事業の内容と実際に運用する中での課題について伺いました。豊島区では、緊急連絡先などの終活情報を登録し、関係機関などからの照会に応じて情報を開示しています。登録者にはマグネットや携帯カードを配付し、周囲が登録の事実に気づけるよう工夫していますが、視察時点では、情報の開示実績はないとのことでした。また、登録すれば、いざというときに自動的に連絡してもらえると考えて相談に来られ、制度の説明を受けて、登録に至らない方もいると伺いました。ここには利用者が期待する安心と制度が実際に提供する機能との間に隔たりがあると感じました。もちろん開示実績がないことだけで制度の意義を判断することはできません。しかし、マグネットやカードが見つからず、関係者が登録の事実を知らなければ、照会そのものが行われない可能性があります。本人が時間をかけて残した情報を必要なときに届けるためには、登録を受け付けた後の仕組みまで考える必要があります。先ほどの豊島区では、区と社協が定期的に死亡や転出の情報を確認している一方、死亡を把握したことをきっかけに、本人が指定した相手へ連絡する仕組みにはなっていないと伺いました。本人の事前同意に基づく連絡については、今後の課題として挙げられていました。

私はここに行政が関わる意義があると考えます。行政には、死亡届の受理や届出を受けた自治体から住所地の自治体への通知を通じて、住民の死亡を把握する仕組みがあります。こうして死亡の事実を把握したことを本人が生前に託した思いを届けるきっかけとして生かせるのではないでしょうか。あらゆる状況で必ず希望を届けると約束することは難しいかもしれません。それでも誰かが登録に気づいて照会することに加え、行政側からも連絡する機会があれば、本人が残したものを誰かに見てもらえる可能性は広がります。人の生き方に関わる制度だからこそ、利用者の願いを丁寧に捉えていただきたいと考えます。

そこで伺います。今後、登録制度も含めた終活支援の充実を図るに当たっては、先行自治体の課題を踏まえ、本人の思いが必要なときに届く実効性のある取組へと発展させていただきたいと考えます。本区の終活支援の今後の展開について所見を伺います。

○委員長　福祉部長。

◎三瓶共洋　福祉部長　ご質問にお答えいたします。

独り暮らしの高齢者が増加傾向にある中、将来にわたり安心して過ごせるよう、終活に取り組むことは重要なことであると認識しています。今年度から実施している終活相談では、８月末時点で65件の相談をいただいており、弁護士や司法書士による個別相談会では、予約が数か月先まで埋まっているなど関心の高さがうかがえます。また、自身に何かがあった場合に備え、必要な情報を残すためのエンディングノートについては、大変好評をいただいており、一層活用いただけるよう改訂作業を進めているところです。さらに、病気や事故等で意思表示ができなくなった場合やお亡くなりになった場合の緊急連絡先、終活情報等を登録する終活情報登録事業についても、先行自治体の事例を参考に、実効性のある取組となるよう検討していま

す。

今後も区民の皆様が自分らしく安心して地域で暮らし続けられるよう、引き続き終活支援の充実に取り組んでまいります。

○委員長　大貫委員。

◆大貫はなこ　委員　ご答弁ありがとうございます。

終活支援を充実させることは、どのような生き方であっても、あなたの人生は大切にされるというメッセージを区政として示すことにもつながります。こうした取組を通じて、多様な生き方を互いに認め尊重する価値観が地域に広がっていくことを願っています。家族の在り方や誰とどのように暮らすかは人それぞれです。一人一人が自分の生き方を肯定し、最後まで尊厳を持って暮らせるよう、本人の思いに寄り添った支援の充実を要望して次の質問に移ります。

次に、読書バリアフリーの推進について伺います。

読書バリアフリーとは、障害などによって読書に困難がある方も自分に合った方法で本や情報にアクセスし、読書を楽しめる環境を整えることです。文字が見えにくい方だけでなく、発達障害などにより文字を読み取ることが難しい方や身体の障害により本を持ったりページをめくったりすることが難しい方なども対象となります。令和元年６月には、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律、いわゆる読書バリアフリー法が施行されました。同法第５条では、地方公共団体が地域の実情を踏まえた施策を策定、実施する責務を定め、第８条では、自治体の計画策定を努力義務としています。さらに、第９条では、公立図書館や学校図書館などにおいて利用しやすい書籍等と、その利用を支える体制を充実させるため、必要な施策を講ずることとされています。

本区では、中央図書館を中心に、大活字本や点字図書、音声で本を読むことのできるデイジー図書、その再生機器の貸出しなどに取り組んできました。また、文字や画像を音声とともに確認できるマルチメディアデイジー図書や対面朗読、オンラインによる遠隔対面朗読、一定の要件に該当する来館困難者への宅配サービスなど、様々な読書支援を行ってきました。さらに、令和７年度には、たいとう電子図書館が開設され、一部の資料では、文字の拡大や音声読み上げを利用できるようになりました。また、朗読された本を聞くオーディオブックのサービスも提供されています。12月に予定されている中央図書館のリニューアルでは、入り口から利用しやすい場所へのバリアフリー資料コーナーの設置、車椅子席や拡大読書席の再配置、対面朗読室との一体化、デイジー図書の閲覧スペースの確保などが予定されています。こうした環境の充実は、読書の選択肢を広げる取組として評価しております。今後はこの中央図書館の資料や専門的な知識を生かし、地域の身近な図書館でも、自分に合った読み方を知り、必要な支援を受けられるようにしていくことが大切です。例えば各館で読みやすさに配慮した資料や読書を助ける道具を紹介し、電子図書の読み上げ機能などを体験できるようにすることや必要に応じて中央図書館の資料やサービスにつなぐことなどが考えられます。

そこで伺います。中央図書館の資料やノウハウを共有するとともに、各館の職員への研修や

相談対応の充実を図り、分館、分室を含む区立図書館全館で一人一人に合った読書を支える取組を進めていくお考えを伺います。

次に、区立小学校での取組について伺います。

学校図書館で目指していただきたいのは、子供が読みにくさを感じたときに、身近な大人がその困り事を受け止め、こういう本や読み方もあるよと提案してくれる環境です。自分に合った読み方を知り、読みたい本を楽しめる経験は、子供が本に親しむきっかけになると考えます。例えば文章を読むことに負担を感じている子供に音声で聞ける電子図書や分かりやすい言葉や絵で構成された本を紹介することが考えられます。また、学校に必要な資料がない場合には、中央図書館に選書を相談し、その子の特性や関心に合う資料を団体貸出しなどで取り寄せ、学校で利用できるようにする方法も考えられます。こうした支援を進めるためには、中央図書館から各学校に読書バリアフリーの考え方や活用できる資料とサービスを積極的に伝えていくことが大切です。学校図書館に関わる方々が資料の選び方や電子図書の使い方を学び、困ったときには中央図書館に相談できる関係を築くことで、日々の子供との関わりに生かしていくことができます。

本区の子供読書活動推進計画には、学校図書館関係者の研修や区立図書館との連携、選書支援や団体貸出しが位置づけられています。これらの取組に読書バリアフリーの視点を具体的に取り入れていただき、あわせて、子供たちにも読書には多様な方法があり、自分に合った読み方を選んでよいことを伝えていただきたいと考えます。

そこで伺います。区立小学校における読書バリアフリーに立った取組について、中央図書館との連携について、さらに充実させていくべきだと考えますが、所見を伺います。

○委員長　教育長。

◎佐藤徳久　教育長　ご質問にお答えいたします。

まず、区立図書館全館での展開についてです。

障害の有無にかかわらず、誰もが自分に合った方法で読書を楽しめることは重要です。そこで、これまでも中央図書館では、録音図書や大活字本などのバリアフリー資料の充実に努めてまいりました。また、リニューアルを機に、より多くの方々の目に留まるよう、車椅子席や対面朗読室との一体化を図るなど、バリアフリー資料コーナーを拡充します。

一方で、分館や分室では、バリアフリー資料や障害者サービスに関する情報が不足しているなどの課題もあることは認識しています。そのため、中央図書館の資料や専門的な知識を活用した研修などを通して、全館の職員が読書バリアフリーに関する知識をさらに深め、必要な支援を案内できる体制の充実に一層努めてまいります。

教育委員会といたしましては、利用者の多様なニーズに適切に応えることにより、一人一人に合った読書を支える環境づくりを進めてまいります。

次に、区立小学校での取組についてです。

障害の有無にかかわらず、全ての児童が読書に親しむことができる学校図書館の環境づくり

を推進することは重要であると認識しています。現在学校図書館では、手話や点字等に関する図書を所蔵するとともに、児童は国語や総合的な学習における障害者理解教育を通じて読書バリアフリーの考えに触れています。その際、中央図書館と共に関連図書の選書及び選定を行っています。昨年度からは、学校図書館司書配置日数を増やしたことにより、これまで以上に緊密な連携が可能となっております。今後も読書バリアフリーの考え方や取組の普及を図り、全ての児童が読書を楽しむことができるよう、各学校と中央図書館との連携を一層深めてまいります。

○委員長　大貫委員。

◆大貫はなこ　委員　読むことの難しさは周囲からは気づかれにくく、子供自身もうまく説明できない場合があると思います。障害の診断の有無にかかわらず、一人一人の読みにくさや困り事を受け止め、自分に合った本や読み方に出会えるよう支えていただきたいと考えます。そのためにも子供に身近な学校図書館司書が読書バリアフリーへの理解を深め、具体的な支援方法を学べることが重要です。学校図書館司書に継続的な研修の機会が行き届くよう、取り組んでいただきたいと思います。

全ての子供が読書の楽しさを感じられる環境を広げていただけることを要望して次の質問に移ります。

最後に、文化政策の評価と今後について伺います。

文化政策の評価をめぐっては、様々な研究で事業の実施件数や参加人数、経済的な効果だけではその意義を十分に捉えられないことが指摘されてきました。文化事業の成果はすぐには目に見えにくいものです。例えば文化芸術に触れた経験が人の考え方を豊かにしたり、文化活動の担い手が育って地域に根づいたりするには時間がかかります。また、当初は想定していなかった価値が生まれることもあります。

私は、以前の一般質問でも文化条例や基本計画の必要性を申し上げました。文化政策は長期的な視点が不可欠であるため、担当者の異動などの状況に左右されない継続的な政策推進の基盤が求められます。国の文化芸術基本法においても、地域の特性に応じた施策の策定、実施を地方公共団体の責務とするとともに、文化芸術推進基本計画を定めるよう努めることとされています。本区においても、区民や専門家との対話を通じて文化政策で大切にする基本理念と区の責務を定める文化条例を制定するとともに、その理念の実現に向けた施策を体系的に示す基本計画を定める必要があると考えています。

さて、本区の現状を見ると、令和６年度の実績を対象とした令和７年度事務事業評価では、必要性、効率性、手段の適切性、目的達成度の４つの視点から評価が行われています。その中で、東京藝術大学との連携では連携事業数、障害者アーツでは作品応募数や来場者数、また、江戸まちたいとう芸楽祭では開催の実施が指標となっています。これらは事業の実施状況やどの程度の規模で機会を提供したかを示すものです。もちろん数値による評価も必要と思いますが、評価のために数値を集めても、何のために事業を行い、その結果をどう改善につなげるの

かが共有されていなければ、実施状況の確認にとどまってしまいます。文化政策の評価には、事業の特性に応じて成果を捉え、現場の実践から学ぶ視点が求められると考えます。

今回の決算委員会では、江戸まちたいとう芸楽祭の評価について質問しました。鑑賞、体験の機会や中高生の発表の場を提供したことに加え、舞台を見て心を動かされたとのご答弁があり、事業の意義は伝わってきましたが、目的に照らして何が達成されどのような課題があったのかという点は十分に見えてこなかったと感じています。もちろん文章による評価も行われており、文化・観光特別委員会で報告される案件には、参加者の声などが取り上げられていることもあります。その上で私は、事業目的に照らした成果をさらに捉えていく必要があると考えます。政策評価の用語でいえば、実施実績を示すアウトプットに加えて、取組によって人や地域に生まれた変化であるアウトカムを把握する必要があると考えます。その際には、参加者や担い手の声、活動の過程の記録なども大切な情報になります。

他自治体では、こうした評価の工夫が見られます。前橋市の文化事業の調査報告書は、文化振興基本方針と事業目的の関係を確認した上で、文化芸術上の意義や地域への影響、さらには行政の支援方法への提案を記載する構成となっています。基本方針に照らして事業を捉え、その評価を行政の改善へつなげようとする仕組みです。

本区でもこうした事例を参考に、文化政策で何を成果として捉えるのかを明確にし、それに応じた評価方法を設定する必要があると考えます。例えば文化芸術に触れる機会を広げるという目標であっても、参加者全体を増やすこととこれまで参加しづらかった人の機会を保障することでは、必要な取組も評価すべき内容も異なります。何を評価するかを考えることは、区が文化政策で何を大切にするのかを明らかにすることでもあります。本区の長期総合計画や行政計画にも文化に関する施策や事業は位置づけられています。それらを通じて実現する環境や共通する理念について、区民や文化活動の担い手と議論し、共有することが重要です。

そこで伺います。区では、文化政策の成果をどのように捉えていますのでしょうか、また、今後、どのように文化政策を進めていくお考えでしょうか、所見を伺います。

○委員長　文化産業観光部長。

◎杉光邦彦　文化産業観光部長　ご質問にお答えいたします。

区では、台東区の文化政策についての提言を踏まえ、歴史や伝統、生活に根差した文化の特性を生かしながら、文化政策を推進してきました。政策の推進に際しては、まちの魅力と活力を向上させ、人々の心豊かな生活を実現するため、上野の山の芸術や浅草の大衆芸能、江戸文化の発信等、様々な事業を実施しています。事業の成果については、参加者数などの定量的な情報だけではなく、来場者等の声や地域の愛着や誇りにつながるといった事業を通じて期待されるまちへの変化などの定性的な情報も踏まえ、総合的に捉えることが重要であると考えます。そのため、各事業においては、アンケートを行うなど、数値だけでは捕捉することが難しい成果や課題の把握に努め、内容の改善や効率的な執行を図っています。

一方で、社会情勢の変化などを考慮しながら、文化政策の展開を考えていく必要もあると認

識しています。区では、引き続き有識者等から意見を伺うとともに、他自治体の事例も参考にしながら、文化政策の成果や課題などを改めて検証し、中長期的な視点も踏まえて今後の進め方を検討してまいります。本区の豊富な文化資源を最大限に生かし、多くの人々を魅了する活力あるまちとなるよう、文化政策に取り組んでまいります。

○委員長　大貫委員。

◆大貫はなこ　委員　ご答弁ありがとうございました。

私にとって、文化芸術はそれまで当然だと思っていた価値観が揺さぶられ、世界の見え方や自分自身の在り方が変わるような経験です。だからこそ、文化政策は私自身の生き方と切り離すことのできない問いであり、この４年間、区政の中でどう位置づけるべきかを考え質問を重ねてきました。そうした文化芸術の意義を行政としてどう受け止め、台東区が何を大切にし、どのような役割を果たしていくのか、文化政策の基本方針を明確にし、個々の施策を体系的につなげて考えていただきたいと思っています。

今回の評価についての問いもその方針に照らして成果や課題を確かめ、政策を育てていってほしいという願いから申し上げました。本日伺った終活や読書バリアフリーも一人一人が自分の望む生き方を選べるよう条件を整えるという点で共通しています。声にしづらい可視化されていない願いやまだ制度が十分に応えられていない思いにも目を向けた区政を進めていただけることを要望して私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○委員長　大貫はなこ委員の質問を終わります。

つなぐプロジェクト、早川太郎委員。

それでは、質問をどうぞ。

◆早川太郎　委員　つなぐプロジェクト、早川太郎です。

今回は大きく３点、区長に質問させていただきます。

まず初めに、財政運営について伺います。

昨今の物価高騰や賃金上昇は、区財政に多大な影響を与えていて、今年度の予算規模は1,532億円、５年前と比べ1.5倍近くになっています。その予算を組むために、基金残高の３分の１、200億円を活用せざるを得ない状況となっていて、今後、大変厳しい財政運営を行わざるを得ない状況となってしまっていると思っていましたが、決算に関わる資料や５日間の委員会審議における答弁などから、令和７年度の台東区の財政状況を分析してみると、歳入総額は前年度と比べ約47億1,000万円のプラスで約1,408億円となり、決算額としては過去最高額を更新しています。これは区の主要な財源である特別交付金が約14億6,000万円のプラス、特別区民税も約41億8,000万円プラスになり、一般財源が54億3,000万円の増額となったことなどが要因で基金残高も８年度予算編成に当たって多額な活用を見込まざるを得ないことを考慮してか積極的な積立てを行ったことなどもあり、一般会計で39億円の増の約636億円、区財政は堅調に推移しているような印象を受けることができます。

しかし、ふるさと納税による減収額は７年度で22億1,000万円、この10月より募集費用の上

限が縮小されていきますが、現行制度が維持されていくのであれば、増額傾向に歯止めがかかるとは思えず、今後も増加していく影響額が１割に届く日も遠からず訪れてしまうのではないかと危惧しています。

また、国による税源の偏在是正の問題、地方法人課税に対する追加措置や特別交付金の原資の３分の２近くを占めている固定資産税についての見直しなど、さらなる偏在是正の検討はなされていることはゆゆしき事態であると思っています。

さらに、食料品などの消費税率が２年間の時限措置として１％に引き下げられることとなりました。消費税を原資とした地方消費税交付金の影響は少なからずあると思いますし、その税額分における補填がどうなるのか、大いに懸念されます。歳入においては、依然不透明な状況が続いていきます。

歳出総額も前年度と比べて約68億円のプラスで約1,342億円となり、決算額としては過去最高額となっています。主なものでいえば、子育て支援、子ども・子育て支援新制度の総事業費は163億円、ランニングコストが162億円を占め、制度が始まる前の平成26年度と比べると100億円近くも増加しています。この制度の事業に含まれていない子育て支援事業には、妊婦のための支援給付や出産費用助成、ベビーシッター利用支援、学校などの給食費、教材費の無償化、放課後子供教室などがあり、子育て支援経費は近年大幅に増加しています。さらに、昨今の夏場の異常とも言える暑さに対応した施設整備や保育の質の確保など、課題は山積していて、今後も多額な費用が必要となります。

投資的経費は前年度と比べて約30億円増の133億円、令和５年３月に見直しが行われた施設保全計画では、30年間で1,610億円との試算がなされていますが、建設コストは急騰していて計画見直し時のコスト設定の平米単価と比較すれば、約２倍に建設コストが上がっているとの答弁もありました。建設コストは大幅に上昇していますし、ここしばらくはさらなる上昇を覚悟しておかなくてはなりません。また、この計画事業以外の200億円を超える北上野二丁目福祉施設整備や清川二丁目プロジェクトなど、さらには本庁舎の改修も視野に入れれば、今後膨大な費用が必要となってくるでしょう。

さらに、人件費についても伺いました。昨今、社会的コンセンサスの変化によって、行政に求められる役割は拡大していて、その分、各所管の業務量は増加しています。その業務を着実に遂行するために、職員数を増やさざるを得ない状況となっていて、さらには賃金も上昇しているので前年に比べ職員数は27名増えて1,948人、職員費は５億円増の179億円となっています。職員費に含まれない人材派遣の利用も増えていて、委託契約でも件名に人材派遣が含まれているものだけでも５億円、ここ２年で約１億5,000万円の増額となっています。今の状態が続けば、今後も職員数や職員費は増加していく。また、審議の中でも述べましたが、アルバイトの時給が上がれば、特別支援教育支援員など人手が確保しにくかったものは厳しい状況に戻ってしまう懸念もあって手数料コストがかかる人材派遣ももっと増えていくのではと思っています。人に係る経費は事業を執行する上で必要なもので、増加しているから減らせというもの

ではありません。今のままの行政経営を続けていくのであれば、人件費は今後も増加し続けていきます。

そのほかにも障害者福祉サービスの充実や助成事業における物価上昇に対応した事業内容の見直し、上野地区や浅草地区をはじめとしたまちづくりも動き始めています。インフラ整備を伴うことから、将来的には多額な経費がかかっていきます。

また、財政の一つの指標である実質単年度収支、ここ数年プラスとなっていますが、この計算式には決算には反映されないその年度の返還金や財源調達のための起債発行額などが含まれていないので、審議の中で剰余金や返還金基金と起債の活用による財源調達の影響を除いた７年度収支の試算を伺ったところ、マイナス16億7,000万円とのことでした。令和２年度の決算時はマイナス11億1,000万円だったので、歳入が増加していても新型コロナの影響を多大に受けた年度である２年度と比べてマイナス額が拡大しています。

さらに、区財政における中長期的な視点、審議の中で、財政収支費推計を伺ったところ、令和８年度からの５年間で約913億円の財源不足が生じる見込みであり、昨年度の同様の質問での答弁にあった729億円から大幅に財源不足の見込額が増加しています。インフレによる価格の上昇などによる歳出総額の上昇率に歳入の伸びが追いついていけるのかという懸念が現実のものとなってきています。我が区の財政状況は、大変厳しいフェーズに入ってしまったのではないでしょうか。歳出の伸びが歳入の伸びに追いつかない状況が当面続いていくことになったとしても、区民ニーズの変化などを的確に捉え、区政に反映していく、また、安定的に事業を継続していくことが最重要であります。

今までも行財政基盤の強化の取組の一つとして、基金や区債の活用がありました。しかし、昨今、日銀の利上げなどもあって、長期金利は３％を超えていて30年ぶりの高水準となっています。まさに長年続いてきた低金利の時代が幕を閉じることになりました。特別区債の平均借入利率は令和４年度以降急上昇していて、令和７年度は2.1%、今後も上昇局面が続いていくのなら区財政に与える影響は多大であります。今までは低金利時代を背景に増大していく歳出に対して財源調達として基金や区債を活用してきましたが、基金でいえば利率上昇の分だけ利息は増額していきますが、個々の物価上昇、特に額の大きい投資的経費の上昇分に利息の増額分が追いつくわけもなく、相対的に活用する金額の価値は目減りしていきます。また、本来世代間のバランスを取る意味で活用される区債も利息分の金額が大きくなってしまえば、今までのような財源調達を選択しての活用を再考せざるを得なくなるのではないでしょうか。財源調達としての基金や区債の活用については、今までの低金利時代のように歳出ありきの活用から長年経験してこなかったインフレや利息の影響を十分加味しての活用に根本的に見直す必要があると考えます。

インフレが続き、金利が上昇していく中、行財政基盤の強化としての基金や区債の活用については、よりシビアな対応が求められると思いますが、今後、基金や区債をどのような考え方で活用し、維持していくつもりなのか、区長の所見を伺います。

また、投資的経費、建築コストの高騰、本来の機能を発揮できているとは言い切れない入札状況、そして我が区の財政状況等を考えても、施設保全計画作成時とはそもそも前提が変わってきています。計画外の施設整備が続いていく現状を考えると、計画どおりに実施していけるのか、また、実施していってよいのかと懸念せざるを得ません。計画がなし崩し的に実施されなくなってしまう前に、手をつけていかなくてはなりません。今のまま計画どおりに実施していけば、その多額な事業費を維持するために、他の区民サービスを削らざるを得ない状況になり得る可能性は十分にあります。施設保全計画を計画どおりに実施するに当たって、このように投資的経費が膨れ上がっていく中、財政的にどういった影響があると考えているのか、区長の所見を伺います。

○委員長　企画財政部長。

◎関井隆人　企画財政部長　ご質問にお答えいたします。

まず、基金と区債についてです。

区では、これまで基金と区債については、現在高や財源見通しなど、財政状況を十分見極めるとともに、物価や金利の動向も踏まえ、慎重かつ有効に活用してきました。そのため、現時点では一定の基金残高を維持しているほか、公債費負担比率も低水準にあります。一方で、昨今の財政需要の増大や物価高騰、金利の上昇などを踏まえ、より一層中長期的な視点を持ち、基金残高の維持や区債の発行について考えていく必要があると区としても認識しています。財政調整基金については、一般的には標準財政規模の10％から20％が目安と言われており、将来の財政需要に着実に対応できるよう、少なくとも標準財政規模の10％に相当する額を維持しながら、有効に活用してまいります。また、区債は公債費負担比率について15％が警戒ラインと言われていることを踏まえ、10％を超えないよう発行していくほか、民間等資金は手数料負担や割引等の課題があるため、公的資金を優先して借り入れるなど、これまで以上に償還に係る経費の負担に留意をしてまいります。

次に、投資的経費の増大による財政の影響についてです。

投資的経費は年度によって経費が大きく増減することから、予定どおり施設保全計画が実行できるよう、中長期的な視点に立ち、財政運営を行っています。しかしながら、建築資材の高騰や労務単価の上昇などにより、計画策定時よりも大幅に工事費が増加するなど、想定以上に投資的経費が増大しています。そのため、新たな行政需要などに機動的に対応することが難しくなる懸念があることから、引き続き事業の積極的な見直しを行うなど、持続可能な財政基盤の維持に努めてまいります。

○委員長　早川委員。

◆早川太郎　委員　今ご答弁ありました基金や区債について、数値を出して答弁があったのは私が知る限りで初めてのような気がします。区財政が大変厳しいフェーズに入ってしまった中での金利の上昇、ここしばらく経験しなかったことが起こっているので、今後、よりシビアに対応していただけるのかなと答弁を聞いて思いました。

投資的経費の増大、今新たな行政需要に対応することが難しくなる懸念、私もかなり感じていまして、施設保全計画は作成から11年がもう今経過していて、その間、着実に施設の改修などを実施してきています。施設保全データも機能していて、であるならば、まだ手をつけていない来年度からスタートする改修などは、当初予算には計上せず、１年かけて今の状況に沿った保全計画の根本的な見直しを図るべきではないでしょうか。しっかりと計画改定を行うまでの間、新規のものについては予算計上を見送るべきと思っていますので、ぜひ検討していただきたいと要望して次の質問に移ります。

次に、今後の行財政運営について伺います。

先ほどの質問の中でも触れましたが、近年行政に求められる役割は拡大していて、その求められる役割を果たすためには、新規の事業展開や事業の充実が必要となってきます。７年度の新規充実の事業数は192事業との答弁もありました。当然、事業の廃止や縮小もありますが、業務量はかなり増大しています。その業務をこなすために、職員の数を増やし、人材派遣の活用などで対応していますが、庁内を回ってみれば、日々の仕事に追われ、いっぱいいっぱいになっている部署が少なからずあると実感していて、そもそもの人員配置が適正なのか、また、育児休業や病気休職の方もいて、業務を遂行するための人員確保が十分になされているのか懸念せざるを得ません。

この状況を放置していけば、必然的に行政サービスは低下していくことになりますし、ミスが連発していく、そんな事態にならないよう、早急に行政経営の見直しを図っていくことが必須であります。財政状況がより厳しくなってくれば、職員数の増にはおのずと限界があり、仮に数を増やすことができたとしても、今までのような優れた職員の人材確保は簡単なことではないはずです。大田区では、職員定数基本計画を策定していて、多様化・複雑化する行政需要に着実に対応する区職員の確保が不可欠ではありますが、今後の推計では、業務量に対し、職員数が不足する見込みがあるということで、今後の職員数や業務量などの見通しとともに、定数の適正管理に向けた方向性と戦略を示しています。

現在、区では、各所管の業務量や人員配置については、業務量についてどれだけの人員が必要かということを毎年度各所属長に調査、ヒアリングを実施した上で把握をしているとの答弁でありました。これでは今後の業務量管理や職員の適正配置を考慮に入れた行政経営を実施していくことは困難なのではないでしょうか。今までは財政的視点、例えば財政収支推計などを考慮した予算編成がなされてきましたが、今後は事業の着実な執行を担保する人材配置の視点、将来的な業務量管理と人員の適正配置をしっかりと考慮した行政運営を今まで以上に心がける必要もあるのではないでしょうか。

また、その計画の中で、定数の適正管理に向けた戦略として、業務削減の手法が示されていて、実施方法の見直しということで区が直営でやるべきか、または委託、指定管理とともに公民連携という直営以外の選択肢があって、公民連携が委託や指定管理と同列に位置づけられています。大田区は、公民連携プラットフォームを設置し、公民連携デスクという窓口も創設し

ていて、地域課題解決のための公民間だけでなく、民間同士の調整も実施しています。業務量が増大している中、増え続けていく行政需要に着実に応えていくためにも、公民連携を進めていけるような体制整備は必要であり、早急に実施すべきものであると思っています。

業務の効率化でいえば、ＲＰＡの導入、令和２年度からの年間削減時間は約１万時間を超えるという答弁もあって、早い段階から導入を進めてきた台東区では、十分な効果が出ていると評価していますが、業務の抜本的な改善を行うためのＢＰＲでいえば、ＢＰＲ推進のために導入したノーコードツールは使いこなせるようになるまでの期間のことを考えると活用に踏み切れないことも多いのか、具体的な活用事例を増やしながら利用拡大を促していくという段階。情報政策課が実施しているＢＰＲ相談会においては、７年度では35課、79業務のＢＰＲを支援、今年度はさらに頑張っているとのことでしたが、今後、各課の支援をさらに充実させていくためには、体制を整えていくことが必要との答弁もありました。区の現状を考えると、以前のようにコンサル活用によるＢＰＲの実施も検討すべきではないかと思っています。

ＤＸの活用でいえば、はばたき21相談室がこの決算年度から導入したＡＩ相談システム、この相談システムの主な機能には、通話内容の録音、テキスト化、要約機能のほか、ＡＩが特定のワードに反応し、要確認項目を表示するガイダンス機能などがあって、導入効果を伺ったところ、記録作成時間が約２分の１から３分の１に縮減、客観的かつ正確な相談内容の記録が簡易な操作で可能となり、記録の精度向上につながった、正確な情報を相談員同士がほぼリアルタイムで共有できるなど、多大な導入効果があったとのことでした。窓口相談事業は、100事業近くあって、必要な部署には早急に横展開すべきではないでしょうか。相談業務の質の向上としてガイダンス機能が含まれていますが、その機能を備えるためには、ＢＰＲの実施が不可欠となっていて、そのためのヒアリング時間をつくり出すことにちゅうちょしている部署も少なからずあると思いますが、本来そういった部署にこそ業務の効率化が必要なはずであります。まずは相談内容の録音、テキスト化、要約機能だけのソリューション導入を拡大し、その導入効果で削減された時間を使って質の向上といった展開も必要です。

また、オンラインでファイルを保存、共有管理するためのサービスであるＢｏｘもこの年度から導入されていて、外部事業者とファイル共有する際の利便性の高さや庁舎外での業務のデジタル化を図ることも可能ということで、20ライセンスで開始した事業も今は300ライセンスとなり、多くの所管で導入予定となっています。便利さが分かりやすく、使い初めからすぐ使えるということで、各課からの要望も多かったのではないでしょうか。近い将来、ＢｏｘにＡＩ相談システムのような録音、テキスト化、要約機能を組み合わすことができれば、訪問型相談業務、かなりの業務短縮が可能になります。ぜひそういったことも検討すべきです。

今後の行政運営においては、今まで以上に事業の着実な執行を考慮して取り組んでいく必要があります。業務改善において、ＤＸの活用は必須ではありますが、ＤＸはあくまでツール、使いこなせる環境をつくっていくことが重要であります。業務量過多の部署において、以前のようにコンサル活用によるＢＰＲの実施、通常業務遂行のため以外の業務改善サポートのため

の職員配置など、業務改善を徹底して行い、職場に余力をつくっていく。余力ができることにより、より高度なＤＸの活用も可能になるはずです。そういった職場を幾つかつくっていくことで、正のスパイラルへと転換していくことなどが必要です。増大する業務量に対して、対応できる体制を構築するための行政経営が今こそ最重要課題だと思いますが、区長の認識と今後の取組についての所見を伺います。

○委員長　区長。

◎服部征夫　区長　ご質問にお答えいたします。

社会経済状況が大きく変化する中にあっても、区民ニーズを的確に捉えながら、区政を着実に前進させていくことが必要です。そのため、人材や財源など限りある資源を効果的・効率的に活用することが重要であると私も認識しています。区では、従来からの事務事業評価に加えて、ＢＰＲの推進、公民連携の強化など、様々な観点から業務改善を行っているところです。ＢＰＲについては、ＲＰＡや生成ＡＩなど、各種デジタルツールの活用のほか、一部の部署ではＤＸ推進サポーターを中心に、プロジェクトチームを立ち上げるなど、鋭意取組を進めているところです。また、現在、（仮称）デジタル人材確保育成基本方針を策定中であり、今後、人材育成にも一層尽力してまいります。

さらに、民間との連携協力については、台東区協働指針の見直しを今行っておりまして、民間企業をはじめ、多様な主体との連携強化に向けて、庁内での体制づくりも含め、検討を進めています。今後とも既存事業の必要性や実施手法など不断に見直すとともに、人材育成や体制整備に取り組み、持続可能な行財政基盤を維持していくことで新たな行政課題に積極的にチャレンジするなど、区民福祉のさらなる向上に努めてまいります。

○委員長　早川委員。

◆早川太郎　委員　ご答弁ありがとうございました。本当に社会がというか、行政に求められる役割がすごく増えてきていて、それを着実に実施していこうとすればするほどやはり業務は増えてしまう。だけれど、なかなかその業務を遂行していけるだけの体制整備を維持していくというのは難しい時代になってきているのかなというのが実感です。台東区もＲＰＡはかなり早い段階から導入していて、もうそれこそ先ほど述べましたけれど、１万時間を超える削減時間をつくったりとか、Ｂｏｘもとにかく昨年度20から始まって今年度でもう300ライセンスに増やしていくといったような対応、しっかりやっていることは分かっているんですが、そうはいってもなかなか全てがうまく回っているわけではないので、本当に業務改善については、今の区にとって早急に手をつけていかなくてはならない課題だと思っていますので、将来的な業務量管理と人員の適正配置をしっかりと考慮した行政経営ですとか、正のスパイラルへと転換していく取組、大変重要なことだと思っていますので、ぜひとも頑張っていただきたいと要望して次の質問に入らせていただきます。

３点目は、部門間の連携強化について伺います。

都の健康寿命は65歳の人が何らかの障害のために要支援、要介護認定を受ける平均年齢と

いう方式を採用していて、要支援１以上の認定を受けるまでの期間で算出した場合の台東区の健康寿命は男性79.61歳、女性が82.17歳であり、23区の中でも決して高い順位ではなく、健康寿命を延ばしていくことは、区の重要な取組となっています。そのためには、体を動かすことが重要であり、運動機会を提供することが区の対策の一つとなっていて、フレイル予防対策の一つの柱となっています。

現在、区が実施している事業でいえば、介護予防を目的とした事業として、介護予防担当が実施しているかがやき長寿ひろばがあり、利用者の８割弱が75歳以上であります。区内の老人施設など７か所で高齢者が無理なく取り組めるような軽運動などを実施、今後は区民館の活用も検討されていて、より身近な場所での事業実施が可能となってきます。しかし、幾ら身近な場所に会場をつくっても、さらに年齢が上がってくると、通えなくなる人も出てくる、そういった方たちへの移動手段の検討が課題となっています。

一方、健康増進を目的とした事業でいえば、保健サービス課が所管する上野と千束の健康増進センターがあり、トレーニング室やヨガ教室などがあります。70歳以上の利用者は24％、４分１近くを占めていますが、区内２か所での実施ということもあり、自力で通うことが厳しくなってくると、このサービスを利用できないという課題もあります。

どちらの事業にも移動手段という課題があって、自宅からの移動距離が短めで、軽運動などを実施しているかがやき長寿ひろばに参加している方と、区内２か所ということもあり、移動距離の長いセンターまで自力で来てトレーニング室をしっかりと活用できる方の間の取組がぽっかりと空いてしまっていると感じています。例えば送迎サービスのような移動手段への支援があれば、ひろばやセンターでの運動を続けることができ、利用事業の隙間を埋めることも可能になるのではないでしょうか。また、フレイル予防として高齢者の運動を推進していくのなら、かがやき長寿ひろば同様、高齢者の健康増進センターのトレーニング室の利用を曜日や時間を区切って無料とする、そういった対策強化も検討すべきです。各所管がおのおのの事業目的で事業を実施していると、その隙間、はざまがどうしてもできてしまう。健康寿命延伸を目指すなら、両セクションのさらなる連携強化が必須であります。

また、審議の中で、高齢者の自殺者の割合が高くなっていることは認識しているとの答弁もありました。国の資料でも、自殺死亡率は東京都よりも高く、高齢者が占める割合も都よりも高い状態が続いています。高齢者との接点が多い福祉部門がそういった変化に気づく機会も多く、保健予防課の保健師と連携して対応していただいているとは思いますが、個別案件としての対応となっています。そういったケースに対して、対応できる体制整備の必要性が増しているのではないかと感じています。

さらには、審議の中で、療育について、障害部門と教育委員会との連携強化について述べましたが、発達障害においては、児童に対するサービスの支給決定は保健予防課の所管となっています。現在、松が谷福祉会館では、児童発達支援センター設立に向けて準備を進めています。各部門間の連携強化が課題となっている中、この体制のままでいいのかと懸念しています。福

祉部門と健康部門の連携強化に向けた体制整備は喫緊の課題ではないでしょうか。

行政の組織は、国の制度変更、区民ニーズの変化などによって事業も増え、より専門的な対応も求められ、最適化されてきました。しかし、社会の変化などにより、新たな課題が発生しています。他のセクションにおいても、複雑化・複合化する行政課題に対して、今ある事業のはざまになって見落とされがちになっている課題や個々のケースでの対応で終わってしまっている課題も多いのではと感じています。そういったことを解消する仕組み、部門間の連携強化を図るための体制整備を今まで以上にしっかりと行うべきと考えますが、区長の所見を伺います。

○委員長　企画財政部長。

◎関井隆人　企画財政部長　ご質問にお答えいたします。

デジタル化の急速な進展や個人の価値観の多様化など、区政を取り巻く環境は大きく変化しており、行政課題の解決に際しては、様々な角度から対応策を検討することが今まで以上に必要となっています。委員ご指摘のとおり、健康寿命の延伸についても、福祉、健康の両分野が一体となって取り組む課題であり、部署間連携の重要性が一層増していることは区としても認識しています。区では、これまでも社会状況や区民ニーズの変化に的確に対応し、区民サービスの向上と効率的な行政運営を実現するため、組織改正を適宜行ってまいりました。また、必要に応じて横断的組織を設置しており、直近では、区民生活と調和した観光地づくりに向けて、ごみのポイ捨てや混雑緩和、交通など、多岐にわたる課題に組織横断的に取り組むため、庁内本部会議を立ち上げ、関係部署が一丸となって対策を講じているところです。今後とも適宜適切に必要な施策を展開していけるよう、分野を超えた課題の共有、部署間の連携に積極的に取り組んでまいります。

○委員長　早川委員。

◆早川太郎　委員　今、最後に、分野を超えた課題の共有、部署間の連携に積極的に取り組んでいくとのことですので、ぜひとも頑張っていただきたいと思います。

この決算年度では、今後さらに厳しい財政状況となることを見据え、行財政基盤の強化に努めていることが審議を通じて理解できました。つなぐプロジェクトといたしましては、令和７年度決算について認定させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○委員長　早川太郎委員の質問を終わります。

台東むすびの会、高橋えりか委員。

台東むすびの会の発言時間を表示いたしましたので、ご確認ください。

それでは、質問をどうぞ。

◆高橋えりか　委員　台東むすびの会の高橋えりかです。

決算審議でのご答弁を踏まえ、私からは、人とペットの共生について、そして多文化共生を進めるための生活ルールの共有と地域の課題への対応について伺います。

どちらも異なる立場の方が同じ地域で暮らす中で、互いに配慮し、安心して生活できる環境

をどうつくるかという質問です。共生という理念を日々の暮らしの中で実感できる取組につなげていただきたいという思いから質問いたします。

初めに、人とペットの共生について伺います。

以前の一般質問で取り上げた飼い主のいない猫の捕獲や不妊去勢手術について、業務委託を開始していただいたことを評価しています。これまでは区に相談が寄せられても、捕獲については個人のボランティアの方々の協力に頼らざるを得ず、対応の調整が難しい場合もありました。委託事業者に依頼できるようになったことで、ボランティアの負担軽減とともに、相談に対して具体的に対応できる幅が広がったと感じています。私自身もこの制度を利用した経験があります。飼い主の方が病気で亡くなられ、その後、地域で暮らすようになった高齢の猫について、厳しい真夏の暑さに耐えられるだろうかと相談を受けました。その方自身も区の登録ボランティアですが、餌やりのボランティアだったため、委託事業者に捕獲をお願いし、その猫は私自身が引き取りました。相談を受け止めるだけでなく、具体的な対応につなげられる仕組みができたことを大変心強く感じています。

一方、人とペットの共生には、飼い主が責任を果たし、ペットを飼っていない方や動物が苦手な方の暮らしにも配慮することが欠かせません。リードの適切な管理やふんの持ち帰り、鳴き声や臭いへの配慮、適正な飼養や繁殖の管理などを引き続き伝えていく必要があります。飼い主自身は気づいていなくても、周囲の方が困っている場合もあります。飼い主の責任や周囲への配慮について、分かりやすく繰り返し伝えていくことが大切だと考えます。

また、飼い主が飼養に関する悩みを抱えたときや地域の方がペットに関する困り事を感じたときに相談しやすいことも必要です。このようなことを相談してよいのか、どこに相談すればよいのかと迷い、相談をためらっているうちに問題が深刻になってしまうことも考えられます。飼い主も地域の方も困ったときの相談先やどのような相談ができるのかを知り、早い段階で相談できることが大切です。相談への対応では、飼い主と周囲の方、それぞれの状況を丁寧に把握し、必要な助言や対応につなげることが求められます。飼い主やボランティア、地域住民の声を聞くことは、啓発で伝えるべき内容や相談対応の課題を把握することにもつながると考えます。互いに配慮するよう呼びかけるとともに、悩みや困り事を抱え込まずに相談でき、問題が深刻になる前に対応につながる環境を整えていただきたいと思います。

そこで、区長へ伺います。ペットを飼っている方も飼っていない方も動物が苦手な方も、同じ地域で安心して暮らせるよう、人とペットの共生を進めるため、飼い主やボランティア、地域住民の声を踏まえ、適正飼養の啓発や相談対応に今後どのように取り組んでいくのか、区長の見解を伺います。

続いて、犬を連れた方もそうでない方も、安心して公園を利用できる休憩環境について伺います。

犬と暮らす方にとって、散歩は毎日の生活の一部です。途中で少し腰をかけて休めることは、特に高齢の方や体力に不安がある方にとって、安心して外出するための支えになります。一方、

大型犬の飼い主の方からは、小さな犬や子供がいると周囲を気にして公園の利用を遠慮してしまうといった声も聞きます。犬を連れていない方にも大きな犬が近くにいることに不安を感じ、ベンチの利用をためらう方がいると思います。互いへの配慮の結果、どちらかがいつも利用を諦めることにならないよう、飼い主による適切な管理を基本としながら、設備の配置にも工夫が必要ではないでしょうか。例えば公園の外側の道路に面した園内の場所や入り口付近など、立ち寄りやすくほかの利用者と距離を取りやすい場所へのベンチの配置が考えられます。また、休憩場所が１か所に集中している場合には、配置を分散させたり必要な場所に増設したりすることで、休む場所を選べるようになります。公園の広さや通行の安全など、場所ごとの条件を踏まえる必要はありますが、こうした工夫は子供を連れた方や高齢の方など、様々な利用者の休憩環境の改善にもつながると考えます。

そこで、区長に伺います。犬を連れた方もそうでない方も、互いに配慮しながら、公平に公園で休憩できるよう、ベンチの配置や増設を検討し、それぞれが安心して休める環境を整えるべきと考えますが、いかがでしょうか。公園の整備や改修などの機会を捉え、利用者の声や利用状況を踏まえて取り組むことについて、区長の見解を伺います。

○委員長　台東保健所長。

◎水田渉子　台東保健所長　私から、ご質問のうち、人とペットの共生を進めるための支援についてお答えいたします。

区では、人と動物との調和の取れた共生社会の実現に向けて、狂犬病予防注射接種の徹底をはじめ、犬のしつけ方教室や終生飼養講習会などを通じて、適正飼養につながる周知を行っています。さらに、今年度より、新たに汚物の放置や鳴き声等、住民の迷惑となる行為について、飼い主に対して注意喚起等を行うマナーパトロールを実施しています。引き続き国や東京都、各関係団体と連携し、動物の愛護及び管理に関する法律の理念である人と動物の共生に向け鋭意取り組んでまいります。

私からは以上です。

○委員長　土木担当部長。

◎原島悟　土木担当部長　私から、ご質問のうち、犬との散歩の途中に立ち寄れる公園の休憩環境についてお答えいたします。

公園のベンチは、犬との散歩を含む日常の外出の中で休憩できる身近な場所です。こうした場所が地域の公園の中にあることは、区民の健康づくりや地域の交流促進に資するものであり、公園のベンチは重要な役割を担っていると認識しています。区では、公園の再整備に際しては、地元住民とベンチの数や配置も含めた協議を行い、計画を立て、地域の特性や利用者のニーズを踏まえた整備を進めています。引き続き公園の再整備や改修の機会を捉え、周辺道路や出入口との位置関係を踏まえたベンチの設置を検討し、ペットの有無にかかわらず、誰もが安心して休憩できる環境の実現に努めてまいります。

○委員長　高橋委員。

◆高橋えりか　委員　飼い主やボランティア、地域住民の声を踏まえ、適正使用の啓発と相談しやすい環境づくりを進めていただきたいと思います。

神奈川県では、ペットリエゾンと呼ばれる専任の獣医師が福祉関係機関を訪問し、ペットに関する困り事への助言や必要に応じた事業者への橋渡しを行っています。こうした他自治体の取組も参考にしながら、飼養に関する悩みや地域の困り事を早い段階で受け止め、必要に応じて関係部署などと連携し、問題が深刻になる前に対応につなげていただくようお願いいたします。

公園についても、犬を連れているかどうかによって、どちらかが利用を遠慮し続けることのないよう、ベンチの配置や増設など、具体的な工夫につなげてください。

また、今回ベンチについて調べる中で、プランターと一体になっているものや自転車のサドルを座面に使ったもの、ドラム缶をリメークしたものなど、様々な工夫を見つけました。座るという機能に加えて、まちの風景を彩ったり、素材の再利用につながったりする面白さもあるなと感じました。安全性や座りやすさを大切にしながら、思わず座ってみたくなるベンチという視点で考えてみるのも面白いのではないでしょうか。それぞれの公園に合った工夫を取り入れ、誰もが気軽に立ち寄り、安心して休める環境を整えていただきたいと思います。

ペットを飼っている方も飼っていない方も、動物が苦手な方も、同じ地域で安心して暮らせるよう取り組んでいただくことを要望いたします。

続いて、多文化共生について伺います。

日本人住民も外国人住民も同じ地域で安心して暮らすためには、互いの文化や背景を尊重するとともに、地域の生活ルールを理解し、守ることが大切です。多文化共生とは、違いを知り、交流することに加え、日々の困り事を解決し、互いに安心して生活できる関係をつくることだと考えています。今回のプラン改定では、意識調査の結果を具体的な施策の改善につなげていただきたいと思います。

まず、住民の声を施策に反映することについてです。

今回の調査では、外国人住民975人、日本人住民914人から回答が寄せられています。外国人回答者が生活上の困り事や心配として最も多く挙げたのは、税金や年金の仕組みなどが分かりにくいで39.9％でした。決算審議で伺った外国人相談の内容からも、生活に必要な情報を分かりやすく届け、相談につなげることの重要性を感じています。

一方、日本人回答者が地域の外国人との関係で実際に困った経験として挙げたものは、ごみ出しのルールに関することが40.8％、物音や騒音などが29.9％となっています。私の元にもこうした相談が寄せられています。日々の生活に関わる問題が繰り返されれば、住民の負担は大きくなります。解決に向けては、困っている地域の方と情報や制度が分からず困っている外国人住民の双方の声を聞くことが必要です。

会派視察で伺った愛知県豊橋市では、多文化共生推進連絡協議会を通じ、企業や大学、商工会議所などの関係機関と外国人住民の状況や計画の進捗を共有していると伺いました。また、

同じく愛知県の豊田市では、外国人の意見を聞く会を設け、外国人住民の声を計画づくりに反映しています。

台東区でも、調査で全体の傾向を把握することに加え、住民から直接話を聞き、何が伝わっていないのか、どのような支援が必要なのかを把握することが大切だと考えます。

次に、生活ルールの共有と分かりやすい情報提供についてです。

今回の調査では、外国人向け生活便利帳の認知度は29.2％、外国人相談窓口の認知度は20.2％にとどまっています。制度や資料があっても、必要な方に知られていなければ十分に活用はされません。例えばごみの出し方は、以前住んでいた場所と異なる場合があります。資料を渡すだけでなく、自分の住む場所で、いつ、どこに、どう出せばよいかが分かる案内が必要です。転入時の説明に加え、不動産関係者や大家、管理会社、外国人を雇用する企業、日本語学校などとも連携し、生活を始める様々な機会に情報を届けることが有効ではないでしょうか。

その際には、説明する側に任せるだけでなく、区が分かりやすい資料を用意するなど、伝える側への支援も大切です。情報を発信したことと相手に伝わったことは、必ずしも同じではありません。案内を見て、実際に必要な手続や日々の行動ができるかという視点で、内容や届け方を確かめることが大切です。相談の際に分かりにくかった点を聞き取り、その声を案内の改善に生かすことも必要だと考えます。また、生活上の問題が繰り返される場合には、情報が伝わっているかを確かめ、相談で把握した課題を関係部署と共有し、改善につなげる必要があります。生活ルールを守ることを基本としながら、理解と行動につながる支援を行い、地域の方々の安心を守っていただきたいと考えます。

最後に、外国人住民の地域活動への参加についてです。

今回の調査では、地域の日本人と積極的に、または機会があれば交流したいと回答した外国人の割合は、合わせて89.5％でした。一方、地域で活動する際の困り事として、参加の仕方が分からないが44.3％、活動に関する情報が少ないが40.5％となっています。参加したいという気持ちがあっても、いつ、どこで行われ、誰に声をかければよいかが分からなければ、実際の参加にはつながりません。町会や各団体、商店会などとも連携し、参加方法や問合せ先を分かりやすく伝え、初めてでも参加しやすい工夫を進めていただきたいと思います。

受け入れる団体側も支えながら、外国人住民が地域を支える一員として関わる機会を増やすことが大切です。最初から継続的な活動への参加を求めるのではなく、用事の準備や片づけなど、短い時間でも一緒に取り組める機会があってよいと思います。小さな関わりを重ねる中でお互いを知り、困ったときに声を掛け合える関係性につなげていくことが大切だと考えます。顔の見える関係は、日頃の困り事を伝え合い、生活ルールを共有するきっかけにもなると思います。

そこで、区長に３点伺います。まず、外国人住民と地域の方々の双方から生活の中で困っていることや必要な支援について直接意見を聞き、その声を施策の改善に反映することについて

見解を伺います。

次に、改定する多文化共生推進プランに、互いの文化や背景を尊重するとともに、同じ地域で暮らす住民として、生活ルールを理解し、守り、互いの暮らしに配慮するという考え方を明確に位置づける考えはあるでしょうか。その考え方を多言語ややさしい日本語による分かりやすい情報提供や理解を確かめる工夫を行うこと、また、新しくできる相談窓口での相談内容を関係部署と連携して改善につなげることなど、具体的な取組に反映させることについて見解を伺います。

最後に、交流や地域活動への参加意欲を持つ外国人住民に対し、町会や各団体、商店会などとも協力し、行事や活動の情報、参加方法を分かりやすく届け、実際の参加につなげることについて見解を伺います。

○委員長　区長。

◎服部征夫　区長　ご質問にお答えいたします。

まず、外国人住民や地域の方から意見を聞き、施策に反映をさせることについてです。

私は、多文化共生社会の実現に向けて、外国人、日本人の双方から意見を聞き、施策に反映させることは重要であると、そのように認識しています。

区では、令和４年３月、台東区多文化共生推進プラン、これを策定し、現在は次期のプランの策定を進めています。策定に当たっては、学識経験者に加え、区内居住の外国人や町会など、地域の方々が委員として策定委員会に参加し、専門的知見だけではなく、地域の課題について本当に率直な意見をいただいています。また、令和７年度には、外国人、日本人双方を対象に意識調査を実施いたしました。この結果を活用するとともに、策定委員会での意見も参考にしながら、次期プランの検討を進めてまいります。

次に、次期プランの考え方と情報提供や庁内連携などの取組についてです。

次期プランの基本理念は、言語や文化、生活習慣などの違いを、これは相互に理解、尊重し合い、誰もが地域社会の一員として活躍できる多文化共生の地域社会の実現とします。

情報提供については、現在も専門家のアドバイスをいただいていますが、今後はさらにこの事業の中で外国人の方の意見を取り入れながら、より分かりやすい情報提供に努めてまいります。また、外国人相談窓口に寄せられた日常生活に関する相談や困り事などについて、庁内で情報共有し、問題解決につなげていきます。

次に、外国人住民の交流や地域活動への参加意欲を実際の参加につなげるということについてです。

高橋委員ご指摘のとおり、意識調査において、外国人住民の方の交流や行事への参加意欲は高く、それを実際の参加につなげることは重要であると私も認識しています。

区では現在、多文化共生推進サポーター養成講座において、やさしい日本語の使い方やイベントへの誘い方をテーマとして取り上げ、受講後は、交流イベント等への外国人住民の参加促進や地域情報の提供などを行っていただいています。今後は、現在の取組に加え、11月に開

設する多文化共生の拠点、生涯学習センターにおいて、区主催のイベント等の情報提供を行うとともに、外国人の地域人材を育成する講座の実施や外国人住民の方が地域の方と連携し、共に行う活動について検討してまいります。

私は、外国人と日本人が相互に理解、尊重し合い、誰もが地域社会の一員として活躍できることが重要であると考えています。引き続き多文化共生社会の実現に努めてまいります。

◆高橋えりか　委員　力強いご答弁ありがとうございました。

意識調査の結果を課題の把握にとどめず、情報提供や相談対応の改善、地域活動への参加につなげていただきたいと思います。地域の方が困っている状況を放置せず、外国人住民が分からず困っていることにも目を向け、双方の声を聞きながら具体的な解決を図ることが大切です。互いを尊重することと互いの暮らしを守ることの両方を大切にし、共に地域を支える関係をつくることをプランの改定と具体的な取組に反映していただくよう要望します。

今回取り上げた２つのテーマについて、関係部署が連携し、現場の声を踏まえて、安心して暮らせる環境づくりを進めていただくことをお願いし、私の総括質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○委員長　高橋えりか委員の質問を終わります。

台東むすびの会、村上浩一郎委員。

それでは、質問をどうぞ。

◆村上浩一郎　委員　台東むすびの会、村上浩一郎でございます。総括質問させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、児童館の日曜日開館についての質問であります。

近年の夏の猛暑は、もはや例年にない特別の暑さではなく、私たちが向き合うべき日常となりつつあります。熱中症警戒アラートが発表される日には、学校においても屋外での活動が制限され、子供たちが屋外で思い切り体を動かし、友達と遊ぶという、かつては当たり前の、あった育ちの機会が、夏を中心に年々失われております。しかもその暑さ、夏にとどまらず、春や秋にも及んでおります。子供たちが安心して過ごせる場所を地域としていかに確保していくのか、これは区政が正面から取り組むべき重要な課題であると考えます。

児童館は、児童福祉法に基づき、子供に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童厚生施設であります。天候に左右されず、子供たちを見守る職員がおり、年齢の異なる子供たちが自然に交わることのできる場であります。さらに、近年は、子供の悩みや相談の窓口として、また、子育て家庭を支える地域の拠点としての役割も期待されております。

ところが、共働きのご家庭や独り親のご家庭、日曜日などでもお仕事をされているご家庭、あるいは子供だけで留守番をするご家庭にとって、居場所が最も必要となる日曜日に現在、児童館は閉館となっております。子供たちが最も行き場を求める時間に、頼るべき扉が閉ざされているのであります。この現状を私は看過することができません。

一方、隣接する墨田区に目を向けますと、区立の児童館は、日曜日や祝日に開館しております。荒川区のふれあい館も同じく、日曜日や祝日に開館していると承知しております。子供たちが休日にも安心して通うことのできる場が既に隣の区では確保されているのであります。同じ23区の中で、日曜日にも子供を受け入れている区がある一方で、本区においては、それが実施されておりません。この違いは、区はどのように受け止めておられるのでしょうか。

区立児童館の日曜日開館の実現に向けた取組については、職員の配置や勤務体制、施設の管理など、解決すべき問題があることは私も十分承知しております。しかしながら、全館一斉の実施でなくとも、地域のバランスを踏まえた数館での試行実施、夏季や猛暑期に限っての実施、あるいは学校施設、民間事業者、地域団体との連携など、段階的に進める道はあるものと考えております。子供は暑さからも孤立からも自分の力で身を守ることができません。だからこそ、大人の私たちが安心して過ごせる場所を整えなければならないと考えるのであります。日曜日にも行ける場所があるという安心は、子供たちのみならず、働く保護者にとっても大きな支えとなります。

気候変動という新たな時代に、要請に応え、児童館が子供たちの命と健康を守りながら、遊びと育ちを支える拠点として、日曜日にその扉を開きませんか。そこで、区立児童館の日曜日を開館し、子供たちの育成を見守るべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

○委員長　こども家庭部長。

◎前田幹生　こども家庭部長　ご質問にお答えいたします。

近年、猛暑や熱中症リスクの高まりにより子供を取り巻く遊びの環境が変化する中、安全安心に過ごせる居場所であるとともに、セーフティネットとしての機能など、児童館が担う役割は大きいと認識しています。

現在、日曜日については、下町こどもまつりの実施や地域行事への参加など、地域とのつながりを生かした活動の充実を図っているところです。

委員ご提案の日曜日開館については、運営に必要な人員確保をはじめ、安定した施設運営を継続するための体制づくりが必要となります。そのため、区としては、まず、日曜日における子供や保護者のニーズを把握するとともに、児童館の利用状況などを踏まえ、運営体制や実施方法について、台東区社会福祉事業団と協議、検討してまいります。

○委員長　村上委員。

◆村上浩一郎　委員　承知いたしました。事業団さんの問題もありますので、これ以上勝手は申しません。

しかしながら、やはり子供たちを見守る場所が必ず必要であるということはもう必然でありますので、今後ますますこの児童館日曜日開館に関しまして推進していただくことを強く要望だけさせていただきます。以上です。

その次の質問をさせていただきます。

ごみの不法投棄対策の強化についてであります。

我が台東区は、豊かな歴史と下町ながらの人情味が息づく大変すばらしいまちであります。近年は国内外から本当に多くの方々にお越しいただき、まちが活気に満ちあふれていることは、私にとっても大きな喜びであります。

しかし、その一方で、心ないごみのポイ捨てや不法投棄によって、長年培われてきた美しい景観や地域住民の皆様の平穏な生活環境が脅かされているという大変悲しい現実も生まれております。これまでこうしたごみの問題は、主に、駅の周辺や華やかな繁華街、あるいは観光地といった特定のエリアを中心に対策が話し合われてきました。しかし、現在、その被害はそうした場所にとどまらず、本来は静かで落ち着いているべき住宅地にまで広がってきており、日々の生活の場に深刻な影を落としております。

実際に地域の皆様からお話を伺いますと、住宅街の身近な路地裏やふだん使っている家庭ごみの集積所、あるいはマンションの敷地内において、たばこの吸い殻や空き缶、食べ歩きのごみ等が平然とポイ捨てされているケースが増えております。さらに、最近特に地域の方々を悩ませているのが、役目を終えたキャリーバッグの放置という形の不法投棄です。中身を抜かれた大きなキャリーバッグが住宅地の道路脇や狭い路地にぽつんと置き去りにされ、何日もそのままになっている姿があちらこちらで散見されるようになりました。これらは単にまちの見栄えが悪くなるというだけの問題ではありません。例えばたばこの吸い殻のポイ捨ては、木造住宅が多く集まる地域にとっては、一歩間違えれば火災につながりかねない、大変不安な要素であります。また、道路や狭い路地に大きなごみやキャリーバッグが放置されていると、小さなお子様やご高齢の方、車椅子を利用される方が通行される際の大きな妨げにもなります。何より、自分たちの愛するまちが汚されていくということは、地域で暮らす人々にとって大変悲しく、精神的にも大きな負担となっています。

地域の皆様が町会などを中心として、毎日のように自主的なお掃除をしてくださり、ポイ捨て禁止を呼びかける看板を手作りで作ったり、本当に一生懸命まちの環境を守ろうと努力されています。区民の皆様方にこれ以上悲しい思いをさせてはならない。まちの美観を守り、区民の皆様のささやかな日常を優しく守り抜くことは、本区にとって何よりも大切な使命であると考えます。現在の繁華街から住宅地へと広がってきている吸い殻やごみのポイ捨て、そしてキャリーバッグの放置はじめとする不法投棄などにより、区民の皆様が日々感じている不安やまちをきれいに保ちたいという切実な願いに寄り添うことが大切であります。

そこで、区は、今後ごみの不法投棄対策を強化すべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

○委員長　環境清掃部長。

◎遠藤成之　環境清掃部長　ご質問にお答えいたします。

台東区は、年間4,000万人を超える観光客が訪れる国際観光都市であり、区民生活との調和を図る上で、ごみの不法投棄対策は重要な課題であると認識しています。

そのため、区では、喫煙等マナー指導員による指導啓発に加え、多言語に対応したマナー啓

発物品を配布するなど、ごみのポイ捨て対策に取り組んでいます。しかしながら、観光客の増加などに伴い、吸い殻やポイ捨てごみが放置され、生活環境の悪化につながっています。引き続き、９月に事業を開始したたいとうクリーンアップカートをはじめとした観光客へのマナー指導に鋭意努めるとともに、関連事業者に働きかけるなど、庁内で連携し、不法投棄対策をより一層強化してまいります。

○委員長　村上委員。

◆村上浩一郎　委員　所管がいろいろ様々な事業を行っていること、私も重々認識しております。しかしながら、なかなかこの問題が解決していかない、なかなか糸口が見つかっていかないということも事実でないかと考えております。

観光立区を目指す本区にとりまして、観光客の方に喜んでお越しいただける、そういうまちにしていきたいと思います。

では、どうやって取り締まるかというと、なかなか厳しい問題もあろうかと思いますので、私が一般質問でお話ししました過料ですとか、そういったことはまず最後の最終手段として、今後とも区の清掃事業を推し進めていくことを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○委員長　村上浩一郎委員の質問を終わります。

○委員長　ここで休憩いたしたいと思います。午後３時15分に再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、台東むすびの会の残り時間は21分46秒となっておりますので、ご確認ください。

午後　２時５９分休憩

午後　３時１４分再開

○委員長　ただいまから、決算特別委員会を再開いたします。

○委員長　台東むすびの会の残り時間を表示してありますので、ご確認ください。

台東むすびの会、冨永龍司委員。

それでは、質問をどうぞ。

◆冨永龍司　委員　台東むすびの会の冨永龍司です。会派の高橋委員、村上委員に引き続き質問させていただきます。

初めに、予算の流用について伺います。

今回の決算審議を通じて、当初予算を上回る支出が行われている事業や他の事業からの流用によって執行されている事業を確認し、予算の流用が増えているのではないかと感じています。区の予算規模が大きくなる中で、執行率の僅かな低下であっても、金額にすれば相当の執行残が生じます。だからこそ、その執行残を含め、予算がどのように配分され、使われたのかを丁寧に確認する必要があります。もちろん予算編成の時点で年度内に生じる全ての変化を見通す

ことはできません。近年は物価や人件費の上昇に加え、入札不調や入札参加者の減少など、当初の計画どおりに事業を進めることが難しい状況もあります。社会情勢の変化や区民の需要に対応し、必要な施策を円滑に執行するためには、予算の流用が必要となる場合もあると理解しています。

しかし、私たち議員は、限られた財源をどの施策にどれだけ配分するべきか、それぞれの事業の必要性や予算額の妥当性について慎重に審議を重ねた上で、予算を決議しています。そこには、区民から託された税金の使い道を判断するという責任があります。そのように審議し、議決した予算について、執行の段階で配分が変更されているのであれば、事業の実施に必要だったから仕方ないということで終わらせるわけにはいきません。どの事業からどの事業へ幾ら流用したのか、また、なぜ当初の予算では対応できず、流用が必要となったのか。こうした点について議会が把握し、その必要性や妥当性を確認できることが重要だと考えます。

私は、必要な予算そのものを否定するわけではありません。行政に求められる柔軟性と議会に対する説明責任を両立させることが必要だと申し上げます。

そこで、令和７年度決算における予算流用の件数と総額、さらに、前年度と比較してどのような状況にあるのか。また、こうした流用の状況について、どのように認識しているのか併せて区長に所見を伺います。

○委員長　企画財政部長。

◎関井隆人　企画財政部長　ご質問にお答えいたします。

令和７年度一般会計決算において、人件費を除き、事業をまたいで行った予算流用は356件、約５億7,000万円で、令和６年度と比較して、件数は152件の増、金額は約１億8,000万円の減となりました。また、予算流用の件数は近年増加傾向にありますが、金額は年度によって増減しています。予算は、事業ごとの主な内容や予算額について議会でご審議をいただいた上で議決をされたものであり、区としてもむやみに流用することは、財政規律の観点から、適切ではないと考えています。そのため、予算の内容を変更する場合や新たな事業を実施する場合は、原則として補正予算を編成し、議会におはかりすることとしています。

一方で、当初予算編成から執行までには半年以上の期間があるため、内容は変わらないものの、物価高騰や対象者数の増加などにより、予算額に不足が生じることがあります。このような場合には、緊急性や流用額などを十分精査の上、既定経費で対応しています。

予算流用はやむを得ない対応ではありますが、必要な事業に必要な予算を計上するという予算本来の目的から逸脱することがないよう、引き続き適正予算編成と予算執行に努めてまいります。

○委員長　冨永委員。

◆冨永龍司　委員　ご答弁ありがとうございます。予算執行の透明性と迅速な対応をよりできるよう、議会へ丁寧な説明をお願いするとともに、私たち議会もやはり柔軟な運営をしていくことが必要なのかなと思っております。

この流用についてなんですが、私が当選当初、16年前ですね、先輩の堀越議員が最初の決算のときにやはりこういった流用というのはしっかり見てチェックするんだよということを言われたのを思いまして、今回ちょっとその初心に返って、こういったことを中心に調べてみました。

それでは、次の質問に入ります。

ふるさと納税について伺います。

ふるさと納税によって、本来区民サービスを支えるための税収が区外へ流出することについて、台東区が制度の不合理を指摘し、改善を求める立場にあることは理解しています。しかし、制度の改善を求めることと現にある制度を区内産業や地域経済のために活用することは、両立できるのではないでしょうか。

私は議員であると同時に、区内で事業を営む経営者でもあります。その立場から申し上げれば、制度に対する区の立場だけではなく、日々商いを営む事業者の目線からも活用の可能性を考えていただきたいと思います。

現在、台東区には多くの外国人観光客が訪れています。しかし、国内から訪れる方も、これまでもこれからも地域の商いを支える大切な存在です。一度訪れて終わりではなく、台東区に愛着を持ち、繰り返し訪れていただく、そして、区内で飲食や買物を楽しんでいただく、こうした継続的な関係を育てることが観光と地域経済にとって重要だと考えます。

そのための手段として、ふるさと納税を台東区への来訪と区内での消費につなげる仕組みをさらに充実させるべきではないでしょうか。台東区には伝統工芸や老舗の食品などに加え、実際に訪れることで楽しめる食や文化芸術、様々な体験があります。返礼品を物産だけで考えるのではなく、こうした地域全体の魅力を生かしていくことが大切です。

そこで提案したいのが、ふるさと納税の返礼品として、区内の加盟店で共通して使えるデジタルクーポンを発行する仕組みです。品川区では、既にしながわｅ街ギフトを導入しています。スマートフォンから寄附すると、寄附額の30％の電子ギフトを受け取り、区内の飲食店や宿泊施設など、加盟店で利用ができます。このような仕組みであれば、寄附者はあらかじめ１つの商品や店舗を選ぶのでなく、台東区を訪れた際に、加盟店の中から利用先を選び、柔軟に使うことができます。来訪前の寄附だけではなく、訪れた際に台東区の魅力を感じ、その場で寄附して利用していただくことも考えられます。寄附を区内での消費に直接結びつけられる点で、観光地である台東区と相性のよい仕組みだと思います。

事業者にとっても、個別の返礼品を用意して配送する方法とは異なる形で参加の機会が広げられます。小規模な飲食店や体験を提供する事業者なども参加しやすくすることで、より多くの店舗に効果を広げられるのではないでしょうか。制度への問題意識を持つことは大切です。しかし、それと同時に、区内事業者を支えるために、今ある制度をどう生かすかという視点も必要です。

そこで、ふるさと納税を単に寄附額を増やす仕組みにとどめず、台東区に愛着を持つ方を増

やし、来訪と消費、地域の商いにつなげるため、デジタルクーポンを導入すべきと考えますが、区長の所見を伺います。

○委員長　産業振興担当部長。

◎杉光邦彦　産業振興担当部長　ご質問にお答えいたします。

区では、ふるさと納税について、民間サイト及び返礼品を活用し本区の多彩な魅力を発信するとともに、事業者の販路開拓の支援を通じ、区内産業の振興を目的とした制度の運用を行っています。

運用に当たっては、今年度新たにＰＲの強化をするため特設サイトを開設し、また、選ばれる返礼品の提供に向けて、事業者向けのワークショップの開催や事業者とクリエーターとの連携による商品開発の支援を行っています。

議員ご提案のデジタルクーポン、いわゆる現地決済型のふるさと納税については、本区を訪れた方の利便性の向上につながるなど、観光に関連する事業者を中心に直接還元できるメリットがあります。しかしながら、新しいサービスに伴う加盟店の登録手続や決済時における顧客への説明対応など、事業者の負担の増加も見込まれることから、引き続き事業者のニーズやサービスの普及状況、さらには、導入効果を十分に検証するなど、現地決済型のふるさと納税の導入について研究してまいります。

○委員長　冨永委員。

◆冨永龍司　委員　ご答弁ありがとうございます。

そうですね、いろいろ変化に対応するのが難しさというのは感じますが、やはり我々事業者というのは、様々な変化に対応してきています。ＤＸ化によるクレジット決済等々、やはりなかなか最初は慣れない。正直言いますと、私の母親は絶対嫌だと言っておりましたが、今となっては、店でしっかり導入し、様々な対応をしております。ですので、これからもしっかり検証していただいて、進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、田原町駅周辺の駐輪場整備について伺います。

台東区では、放置自転車への対応を強化しています。歩行空間を確保し、高齢者や障害のある方、子供たちをはじめ誰もが安全に通行できるようにするために必要な取組であると認識しています。

しかし、放置自転車の対応をするのであれば、それと併せて自転車を適切に止められる環境を整備することが不可欠です。自転車は、通勤や通学、買物など、区民の日常生活を支える身近な交通手段です。撤去や指導を強化する一方で、利用できる駐輪場がなければ、自転車を利用する方の困り事は解消されません。止めてはいけない場所を示すだけでなく、止められる場所を確保する必要があります。

区内では、駅周辺の駐輪場整備が進められてきました。しかし、私が議員になった当初から整備を求めている田原町駅周辺には、いまだに駅利用者のための駐輪場が整備されていません。これまでに繰り返し求めてきたにもかかわらず、具体的な整備に至っていないことを課題とし

て受け止めています。自転車を利用する区民にとっては、長年にわたり不便な状況が続いているということです。

そこで、田原町駅周辺の駐輪場が整備されない現状と整備の必要性についてどのように認識しているのか。また、早急に駐輪場整備を求めるべきと考えますが、今後の具体的な取組と整備に向けた見通しについて併せて区長に伺います。

○委員長　土木担当部長。

◎原島悟　土木担当部長　ご質問にお答えいたします。

まず、田原町駅周辺に駐輪場が整備されていない現状と整備の必要性についてです。

放置自転車対策と駐輪場整備を一体で進める必要があるという委員のご指摘については、区としても同じように認識しています。

現在、区内の駅周辺で駐輪場を整備できていないのは田原町駅だけであり、整備の必要性は高く、長年の課題となっています。区はこれまで、駐輪場整備に向けて、民有地の取得や歩道の活用なども検討を進めてまいりましたが、実現に至っていない状況です。

次に、今後の具体的な取組と整備に向けた見通しについてです。

新たな用地確保が困難である状況を踏まえ、都と都心６区で構成する放置自転車対策の協議会において、本区から、活用可能な都有地の情報提供と都道への自転車ラック設置について柔軟な対応をお願いしたいと要望し、複数の区から賛同の声を得たところです。引き続き用地の確保に努めるとともに、歩道の活用についての働きかけも併せて進めることで、田原町駅周辺の駐輪場整備を目指してまいります。

○委員長　冨永委員。

◆冨永龍司　委員　設置がなかなか場所が取れないというのはよく理解をしています。歴代の担当の課長さんが地域を回ってくれたり、最近もちょっとあそこの目の前に空き地が出たんですけれど、やはりなかなかうまくいかないというのもよく知っています。

その中で、今、都道の、あそこ都道ですね、への整備という、一つありました。ただ、なかなかこれも東京都さんのほうが素直に貸していただけないという話も聞いておりますので、区長、ぜひとも東京都のほうに強く要望していただきたいと思いますんで、よろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問になります。

がん検診の受診率向上について伺います。

令和７年度から肺がん検診を総合健康診査と同時に受けられるようになり、受診者数が大きく増えたことを大変評価しています。この成果は、検診の必要性を知らせるだけではなく、実際に受けやすい仕組みを整えることが受診につながるということを示していると考えます。

しかし、その他のがん検診については、受診状況に大きな改善が見られません。肺がん検診で得られた成果を他の検診にも広げる取組が必要なのではないでしょうか。例えば八王子市では、対象者に大腸がん検診の検査キットを事前に送付し、健康検査とセットで受診できるなど

を進めることで受診率を向上させています。台東区でも大腸がん検診は総合健康診査と同時に受けられます。しかし、検査キットを受け取るために、あらかじめ医療機関へ足を運ぶ必要があるとすれば、それが受診の負担になります。対象者への事前送付によってその手間を減らすことは検討すべきではないでしょうか。

また、胃がん、乳がん、子宮がん検診についても、検査方法や実施医療機関との違いはありますが、総合健康診査の機会を生かして予約や受診につなげ、可能なものは同じ日に受けられるよう連携を進める必要があると考えます。

決算審議の中で申し上げましたが、東京都が公表した令和７年度の全がん75歳未満年齢調整死亡率では、台東区は男性が23区で高いほうから４番目、女性は最も高い状況にあります。この状況を重く受け止める必要があると考えます。死亡率の高さを検診の受診率だけで説明することはできません。しかし、自営業や勤務先でがん検診を受けられる機会がない方にとって、区の検診は重要です。女性についても、雇用形態などによって職場での受診機会に差が生じていないか、目を向ける必要があります。

だからこそ、区の検診を受ける際の手間や負担を減らし、誰もが受診しやすい環境を整えることが重要だと考えます。予約の仕組みについても改善を求めます。現在のように、本人が医療機関に連絡して予約する方法では診療時間中に電話する必要があり、仕事や家事で忙しい方には負担となります。希望する医療機関で予約が取れなければ、別の医療機関へ問い合わせる手間もかかります。電話による予約を残しながら、ウェブ上で実施医療機関や予約の空き状況を確認し、そのまま予約できる仕組みを整えるべきではないかと思います。

私自身、還暦を過ぎ、地元の友人をがんで亡くすことが毎年のように続いております。身近な人を失うたびに、早期発見と受診の機会を逃がさないことの大切さを痛感しています。

そこで、区として、この状況をどのように認識し、改善に取り組んでいくのか。また、受診率向上のために、総合健康診査と他のがん検査を同時に受診できる機会を広げること、大腸がん検診キットを受診者に事前に送付すること、空き状況の確認から予約まで可能なウェブ予約の仕組みを整えることが必要だと考えますが、併せて区長に伺います。

○委員長　台東保健所長。

◎水田渉子　台東保健所長　ご質問にお答えいたします。

区では、がんの早期発見、早期治療に向け、検診受診率を向上させることが必要であり、そのためには、受診しやすい環境を整えることが重要だと認識しています。

総合健康診査との同時受診については、検査に高度な専門性を有する胃がん、乳がん、子宮頸がん検診では難しい場合もありますが、今後、関係機関と協議し、複数の検診を同時に受診できる機会を可能な限り増やせるよう努めてまいります。

次に、大腸がん検診の検査キットの配付については、現在、検査を医療機関ごとに実施していることから、その実施方法の変更には課題があります。委員ご指摘のとおり、受診者の負担軽減は重要な視点であるため、今後、利便性の向上につながる様々な方法を考えてまいります。

次に、ウェブ予約については、多数の医療機関をネットワークで結び、受診者や予約の情報を安全かつ適切に管理する仕組みの構築が必要であり、現時点では、技術的に実現が難しいと考えています。そのため、引き続き情報収集に努めてまいります。

今後も受診勧奨などに一層取り組むとともに、医師会等の関係機関と連携し様々な手法を検討しながら、さらなる受診率の向上に向け、改善を図ってまいります。

○委員長　冨永委員。

◆冨永龍司　委員　全てができると思いませんが、できることから１つずつ進めていっていただきたいと思っております。本当にがん検診、やはり特に会社では健康診断受けなければいけないということになっていますが、やはり台東区は中小企業が多いです。なかなかその環境が整え切れないということもあると思います。

これ、私の店の問題ですけれども、去年健診は受けたんですが、30代の子がこの間心不全で倒れました。30代で心不全というのは、最初呼吸ができないということで、慌てて救急車で行ったんですけれども、まさかそんな状況だということは本当に分からなく、一命を取り留めて、今リハビリしながら働いているんですけれども、やはり健康診断、健康検査だけは本当に大切だと私思っていますし、特に女性ですね、やはり雇用形態、正社員じゃない方も多いです。そうすると、なかなかこうした検査が受けられないんじゃないかと私は心配しております。早期発見すれば、今は直らないがんは私はないと思っていますし、それが区の財政における医療費の削減にも私はつながると思っていますんで、できることから１つずつ進めていっていただきたいと要望して、終わります。

最後に、令和７年度決算について、台東むすびの会は認定する立場を申し上げ、私の総括質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○委員長　冨永龍司委員の質問を終わります。

れいわ立憲にじいろの会、中嶋恵委員。

れいわ立憲にじいろの会の発言時間を表示いたしましたので、ご確認ください。

それでは、質問をどうぞ。

◆中嶋恵　委員　れいわ立憲にじいろの会、立憲民主党の中嶋恵です。

会派を代表して質問させていただきます。

初めに、不合理な税制改正についてです。

本区では、台東区長期総合計画において、令和10年度末の経常収支比率を70％台から80％台前半にすることを目標としています。７年度決算における経常収支比率は81.5％であり、決算特別委員会の審議において、この比率を維持する方法を質問したところ、理事者からは、経常収支比率を維持していくためには、経常的な歳入を増やすか経常的な歳出を減らすしかないとの答弁がありました。現時点の経常収支比率を維持し、またさらに改善していくためには、事務事業評価などを通じて、積極的に廃止、縮小を検討することで経常的な歳出を見直していくことが大切ですが、同時に、経常的な歳入を確保していくことも重要だと考えます。

委員会審議では、７年度のふるさと納税による特別区民税の減収の影響が約22億1,000万円に上り、区にも影響があるとのことでした。これに加えて、８年度の与党税制改正大綱では、都が課税する特別区の土地に関わる固定資産税について必要な措置を検討し、令和９年度以降の税制改正において結論を得るとされており、特別区の貴重な財源をさらに吸い上げる動きが見られます。

財政の弾力性を確保するには、一般財源等を確保していくことが重要です。そのためには、主要一般財源である特別区民税や特別区交付金に多大な影響を及ぼすおそれがある不合理な税制改正に対して、どのように対応していくのか、区長の所見を伺います。

次に、基金の積立ルールについて伺います。

一般会計の６年度決算と７年度決算を比較すると、剰余金は28億円減少した一方で、基金積立金は28億円増加しました。７年度は、旧下谷小学校跡地の土地売払いに伴う基金積立てもありましたので単純には比較できませんが、剰余金と基金積立金の合計額はどちらも、年度もほぼ同額で、７年度は決算剰余金見込額の多くを基金へ積み立てる方針を選択したということと思います。このような大きな金額を積み立てている以上、私は、財政の見える化の観点からも、多くの決算剰余金見込額を基金へ積み立てることにした理由を明らかにすることが重要だと考えています。

そこで、決算剰余金見込額について、どの基金に幾ら積立てをするのか、基金の積立ルール及び積立方針について、区長の所見を伺います。

○委員長　企画財政部長。

◎関井隆人　企画財政部長　ご質問にお答えいたします。

まず、不合理な税制改正についてです。

ふるさと納税をはじめとする特別区に対する不合理な税制改正によって、本区においても、令和７年度だけで約82億円もの減収の影響があり、深刻な状況と受け止めています。このような状況を解消するために、ふるさと納税については、制度の廃止を含めた抜本的な見直しを国に要望しています。加えて、昨年12月の与党税制改正大綱において、東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税について見直しの方針が示されたことを受け、区民サービスを堅持するため、23区共同でこれらの不合理な税制改正に対して断固反対する緊急声明を発表しています。引き続き東京都や各区と連携を図り、不合理な税制改正が是正されるよう鋭意取り組んでまいります。

次に、基金の積立ルールについてです。

地方財政法により、地方公共団体は、各会計年度において決算剰余金が生じた場合は、当該剰余金の２分の１以上を剰余金が生じた翌々年度までに積み立てるか、地方債の繰上償還の財源に充てなければならないとされています。また、国からは、満期一括償還、地方債の元金償還に充てるため、計画的に減債基金への積立てを行うよう通知されています。

令和７年度決算におきましては、法律等の規定のほか、今後多額の経費を要する施設整備や

大規模改修等が同時期に複数予定されていることなどを踏まえ、減債基金、台東病院及び老人保健施設千束基金、公共施設建設基金へ優先的に積立てを行っています。引き続き区として必要な取組を着実に実施できるよう、中長期的な視点に立ち、積立先及び積立額を適切に判断してまいります。

○委員長　中嶋委員。

◆中嶋恵　委員　ありがとうございます。

東京一極集中とは言われていますけれども、突発的な災害対応や区有施設の改修など、台東区には台東区の大きな行政需要がありますので、区民のためにしっかりお金を使えるよう引き続き取り組んでいっていただきたいと思います。

また、令和７年予算特別委員会では、私は、区政運営の見える化について質問いたしましたが、財政についても同じように見える化の視点が重要と申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

続いて、ＪＲ上野駅東側のペデストリアンデッキについてです。

私は、令和３年第２回定例会の一般質問で、上野駅周辺整備に関するペデストリアンデッキの活用プラン、イメージ図を具体的に作成する事業の推進を要望いたしました。今回は、さらに加えて、ペデストリアンデッキの今後についてお伺いいたします。

上野駅は、区民の生活を支える重要な交通拠点であるとともに、国内外から多くの観光客や来街者が訪れる台東区の玄関口でもあります。その上野駅東側に設置されているペデストリアンデッキは、駅と周辺の街区を結び、多くの人々で、安全で円滑な移動を支える重要な役割を担っています。またこのデッキは、単なる歩行者通路としてではなく、震災や水害などの災害が発生した際に、上野恩賜公園方面へ移動するための経路の一つにもなり得ると認識しています。

以前の一般質問において、上野駅前について、ただ人が通り過ぎるだけの場所ではなく、訪れた人が立ち止まり、滞留し、憩うことのできる空間を創出してはどうかと提案いたしました。上野には、美術館や博物館、動物園、商業施設など、多くの魅力な地域資源があります。しかし、それらを訪れる多くの人々にとって、駅前は目的地へ向かうための通過点となっている側面もあるのではないでしょうか。駅前に人が待ち合わせをしたり、休憩をしたり、まちの雰囲気を楽しんだりできる空間が生まれれば、上野のまち全体の魅力をさらに高めることにもつながると考えます。そして、そのような駅前空間の将来像を考える上では、ペデストリアンデッキの今後がどうあるべきかという視点も欠かせません。

現在、区では、上野駅周辺の都市空間再編構想の策定に向けた検討が進められています。私はこの機会にペデストリアンデッキについて、駅前の歩行者空間や周辺街区とのつながり、さらには、人が滞留できる空間の確保などとともに、一体的に検討していくことが重要だと考えています。

一方で、もう一つ重要なのが防災の視点です。上野駅周辺は、日頃から非常に多くの人が行

き交う地域です。大規模な地震などが発生した場合には、駅の利用者や観光客、周辺で働く方々など、多くの人が一斉に移動しようとすることも想定されます。こうした状況において、いかに安全で分かりやすい避難経路を確保するには、極めて重要な課題です。特に私が課題と感じているのは、昭和通りの東側から上野恩賜公園方面へのアクセスです。

現在、東上野四、五丁目地区では、防災面でのまちづくりの方向性として、エントランス街区と上野駅方面をつなぐ誘導路の確保が示されています。しかし、現状の道路や歩行者動線を考えると、災害発生時に多くの人が昭和通りの東側から上野駅方面へ、さらに、上野恩賜公園方面へと円滑に移動することは必ずしも容易ではないと考えます。平常時には問題なく移動できる場所であっても、災害時には人の集中、混乱、道路の通行障害などによって、ふだんどおり移動できるとは限りません。だからこそ、災害が起きてから対応するのではなく、将来のまちづくりの段階から、安全で円滑な避難動線を確保していくことが重要です。

例えば既存のペデストリアンデッキの活用を含め、歩行者ネットワークの在り方を見直すことや昭和通りを越えて上野恩賜公園方面への移動しやすい経路の検討をすることなど、様々な可能性があると思います。重要なのは、特定施設の整備を目的とするだけではなく、誰もが安全に移動のできるまちの構造を長期的な視点で考えていくことです。上野駅前の再編は、単に駅前の景観を美しくしたり、利便性を高めたりするだけではなく、災害に強いまちづくりを進める大きな機会でもあると考えます。

そこで、区長にお伺いします。区では現在、上野駅周辺の都市空間再編構想の策定に向けた検討を行っていますが、駅前の滞留空間の創出や杜、駅、まちのつなぎ方なども踏まえ、ペデストリアンデッキの今後の在り方をどのように考えているのでしょうか。また、将来発生するかもしれない災害に備え、昭和通りの東側から上野恩賜公園へのアクセスをしやすくすることが重要であると考えますが、いかがでしょうか。

○委員長　拠点まちづくり担当部長。

◎田邊守　拠点まちづくり担当部長　ご質問にお答えいたします。

まず、ペデストリアンデッキの在り方についてです。

ペデストリアンデッキは、ＪＲ上野駅と周辺街区を結ぶとともに、上野の杜とまちをつなぐ重要な歩行者ネットワークとしての役割を担っています。一方、上野地区まちづくりビジョンでは、駅の正面性を生かした風格ある歩行者広場の創出や杜とまちを自由に行き交うことができる歩行者ネットワーク強化による回遊性向上を掲げています。

こうした方針を踏まえ、上野駅周辺の都市空間再編の検討に当たっては、ペデストリアンデッキを含めた駅前空間全体において、歩行者広場や歩行者ネットワークの在り方を検討する必要があると認識しています。今後も上野地区の将来像を見据え、ペデストリアンデッキの在り方を含めた都市空間の再編について検討を進めてまいります。

次に、災害時の上野恩賜公園のアクセスについてです。

東上野四、五丁目地区と上野恩賜公園の間には、高低差に加え、駅周辺の複雑な都市基盤、

視認性が低い歩行空間など、移動に当たって様々な考慮すべき課題が存在しています。上野恩賜公園方面への円滑な移動経路を確保することは、杜、駅、まちの回遊性を高める観点に加え、大規模災害時の区民や来街者の安全を確保する上でも非常に重要であると認識しています。引き続き回遊性と災害時の安全性の双方の観点から、東上野四、五丁目地区と上野駅方面を結ぶ歩行者ネットワークの在り方について、必要性や課題、実現可能性などについて検討を進めてまいります。

○委員長　中嶋委員。

◆中嶋恵　委員　ありがとうございます。

ペデストリアンデッキは、平常時の利便性やまちのにぎわいの創出だけではなく、災害時の避難経路としても重要です。都市空間再編構想の中で昭和通りの東側から恩賜公園方面への安全で円滑な動線確保についても具体的に検討していただくことを要望いたします。

最後に、金融教育について、教育長に伺います。

近年、ＮＩＳＡやｉＤｅＣｏなどといった資産形成の制度が広がり、金融に関する知識や判断力がますます重要になっています。物価の変動や働き方の多様化など、社会が大きく変化する中で、これからの時代に生きる子供たちは、早い段階からお金や経済の仕組みを学ぶ機会が必要だと考えます。

私はこうした金融教育こそ、家庭環境に左右されることなく、義務教育の段階から学べることが大切だと考えています。金融教育というと、貯蓄や投資など、お金を増やすことに目が向きがちですが、しかし、本来はお金を稼ぐ、使う、ためる、増やす、借りる、そして守るという一連の仕組みを理解し、自らが判断できる力を育てることが重要です。

そこで私は、実践的な金融教育について、３つの視点が重要だと考えます。

１つ目は、15歳までに身につけるお金の自立に向けた教育です。例えば中学校３年間を通じて、段階的にお金の仕組みを学ぶプログラムです。架空の月収20万円を設定し、家賃や食費、税金などを差し引きながら、自分の生活の設計をしてみる。その中で、貯蓄や資産形成についても考え、投資のリスクや注意点も含めて、将来に向けた判断力を養います。２つ目に、子供たち自身がお金の使い道を決める実践的な教育です。例えば学校や地域活動に一定の予算を設け、その使い道を子供たち自身が考え、議論し、決定する取組です。限られた予算の中で何を優先するのか、どのような効果が期待できるのか、こうした経験は、お金の使い方ではなく、税金や行政、社会の意思決定について学ぶことにもつながります。３つ目に、地域企業と連携した起業や経済活動の体験です。

ここで一つ事例をご紹介します。群馬県高崎市では、2008年から熱血！高校生販売甲子園という取組が行われています。これは、高校生が自ら商品を企画し、与えられた資金の中で仕入れや販売価格を決め、実際に町なかで販売し、その売上げの利益などを競うものです。高校生たちは、約３か月間の準備を経て、２日間の販売に挑戦をします。単に商品を売るだけではなく、どうすれば売れるのか、利益を生み出すには何が必要なのか、そして、お客様や地域と

の関わり方まで実践的に学んでいます。

私は、こうした取組こそ、これからの金融教育のヒントがあると考えています。本区にも浅草や上野の商店街をはじめ、ものづくりに携わる企業など、豊かな地域資源があります。例えばこうした企業と連携し、中学生が商品を考え、原価を計算し、販売活動を体験する。実際にお金が生み出され、社会の中で循環する仕組みを学ぶことは、子供たちにとって重要な経験になるはずです。また、銀行や生命保険会社、弁護士など、金融の法律の専門家と連携することで、お金の活用だけではなく、契約や金融トラブルへの対応などについて学ぶことができます。本区では、既に職場体験などのキャリア教育や学びのキャンパスプランニングを通じた地域企業との連携が進められています。こうした取組をさらに発展させ、知識として学ぶだけではなく、実際に考え、体験し、判断する金融教育につなげていくことが重要だと考えます。

子供たちが将来どのような職業に就いたとしても、お金に関する正しい知識を持ち、自らの人生を主体的に選択ができること、そして、社会や地域活動にも関心を持ち、未来を切り開いていけること、そのような力を義務教育の段階から育んでいくため、地域企業との連携や既存の教育活動を活用しながら実践的な金融教育のさらなる充実を図るべきと考えますが、教育長のご所見を伺います。

○委員長　教育長。

◎佐藤徳久　教育長　ご質問にお答えいたします。

社会情勢が大きく変化する時代を生きる子供たちにとって、お金や経済の仕組みを学ぶ金融教育は重要であると認識しています。

現在、小学校では、家庭科において、生活に根差した消費者金銭教育、中学校では、社会科や技術家庭科において、金融に関する基礎的な内容を学習しております。また、学びのキャンパスプランニングでは、お金の大切さなどをテーマに、自らがお金に関する選択、判断を行う力を身につけることができるよう、民間団体等の出前授業を実施しております。

国の次期学習指導要領改訂に向けた議論では、消費行動の変化に応じた金融教育等の必要性が取り上げられており、今後も児童生徒の発達段階を踏まえた、より実践的な金融教育を実施できるよう努めてまいります。

○委員長　中嶋委員。

◆中嶋恵　委員　ありがとうございます。

金融教育は、知識を学ぶだけではなく、実際に考えて、体験することで、将来自立した生活につながる重要な教育だと思います。ぜひ地域企業や金融の専門家と連携をさらに進めて、子供たちが社会に出てから役立つ、実践的な金融教育の充実を要望いたします。

最後になりました。れいわ立憲にじいろの会は、令和７年度決算につきまして認定をいたしまして、質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○委員長　中嶋恵委員の質問を終わります。

日本共産党台東区議団、秋間洋委員。

日本共産党の発言時間も表示いたしましたので、ご確認ください。

それでは、質問どうぞ。

◆秋間洋　委員　日本共産党の秋間洋です。

住み続けられる台東区をどうつくるかをテーマに、総括質問を行います。

23区トップクラスの地価の高騰で、台東区は住み続けることが困難なまちになりつつあります。更新時の大幅な家賃の値上げや老朽化した家屋、共同住宅を狙った開発業者の投機的な買収で、長年住み慣れた台東区から転出してしまう人をこの１年何人見てきたことでしょうか。高齢者は、大家さんが売却してしまった後、立ち退いても、貸してもらえるアパートが見つかりません。子育て世帯は、子供の小・中学校進学とともに家賃の低い郊外に転居してしまいます。一方、中高層タワーマンションは、１億数千万円から数億円、区民が手を出せる金額ではありません。区民を押しのけるようにして建った民泊やホテルは、住環境を壊しています。

この年度からスタートした台東区住宅マスタープランは、住マスは、良質で快適に暮らせる住宅ストックの形成、安全安心で暮らしやすい住環境の創出を基本目標に掲げていますが、全く逆ではないでしょうか。

台東区は、住宅施策の予算をどんどん削ってきました。2010年の13億2,000万円が本決算では５億7,000万円と、およそこの20年間で６割近く減らしました。住宅は福祉との姿勢を後退させ、市場原理に任せてきたと言わざるを得ません。

区長、この20年近くの住宅政策について、どう総括しますか。住み続けられる台東区という考えが区長にはないのではありませんか。答弁を求めます。

区は、住宅確保要配慮者の相談支援、高齢者の住み替え支援、簡易宿所から居宅生活への支援などに取り組んでいます。職員の頑張りも評価します。しかし、家賃急上昇の下、物件探しは大変です。公的住宅の整備は決定的です。ところが、現住マスには、公営、もしくは公的住宅を増やそうという姿勢がほとんどありません。区最大の公的住宅、シルバーピアも維持管理としており、増設の方針ではありません。

区長に３つ提案をいたします。第１、高齢者、障害者、独り親家庭など、住宅弱者への家賃助成を行うこと。第２、シルバーピアを増やすこと。第３、少し手を加えれば居住可能な空き家や、高齢者が所有しながら経済的に修繕できない家を借り上げ、区が修繕して、高齢者、障害者、独り親家庭、区内で働く若者などに貸し出すシステムを構築すること。これは、空き家の発生を防ぎ、持家高齢者の安全と暮らしを支えるシステムでもあります。それぞれ所見を求めます。

○委員長　都市づくり部長。

◎寺田茂　都市づくり部長　ご質問にお答えいたします。

本区では、かつて人口が約15万人まで減少し、地域の活力やコミュニティの維持・発展が課題となる中、区民住宅や特定優良賃貸住宅の供給、加算型ファミリー世帯家賃支援等の住宅支援により、定住促進を図ってまいりました。

住宅費決算額の減少は、ファミリー世帯等の人口増加を受けて、定住促進を目的とする事業を段階的に終了したことが主な要因です。その一方で、子育て世帯住宅リフォーム支援の拡充や集合住宅建設時における家族向け住戸の供給度、住宅セーフティネット事業など、多様化するニーズに的確に対応してまいりました。この20年間の住宅政策は、定住人口の確保・促進に一定の成果を上げるとともに、住宅事情の変化に応じた施策を展開してきたものと評価しています。

近年は地価や家賃の上昇など、住宅を取り巻く環境も大きく変化する中、誰もが将来にわたって安心して住み続けられる台東区を目指すことは、住宅政策の基本と考えています。引き続き区民の暮らしの基盤となる住宅の質の向上や家族向け住戸の確保を図るとともに、住まいの確保が困難な方への支援に取り組むことで、区民の居住の安定を支えてまいります。

次に、住宅確保要配慮者への家賃補助制度の実施についてです。

区では、高齢者や障害者、独り親世帯など、住宅の確保に困難を抱える方に対して、入居相談や住み替えに要する費用の助成等を行っています。区としては、住まいの確保に向けた支援に重点を置いているため、継続的な家賃補助を新たに実施する考えはありませんが、今後もこれらの取組を通じて、多様な世帯の居住の安定を図ってまいります。

次に、シルバーピアの増設についてです。

区では、令和６年度に橋場地区で26戸を新たに供給しましたが、さらなる増設については、現時点で予定していません。今後も居住支援協議会を通じて不動産関係団体などと連携し、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援する住宅セーフティネット事業を推進することで、高齢者をはじめとした多様な世帯が安心して暮らし続けることができる住まいの確保に取り組んでまいります。

次に、空き家の活用についてです。

区では、所有者などからの相談に応じ、空き家の適切な管理、賃貸や売却等による利活用を促すことで、地域の住環境の維持、向上を図っています。

委員ご提案の区による空き家等の借り上げについては、所有者の意向や建物の状態に加え、費用負担や管理責任など、整理すべき課題があるため、研究してまいります。

○委員長　秋間委員。

◆秋間洋　委員　今の答弁は、私、失われた30年って、よく日本の経済のこと言いますけれども、台東区の住宅政策の失われた20年に反省がないと言わざるを得ないというふうに思います。

私がこのほど行った住まいのアンケートの調査では、家賃がやや重い、非常に重いという方を合計しますと、79％の方がそう答えています。住むつもりのない人による購入、法人の短期的で投機的な取引が今実需、住みたい人のマンション取得が困難になり、そして、賃貸市場も押し上げています。こういう流れを公共の力で押し返していくべきではないでしょうか。

住宅に加え、特別養護老人ホーム、あるいは介護老人保健施設、グループホームをニーズに

ふさわしく区内に整備することも重要です。

私の要求資料により、この５年、在宅、施設での介護、福祉サービスで暮らしていけず、区外に移転した人が高齢者で70人増え、887人、障害者では33人増え、317人にも上っています。高齢者９割がサービス付高齢者住宅など、介護保険施設ではなく、職員配置や看護体制上の義務がない特定施設に移転している実態も明らかになりました。

区長、区内に特養ホームと老健施設、障害者グループホームを増設すべきではありませんか。地価が急騰する中で進めるには、民間事業者の提案待ちでは進みません。公共用地や施設の活用、開業資金等の支援など、インセンティブを与えて誘導する手法を講じるべきですが、所見を求めます。

今回の決算委員会は、高齢者が外に出て交流をし、心身とも健康になることの大切さについて、街角ベンチや居場所づくり、移動手段、自転車駐輪場などの拡充等、多くの委員から意見や提案があったのが印象的でした。審議では、補聴器の購入費助成で、販売店の代理受領制度を導入し、手元にお金がない人でも補聴器を買えるようにするとの前向きな答弁がありました。大いに評価をいたします。

しかし一方で、介護保険会計の地域支援事業決算がここ数年マイナスになっていること、かがやき長寿ひろばなどの拡大はあるものの、高齢者の利用が多い区民館トレーニング室の大幅な縮小、三筋老人福祉館の来年度末での廃止、橋場老人福祉館、東上野の老人福祉センターの対応方針など、高齢者が外に出て元気になる施策が次々潰されていることは看過できません。

区長、都市計画マスタープランに、移動、休憩、交流場所、駐輪スペースなど、高齢者、障害者が外に出て活動しやすいまちという柱を据える考えはありませんか。

区民館５つのトレーニング室がなくなります。そのことに伴う対応策として、健康増進センターをはじめ、高齢者が多く利用する施設については利用料を減免するなど、今までより利用しやすくし、介護予防の側面から事業を充実させてはどうでしょうか。

また、東京都シルバーパスを誰でも1,000円で買える補助を実施し、外出機会のさらなる創出を図るべきです。それぞれ答弁を求めます。

○委員長　福祉部長。

◎三瓶共洋　福祉部長　私から、ご質問のうち、特別養護老人ホーム等の増設及び高齢者の外出機会の創出についてお答えいたします。

まず、特別養護老人ホーム等の増設についてです。

委員ご指摘のとおり、現在、区外の高齢者等の施設に入所するため転出する方が増加していることは認識しています。

区は、これまでも区立の特別養護老人ホームを再編成し、令和７年３月に特養竜泉を新たに開設することで増床を図りました。また、民間が特別養護老人ホームやグループホーム等を整備する際には、東京都の補助のほか、施設の種別に応じて区独自の補助制度を活用していただくなど、民間の誘致、整備の促進を図っています。引き続き高齢者等の人口の推移や入所状況、

都の整備方針などを踏まえ、適切に対応してまいります。

次に、高齢者の外出機会の創出についてです。

高齢者が様々なことに興味を持ち、外出や交流を深めることは、フレイル予防や認知機能の低下を予防する観点からも重要であることは認識しています。

かがやき長寿ひろばなどの介護予防事業においては、身体機能の低下を予防する事業への関心が非常に高く、常に定員を超える申込みがあります。このため、多くの方が参加できるよう、健康増進センターをはじめ、高齢者が利用する施設における介護予防事業のさらなる充実に努めてまいります。

東京都シルバーパスの購入費助成については、都の減額措置が暫定的であり、また、払戻しによる区の補助制度との整合にも課題があることから、今後も他自治体の実施状況や動向を注視してまいります。

私からは以上です。

○委員長　都市づくり部長。

◎寺田茂　都市づくり部長　私から、ご質問のうち、高齢者、障害者が外出し、活動しやすいまちづくりについてお答えいたします。

高齢者、障害のある方を含め、誰もが気軽に外出し、地域で活動できる環境を整えることは、健康づくりや人々の交流にもつながるものであり、まちづくりを進める上で重要であると認識しています。

現行の都市計画マスタープランでは、基本的な考え方の一つとして、誰もが歩いて暮らせるまちづくりを掲げ、歩行環境の改善や地域の交流の場づくりなどを位置づけています。また、バリアフリー基本構想や自転車活用推進計画では、移動の円滑化や休憩環境の整備、駐輪環境の充実を掲げています。さらに、福祉や健康づくりに関する計画においても、社会参加の支援や地域活動への参加促進などを示しています。

このため、現時点では、都市計画マスタープランを改定し、新たな柱とする予定はありませんが、引き続きこれらの計画に基づき、各分野の施策を連携させながら、誰もが外出し、活動しやすいまちづくりを総合的に進めてまいります。

○委員長　秋間委員。

◆秋間洋　委員　この間、障害福祉計画や高齢福祉計画に掲げた特養や、あるいはグループホームの整備がなかなか進まないのは、やはり民間待ちというところがあったのです。ですから、公共的な物件、あるいは公共的なスペースを活用して進めていくしかないというふうに私は思います。三筋の問題でも、やはりこれは廃止すべきではないと。昨日、私のところにアンケートが届いた５通は、５通とも、今、三筋を使っているけれども、しかし、蔵前や台東一丁目にはかがやきがあっても行かないと、こういうふうに答えています。そういう点では、私は見直すべきだということを申し上げておきたいと思います。

子供たちにとっても安心して住み続けられるまち、台東区にしなければなりません。まず、

学校です。

毎年増えている不登校対策として、この年度から始まった校内別室指導。学校までは行けるが、教室には入れないという児童生徒を対象にした事業についてです。

共産党区議団は昨年、上野中学校のチャレンジクラスも含め視察し、この２つの取組が子供に寄り添いながら進められていることを見てきました。

今、国は、学習指導要領の改訂で、不登校の子供を対象にした特別の教育課程を通常の教育課程の上に新設しようとしています。校内別室指導にはカリキュラムがあるのかとの私の質問に理事者は、カリキュラムはなく、担任と教科担当の用意した教材に基づいて実施しており、指導員がそのサポートを行う。個に応じた学びを大切にするとの答弁がありました。

教育長に伺います。個に応じた学びは重要ですが、心配なのは、台東区の小・中学校の校内別室指導で、今後国が施行するような管理的学習が進まないかということです。別室登校の子供たちの学習評価は現在、誰がどのように最終的に行っているのでしょうか。そもそも通常の教育課程が安全安心ではないために不登校になった子供を管理学習で評価すべきではないと考えますが、教育長の所見を求めます。

次に、教員の長時間労働を解決し、子供と向かい合う時間を増やし、楽しい学校をつくることです。

私は、要求資料に基づき、児童生徒と教員の困難の大本に、授業時数の多さ、授業時数に対応するには全く足りない教員数の配置であることを指摘しました。また、区立小・中学校で教員の補佐を行う補助的職務の職員がこの20年間で４職種から15職種に増えたことも明らかになりました。私は、教員を増やすしかない、東京都待ちではなく、区が独自に教員採用をと求めましたが、今回も退けられました。

教育長、区立学校園における働き方改革プランでは、１か月の時間外の在校、在園の時間を30時間程度にするとしていますが、教員が１日６こまの授業を持っている中で、この時間内でどうやって授業準備を、あるいは気になる子供への対応などを行うことができるでしょうか、お示しください。在校園時間をここまで減らせという目標は、かえって持ち帰り残業を増やすことにつながるのではありませんか、教育長の所見を求めます。

○委員長　教育長。

◎佐藤徳久　教育長　私から、ご質問のうち、教員の働き方改革についてお答えいたします。

まず、教員の持ち時数と授業準備等の時間確保についてです。

教員の長時間勤務を解消し、子供と向き合う時間を確保することは、質の高い教育活動を持続的に行うためにも重要であると認識しています。

教育委員会では、各学校における教育課程の編成に対して、標準授業時数を超えている際には余剰時数を減らし、適正な授業時数を設定するよう指導しています。また、東京都と連携し、教員の持ち時数を減らすための講師を配置するなど、校務の時間の確保に努めております。小学校においては教科担任制を取り入れ、効率的に教材研究や授業準備をする取組を推進し、子

供一人一人と向き合う時間の創出につなげています。

次に、在校園等時間の削減目標値を示すことについてです。

区立学校園における働き方改革プランで掲げる時間外在校園等時間の削減については、組織として、業務の効率化や精選、教員のワークライフバランスを進めることを目的としています。教員が持ち帰り業務を行うことなく、勤務時間内で仕事が終えることができるよう業務改善を進めてまいります。今後も在校園等時間の減少という定量的な成果にとどまらず、教員のワークライフバランスの向上や必要な授業準備時間が確保されているか一体的に評価し、教員が子供と向き合うことのできる教育環境の整備により一層取り組んでまいります。

私からは以上です。

○委員長　教育委員会事務局次長。

◎佐々木洋人　教育委員会事務局次長　私から、ご質問のうち、校内別室指導の子供に対する学習評価についてお答えいたします。

不登校及び不登校傾向の児童生徒の教室以外の居場所として設置した校内別室ほっとステーションでは、教員や支援員のサポートの下、個に応じた学びを実施しています。現在、ほっとステーションを利用している児童生徒の学習評価については、担任や教科担当が行っています。その際、児童生徒の一人一人の状況や成果などについて十分に観察し、支援員からの情報も得た上で、総合的に判断しております。それにより、管理的ではなく、細やかな学習評価につなげていると捉えています。

教育委員会といたしましては、児童生徒のほっとステーションでの学びが子供たちの前向きな姿につながるよう、一層寄り添った取組を進めてまいります。

○委員長　秋間洋委員。

◆秋間洋　委員　不登校は、子供が悪いわけでも親が悪いわけでもありません。子供の心が傷ついている、そういう状態であり、子供の休む権利を保障すること、これが大事です。本当に寄り添った対応をお願いしたいというふうに思います。

振り返ると、20年近く前、私が区議会議員に当選させていただいた頃、指導課に学校改革担当ができて、校務事務の改善が大きなテーマになりました。そして今に至っていますが、この間、補助的職務の職員は137人から712人と、５倍以上に増えているんですね。しかし、子供も教員もその頃よりももっと忙しく、傷ついているんじゃないでしょうか。

過度な競争と管理を押しつける教育政策により、子供も教員も全く余裕がありません。困難の要因の一つに教員不足があります。区が正式に独自教員を採用し、学校と子供の危機を打開すべきと改めて求めます。

最後、財政についてです。

財政の真の実力を示す実質単年度収支は、13年連続で黒字になりました。13年間、前年までの繰越利益に手をつけずに済んだ決算。ひたすら資産を増やし続けた決算になりました。基金は39億円増え、特別会計と合わせ650億円になっています。企業なら優良経営でしょうが、

住民福祉が基本である自治体として、健全とは言えないのではないでしょうか。納税者である区民は異常な物価高で苦しんでいるのに、ふさわしく税が還元されていません。

そんな中で、来年度予算編成が山場を迎えていますが、副区長の依命通達は、５％マイナスシーリング方針です。職員の意気も下がるのではありませんか。

区長、来年度予算のマイナスシーリング方針を見直すべきではありませんか、所見を求めます。

10月から光熱費が値上がりしています。緊急的な区民生活と事業活動を守る対策を講じるよう求めます。お答えください。

○委員長　企画財政部長。

◎関井隆人　企画財政部長　ご質問にお答えいたします。

まず、来年度予算編成におけるマイナスシーリングの見直しについてです。

区財政は現時点では一定の財政力を維持していますが、今後は大きく基金残高が減少するなど、厳しい状況に置かれる可能性があります。そのような状況においても、新たな行政課題には積極的に取り組んでいくことが重要であり、そのためには持続可能な財政基盤を維持していくことが必要です。そのため、令和９年度予算編成に当たって、マイナス５％シーリングを設定したものであり、既定事業の見直しは必要と考えています。

事務事業の精査により生み出した財源を時代の変化に合った新たな取組に積極的に活用することで、区民サービスのさらなる充実を図ってまいります。

次に、緊急的な物価高騰対策を講じることについてです。

不透明な中東情勢などを要因とする物価の高騰については、依然として区民生活や事業者に影響を及ぼしていると区としても認識しています。

区では、物価上昇による生活への影響が大きい子育て世帯の負担軽減を図るため、おこめ券を活用した家計負担軽減事業を今月から実施しています。また、事業者に向けては、保育所や介護、障害福祉サービス事業所への光熱費などの支援を今年度末まで延長しています。そのため、現時点では追加の支援は考えていませんが、引き続き区民や事業者からの声を丁寧に伺うとともに、消費者物価指数、景況分析など、各種データの推移や国、都の動向も注視しながら、適宜必要な施策を検討してまいります。

○委員長　秋間委員。

◆秋間洋　委員　私も楽観できる財政状況だというふうに言っているわけじゃないんです。ただ、この何年間同じこと言っているじゃないですか。やはりその間にずっと強蓄積している。これが現実ですよ。やはり今はきちんと物価高騰に苦しんでいる区民のために使う。これが財政の在り方ではないでしょうか。ここ30年、弱肉強食の新自由主義が、住民福祉が第一という自治体本来の役割を壊してきました。自治体運営の営利企業化、指定管理やＰＦＩなどの民間委託、アウトソーシングなどが押しつけられ、現在、政府は、自治体職員の半減まで狙っています。

本決算では、政策立案でのコンサル、これに払っているお金が10億円を超えました。職員の政策立案能力、これを、腰を折るんじゃないでしょうか。株式会社運営の保育園への委託料が６割を占め、その２割が剰余金、１割が株式会社本部等に流出していることも分かりました。自治体の公的責任を放棄し、民間活力を旗印に、地方自治と住民サービスを切り縮め、財界のもうけ口に提供するような流れを推進してきた新自由主義が台東区でも例外ではなく広がって、住宅、福祉、教育、保育、その根底にある人権、大本を脅かしています。台東区は全ての分野で公共を取り戻すべきであります。

本決算は、力ある台東区の財政が物価高騰、家賃の高騰等に苦しむ区民にふさわしく執行されていません。よって、一般会計決算は、認定できません。

高過ぎる保険料の国民健康保険事業会計、低所得者の均等割軽減を打ち切った後期高齢者医療会計、基金を活用すれば保険料を減らすことができた介護保険会計など、特別会計３決算も認定できません。

以上で私の質問を終わります。

○委員長　秋間洋委員の質問を終わります。

台東区議会公明党、松尾伸子委員。

公明党の発言時間を表示いたしましたので、ご確認ください。

それでは、質問をどうぞ。

◆松尾伸子　委員　公明党の松尾伸子です。総括質問をさせていただきます。

まず初めに、大江戸清掃隊の活動のさらなる盛り上がりを期待して、２点質問させていただきます。

我が区が誇るボランティア清掃制度、大江戸清掃隊は、平成13年の発足以来、20年以上にわたり多くの区民や団体の皆様の江戸の粋な心意気、ほうき延ばしの精神を受け継ぎ、台東区の美しい町並みを支えてまいりました。さらに、令和７年６月からは、ごみ拾いＳＮＳアプリ「ピリカ」を活用した見える化ページが導入され、日々の活動がデジタルマップや数値として可視化されるなど、環境美化活動は着実な一歩を進めております。

しかしながら、現在の大江戸清掃隊の登録状況や日々の活動を見詰め直したとき、参加者の固定化や高齢化、そして、次世代を担う若年層や現役世代などにおいて、いまだ大きな伸び代を残していると思います。従来の義務感や無償の奉仕に頼るだけの美化活動から一歩踏み出し、現代のライフスタイルに寄り添った、参加者が自発的かつ楽しく継続できる仕組み、すなわちインセンティブ型の美化活動へとアップデートしていくことが今まさに求められているのではないでしょうか。

ここで、他自治体の先進的な取組を２点上げさせていただきます。第１に、民間アプリ「ＭｅＧｏ」などを活用した実質金銭還元型の事例です。世田谷区の下北沢周辺をはじめとする地域では、指定されたエリアで一定時間ごみ拾いを行い、その実績をアプリに記録すると、実質的に民間ギフトカードなどに交換できるポイントが参加者に付与される仕組みを構築していま

す。これにより、これまでボランティアに関心の薄かった若者たちが隙間時間の地域貢献として気軽に清掃活動へ参画する呼び水となっています。

第２に、全国の自治体で導入が広がっているスポＧＯＭＩや清走中といったゲーム競技型イベントにおける地域特産品、商品券の獲得型の事例です。制限時間内のごみ拾いをスポーツやミッション攻略ゲームへと昇華させ、上位入賞者には地域の商店街で使える商品券や自治体の特産品、テーマパークのペアチケットなど、インセンティブとして贈呈しています。これにより、ファミリー層がまるでレジャーを楽しむかのように熱狂し、まちを一斉に美化する成果を上げております。これらの事例は、ただごみを拾うだけでなく、まちをきれいにした人がまちの経済や魅力に触れ、恩恵を受けられる幸福な循環を生み出しています。

翻って、我が区に目を向けますと、幸いにも本区には多くの魅力的な商店街や老舗店舗が軒を連ねていますので、チャレンジしてみる価値はあると思います。また、一方で、早朝より毎日個人の方が黙々と清掃をされています。清掃隊には属さず、ひっそりとたった１人で、それこそほうき延ばしの精神で、家の前から町内会を越え、どこまでもほうきを延ばして掃除をされているところをお見かけします。そのような方々は、人に評価されるようなことなどはみじんもお考えにないので、大江戸清掃隊に参加しようとなさらない方が多いように思います。しかし、個人でお掃除を実践され、まちの美化に貢献してくださっているその美しい姿勢は、大いに称賛されるべきと考えます。登録することに対して敷居が高いとお感じになり、登録をちゅうちょされる方もいます。気軽に参加していただける取組づくりが必要だと考えます。

そこで、区長に２点お伺いいたします。まず、大江戸清掃隊のさらなる活性化、とりわけ若年層などの新たな層の参加を促すため、他部局や地域の商店街等と連携し、ポイントやクーポンといったインセンティブを付与する仕組みを導入することについて、区の見解をお伺いいたします。

また、広報たいとうなどで大江戸清掃隊の定期的シリーズ物のコーナーを設けてはどうでしょうか。ボランティアの個人の方も団体の方も、共にたたえ合い、活動を区民に広く知っていただくことで、さらに登録していただける方を増やすことができるのではないでしょうか。区長のご所見をお伺いいたします。

○委員長　環境清掃部長。

◎遠藤成之　環境清掃部長　ご質問にお答えいたします。

区では、自主的にまちの清掃活動を行う団体や個人を大江戸清掃隊として登録し、清掃用具を支給するなど、活動の支援を行っています。大江戸清掃隊は、長年にわたり多くの方にご協力をいただき、登録数は500団体を超え、着実に増加するとともに、継続的な清掃活動が行われ、まちの美化につながる大切な取組であると認識しています。

大江戸清掃隊のさらなる活性化を図るため、新たな層の参加を促すことや活動について多くの方に知っていただくことは重要であると考えています。現在、清掃イベントたいとうクリーンアップ作戦！を実施し、地域の方に関心を持っていただくきっかけづくりに努めています。

また、団体の活動を区公式ホームページで紹介し、周知を図っています。

委員ご提案の地域の商店街等と連携したポイントやクーポンなどによるインセンティブを付与する仕組みについては、実績確認などの課題がありますが、引き続き他自治体における事例の収集に努め、研究してまいります。

また、定期的な活動紹介コーナーを設けることについては、今後、区公式ホームページに掲載している活動紹介の更新頻度を増やすとともに、区公式ＳＮＳなどにより発信を強化し、一層の浸透を図ってまいります。

○委員長　松尾委員。

◆松尾伸子　委員　今後も区民の皆様の善意と努力に報い、台東区を世界一美しく、活力あるまちへと進化させるための前向きなご対応をぜひ期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、町なかベンチ設置について伺います。

私はこれまでも町なかへのベンチ設置について度々質問してまいりました。今回の決算特別委員会でも、産業振興費、道路橋梁費、公園費において、それぞれの所管にベンチ設置の可能性について確認しました。

改めて申し上げたいのは、私が求めているベンチは、上野や浅草を訪れる観光客のための滞在空間ではないということです。高齢者をはじめとする区民が買物に行く、病院へ行く、散歩をする、地域の活動に参加する、そうした日常生活の中で、少し疲れたから、ここで休もうと思ったときに、気軽に座ることのできる場所を増やしていただきたいということです。これは、単なる私の思いつきではありません。国土交通省は、道路管理者が設けるベンチを道路の附属物として位置づけています。また、道路占有についても、高齢者などが多数利用する施設の周辺やコミュニティ道路、遊歩道など、道路利用の実態や地域の実情から、公益上、設置することが妥当の場合にはベンチの設置を認める考え方を示しています。つまり道路だからベンチを置けないということではありません。安全な通行を確保することを前提として、道路条件や地域の実情に応じて判断するということです。

そして、同じ23区でも、既に様々な取組が行われています。豊島区では、高齢者等の外出・移動支援を目的として、としまベンチプロジェクトを進めています。長い距離を歩くことが難しい高齢者も、途中で休むことができれば、自分の足で歩ける範囲が広がるという考え方です。現在では、区民ひろばを含め、99か所に広がっています。世田谷区では、道路法に基づく道路附属物として設置管理するベンチについて、路上ベンチ等設置指針を策定しています。道路、公園、公共施設などに座れる場所をつくるという考え方をユニバーサルデザインの施策として進めています。杉並区では、ふだんの買物やまち歩きの途中で誰もが休憩できるよう、道路沿いの民有地にベンチを置く区民、事業者、商店街、町会などへの設置補助を行っています。また、区立公園にも木製ベンチを増設しています。やり方はそれぞれ違います。しかし、共通しているのは、ベンチを観光客のための滞在施設としてだけ考えているのではなく、住民

が日常生活の中で歩き、途中で休み、また歩くことのできる生活環境として捉えていることです。隣の荒川区でも、町なかベンチを健康づくりやフレイル予防、社会参加のきっかけとなるまち歩き、外出支援という観点から議論しています。

私は、台東区にも他区と全く同じ制度を導入してくださいと言っているわけではありません。台東区には道路が狭い場所もあります。歩行者や自転車の通行が多い場所もあります。場所によっては、長時間の利用、夜間の利用、騒音、清掃など、設置後の管理について考えなければならないこともあると思います。ですから、どこにでも置いてくださいということではありません。しかし、置けない場所があることと置ける場所を探さないことは別ではないでしょうか。道路で置けるところには、道路管理者が１つ置く。公園では、改修や更新の機会に、地域住民が休憩しやすい場所に１つ増やす。商店街や店舗には、可能な範囲で協力していただく。公共施設の敷地にも利用できる場所があるかもしれません。１つの部署が大きな事業として取り組まなくても、それぞれの施設管理者が、ここなら１つ置けるという場所を探していけば、区内の座って休める場所を少しずつ増やしていくことはできるのではないでしょうか。

そして、これは単にベンチを何基置くかという問題ではありません。途中で休めるから買物に行ける、病院まで歩ける、散歩ができる、地域の人と会うことができる、そう考えれば、町なかのベンチは高齢者の外出支援、健康づくり、フレイル予防、介護予防、社会参加、そして、地域コミュニティにもつながる身近な生活環境の一つだと思います。

そこで、区長に伺います。道路については、安全性や幅員、維持管理などの条件を確認し設置できる場所から、公園については、既存施設の改修やベンチ更新の機会を捉えて、さらに、商店街や店舗などにも協力していただきながら、大きな事業として構えるのではなく、できるところから、町なかに座って休める場所を増やしていくという考え方で関係部署が連携して取り組んでいただきたいと考えます。区長のご所見をお伺いいたします。

○委員長　区長。

◎服部征夫　区長　ご質問にお答えいたします。

区民が住み慣れた地域で健やかに暮らし続けるためには、日常の外出を支える環境の整備が必要です。中でも、歩行の途中で休憩できる場所を確保することは、高齢者等の外出の負担を軽減し、地域での交流にもつながるものと認識しています。

区ではこれまで、公園、あるいはポケットパーク等に加えて、雷門通りの歩道拡幅整備に併せてベンチ等の設置を行ってきました。

一方、本区には、歩道幅員の狭い道路が多く、区道上へのベンチ等の設置には、歩行者等の安全の確保や沿道環境の保全などの課題があります。こうした制約あるんですけれど、道路の形状とか、あるいは周辺の状況に応じて、設置場所や方法を工夫するなど、区道における設置可能な場所を調査して、地域の理解を得た上で整備を検討してまいります。また、商店街については、歩行者利便増進道路制度、いわゆるほこみち制度ですね、この活用も視野に入れて、商店会や沿道の店舗などと連携をしながら、ベンチ等を設置できる道路空間の確保に向けて検

討を進めます。さらに、公園や区有施設の改修等の機会を生かすとともに、東京都台東区まちづくりに係る総合的な条例に基づく建築計画の協議等を通じ、これは沿道の民間敷地への設置についても事業者に働きかけてまいります。こうした手法を効果的に組み合わせて、区民の日常的な外出を支える環境の整備を着実に進めてまいります。

○委員長　松尾委員。

◆松尾伸子　委員　大変力強いご答弁いただきました。本当にありがとうございます。うれしいです。

先ほども高橋委員もおっしゃっていましたし、もう多部局、各所管と連携を密にしていただいて、ぜひ団結して頑張っていただきたいなと思っております。ありがとうございます。

最後に、猛暑の中での小学生の居場所づくりについて伺います。特に夏休み期間中における小学生の居場所として、区民館をはじめとする区有施設の活用について伺います。

台東区では、小学生の居場所として、児童館や放課後子供教室、公園、図書館を提供し、子供たちが安心して過ごせる環境づくりに取り組んでいます。こうした取組は、子供たちの健やかな成長を支えるとともに、保護者の安心にもつながるものであり、大変重要な役割を果たしていると考えます。

一方で、近年は夏の厳しい暑さが続いており、東京では、平年でも７月、８月の平均最高気温は30度を超え、今年の夏も、７月下旬に最高気温が37度を超える日があるなど、子供たちが野外で自由に遊ぶことが難しくなっています。公園などで遊ぶ際にも、熱中症の危険性に十分配慮する必要があり、気温が高い時間帯には、屋外での活動を控えざるを得ない状況もあります。本来、夏休みは、子供たちが友達と遊び、様々な経験を重ねながら心身ともに成長する大切な期間であります。小学生にとってはなおさらです。だからこそ、厳しい暑さによって屋外での遊びが制限される中でも、子供たちが安全安心に過ごし、友達と交流したり、体を動かしたりすることのできる屋内の居場所を確保することがこれまで以上に重要になっていると考えます。こうした居場所の確保に当たっては、児童館や放課後子供教室における既存の取組に加え、子供たちが過ごせる場所や活動の機会を地域の中にさらに広げていくことも必要ではないでしょうか。

そこで着目したいのが、区民館や体育施設をはじめとする地域に身近な区有施設の活用です。台東区では、本年11月より、台東一丁目区民館、上野区民館、金杉区民館、浅草橋区民館、雷門区民館の５館において、軽運動コーナーを設置することとなっています。こうした軽運動コーナーは、夏休み期間中に、子供たちが暑さを避けながら、体を動かす場としても、交流する場としても活用できるのではないでしょうか。また、軽運動コーナーに限らず、各区民館や体育施設をはじめとする区有施設についても、それぞれの機能や利用状況に応じて活用することで、子供たちの居場所の選択肢を広げることができると考えます。

例えば地域に身近な区民館を児童館や放課後子供教室が実施する夏休みの期間中のプログラムの活動場所として活用し、子供たちが体を動かしたり、友達と交流したり、様々な活動を楽

しんだりできる機会を設けることが考えられます。この際、児童館を指定管理者として管理運営する台東区社会福祉事業団や放課後子供教室の運営を担う事業者がこれまで培ってきた子供たちへの対応やプログラムの企画運営に関する知見を生かしながら、地域にある区有施設を活動の場として活用することができれば、猛暑によって屋外での遊びが制限される夏休み期間中においても、子供たちが安心して過ごせる環境をより幅広く確保することにつながると考えます。既存の区有施設を子供たちのためにも有効に活用することは、新たな施設の整備だけでなく、地域の資源を生かした居場所づくりを進める上でも意義のある取組になると考えます。

豊島区では、本年８月２日から１か月間、区有施設のワンフロアを活用して、定員入替え制でなつやすみこどもミュージアムを開催しました。区は、民間の力と協力の下、子供たちの、子供たちによる、子供たちのための遊ぶ場所をコンセプトに、学校でも児童館でも習い事でもない、子供たちが自由に遊べる夏休み限定の遊び場を提供しました。このような多様な遊びを提供できる場所は様々な子供の心を豊かにし、夏休みでなければ経験できない貴重な体験となります。子供たちが安心して過ごせる場所が地域の中に増えることは、子供自身の健やかな成長を支えるだけでなく、子育て家庭の安心にもつながります。また、地域に身近な区有施設を活用することは、子供たちが自分たちの暮らす地域において、様々な活動や人との交流に触れる機会を広げることにもつながるのではないでしょうか。

そこで、夏休み期間中の小学生の居場所づくりに向けて、児童館や放課後子供教室における既存の取組を基本としながら、地域に身近な区民館やその他の区有施設についても活用し、子供たちの居場所の選択肢を広げていくことは大変有効であると考えますが、区長のご所見をお伺いいたします。

○委員長　こども家庭部長。

◎前田幹生　こども家庭部長　ご質問にお答えいたします。

近年の猛暑の影響で夏休み期間中は小学生が屋外で十分に遊ぶことができない日が増えており、安心して過ごせる居場所を確保することは重要であると認識しています。区では、次世代育成支援計画において子供、若者の健やかな成長を支援することを基本目標の一つとして掲げ、児童館や放課後子供教室などを通じて地域において子供が安全安心に過ごすことができる居場所づくりに取り組んでいます。

委員ご提案の区民館などの区有施設を活用することについては、まずは区民館の軽運動コーナーについて児童館の指定管理者である台東区社会福祉事業団や放課後子供教室の運営事業者と活用に向けた検討を進めてまいります。また、その他の区有施設については、施設本来の利用目的との整合や利用状況との調整、子供を見守る安全管理体制の構築など課題があると考えています。そのため施設活用の可否や運営方法などについて今後検討してまいります。

○委員長　松尾委員。

◆松尾伸子　委員　前向きなご答弁ありがとうございます。ぜひとも子供たちの安全な夏休みの居場所をしっかりと確保していただきたいと心よりお願いを申し上げまして、質問を終わら

せていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○委員長　松尾伸子委員の質問を終わります。

台東区議会公明党、寺田晃副委員長。

それでは、質問をどうぞ。

◆寺田晃　副委員長　私からは、５点にわたりお伺いをさせていただきます。

初めに、民生委員・児童委員の定員不足対策についてお伺いします。

決算年度、令和７年度の委員数は令和８年３月末現在で185人と、定員213人に対し28人欠員で、ここ数年は定員不足が常態化され、先々にはこの定員不足が広がるのではないかと心配されています。要因としましては、定年延長や再雇用などの社会情勢の変化による成り手不足や家庭内暴力や介護、さらには昨今の個人情報の取扱いの難しさなど業務の複雑化・多様化などとともに地域コミュニティの希薄さも大きな要因として挙げられます。

現在、新任候補者の推薦をする場合、一斉改選の年の２月に現委員が退任される地域及び欠員が生じている地域の地区町会連合会会長や地区民生委員児童委員協議会会長、さらには関係する各町会長に後任候補の推薦依頼が４月末の推薦期限の下、案内が通知され、僅か二、三か月での後任者探しはかなり困難なものと感じております。

定員不足、欠員がさらに増え、心配される事象としましては、行政とのやり取りが遅れる、お独り暮らしの方へのサポート不足、孤独死対策、児童虐待や家庭内暴力の防止、災害時の避難遅れなどではないでしょうか。

私のところにも地元の地域から推薦者を見つけられないとのご相談があり、改めてお仕事の内容を確認の上、資料を作成しながら前任者と一緒に地域の様々な情報を集め、推薦に該当されると思われる複数の方とお話をさせていただき、お一人の方にお願いすることができました。各地域でもこのような丁寧な後任候補者探しが必要なのではと実感しました。

そこでお伺いします。民生委員・児童委員の定員不足対策として分かりやすい民生委員・児童委員のマニュアルの作成や様々な支援体制の構築を行うべきと考えますが、区長のご所見をお伺いします。

○委員長　福祉部長。

◎三瓶共洋　福祉部長　ご質問にお答えいたします。

民生委員・児童委員の定員については都の条例で定められていますが、地域とのつながりの希薄化や定年延長等により仕事との両立が困難であるなどの理由から全国的にも担い手が不足し、欠員が生じています。こうした地域については、地区会長に相談し、役割分担の調整を行うなど活動に支障がないよう対応していただいていますが、委員の皆様の負担を軽減するためにも定員不足の解消は重要な課題であると認識しています。

新たな委員の推薦については、３年ごとの一斉改選に際し現職の委員の皆様をはじめ町会連合会の方々にもご協力をお願いしています。今後は、区においても制度に関する分かりやすい資料を作成し、様々な機会を通じて民生委員・児童委員の必要性、活動内容を周知させていた

だくなど定員不足の解消に努めてまいります。
○委員長　寺田副委員長。
◆寺田晃　副委員長　最近では、地元地域の欠員、６地域の候補者探しのご相談をいただきました。ぜひとも力強い支援体制の構築を期待して、次の質問に移ります。
　高齢者向け健康英会話教室についてお伺いします。
　７年度に開催場所を広げたかがやき長寿ひろばも実施内容を厳選し、充実しながら開催し、また歌やダンスなど連続性のある事業も展開され開催と、審議の場で確認させていただきました。ますますの充実とともに、さらに区内へと広げていただければと考えます。
　そこで高齢者向け健康英会話教室を提案させていただきます。健康英会話とは、英語を学ぶことのみを目的とするのではなく、学びながら高齢者の心身の健康維持とともに認知症や誤嚥予防、運動機能や口腔機能の向上等の健康増進を目的とした英会話健康活動のことを言います。
　そもそも英語を学ぶことで日本語とは違う単語や発音、文法など全て異なり、言語切替えの刺激はふだんと違う脳の働きを促し、注意力や記憶力を高めながら脳のトレーニングになります。英会話を続けると英語脳がつくられ、発想の切替えに慣れることができるようになり、脳の活性化を進めることになります。このような外国語学習が認知症予防になることは科学的に研究され、また講師やほかの参加者と接することで新たな刺激も認知症予防につながります。
　一方で、声を出して発音し、会話を重ねることで喉の筋肉を鍛えながら誤嚥予防や口腔機能の向上にもつながり、歌やリズムに合わせた体操を行いながら運動機能の向上効果も含まれています。
　近隣自治体でもこの健康英会話教室を始められていて、参加者の声を紹介しますと、覚えた英語で孫とのやり取りが楽しい。頭を使いながら笑うことが増えた。毎回の教室が待ち遠しいぐらい楽しいなど事業の充実を感じさせていただきました。
　そこでお伺いします。認知症予防や健康増進にもつながる健康英会話教室を導入すべきと考えますが、区長のご所見をお伺いします。
○委員長　福祉部長。
◎三瓶共洋　福祉部長　ご質問にお答えいたします。
　かがやき長寿ひろばでは、体操やストレッチといった身体面での健康づくりや日常生活を豊かにしていただくための趣味、教養等の講座を中心に高齢者の外出機会の創出や仲間づくりの促進に努めています。
　また、認知症に関連する講座なども開催することで総合的な介護予防の取組を実施しているところです。
　副委員長ご提案の語学学習を取り入れた事業は、脳を刺激するため認知機能の低下を予防するといった側面があることは認識しています。また、効果を実感していただくためにも一定期間連続した講座として実施することが必要と考えています。
　今後は、事業実施に向けて検討するとともに、高齢者の知的好奇心を刺激するような事業も

取り入れるなど幅広い講座を実施することで自己肯定感の向上やさらなる社会参加のきっかけとなるよう介護予防、フレイル予防事業の充実に努めてまいります。

○委員長　寺田副委員長。

◆寺田晃　副委員長　英語学習は、脳と心の健康習慣とも言われております。たくさんの方に楽しく参加していただきながら認知症予防とともにさらに健康で長生きしていただければと期待して、次の質問に移ります。

骨密度測定についてお伺いします。

審議の場で骨密度測定会の参加状況などから最近の骨粗鬆症に対する区民の測定意識の高さを感じさせていただきました。本区では、現在、健康たいとう21推進計画の下、様々な機会を捉えて、イベント等で行う骨密度測定の周知を図り、より幅広い世代の方が測定できる体制を整えるとの方針にて測定を行っております。

そのような中、先日、区内の医療従事者よりこんな指摘をいただきました。ほかの自治体では行っているのに、台東区だけ骨密度検査が受けづらい状態で、対処遅れの方もいらっしゃるとの耳に痛いお言葉をいただきました。

現状を改めて確認しますと、本区で20代、30代の方が骨密度を測れる無料健康度チェックの対象は国民健康保険もしくは後期高齢者医療制度の加入者のみとの制限があり、社会保険加入者、またその扶養家族は対象外になります。しかも年10回の開催でありますが、先着順の定員制で、積極的に手を挙げた方が対象となり、さらに実施日が平日の日中で、お仕事されている現役世代は参加しづらい状況です。あわせて、通常の区民健診に骨密度測定を上乗せができず、節目健診も20代、30代が含まれておりません。

その一方で、ダイエット志向や紫外線対策、ＵＶケアによる日光浴不足などビタミンＤ不足となり、いつの間にか若年性の骨粗鬆症に至る傾向が心配されています。さらには老化を進めてしまう大きなきっかけが転倒による骨折です。本区の大きな課題である健康寿命を延ばすためにも早い年代から骨密度測定を行い、生活習慣の改善を若いうちから行うことが必須と実感いたします。

そこでお伺いします。骨粗鬆症に対する測定意識の高さが感じられるこのときに健康寿命を延ばすためにも骨密度測定につき様々な機会を拡充し、より幅広い世代の方が測定できる体制をさらに整えるべきと考えますが、区長のご所見をお伺いします。

○委員長　台東保健所長。

◎水田渉子　台東保健所長　ご質問にお答えいたします。

副委員長のご指摘のとおり、健康寿命の延伸のためには若い世代から生活習慣を見直し、骨粗鬆症を予防していくことが必要です。そのため区では、高齢者に限定せず、より幅広い世代を対象とした周知啓発や骨密度測定に取り組んでいます。

令和８年度は、新たに庁舎１階での骨密度測定会を実施したほか、地域イベント等を中心にこれまで1,000人を超える方に測定していただいており、区としても区民の意識の高さを感じ

ています。測定された方には同年代の平均値との比較をご説明し、生活習慣の見直しにつなげていただいています。

今後は、アンケートや測定結果を踏まえ、測定会の実施回数の増加、新たなイベントへの参加及び若い世代への普及啓発の在り方を検討し、より多くの区民が骨密度を測定できる機会の拡充を進めてまいります。

○委員長　寺田副委員長。

◆寺田晃　副委員長　ぜひとも区民の健康寿命延伸のため強く要望させていただき、次の質問に移ります。

公衆喫煙所の整備についてお伺いします。

このたびの定例会、環境・安全安心特別委員会並びに決算特別委員会にて台東区公衆喫煙環境の整備指針改正案や公衆喫煙所の整備状況など確認させていただきました。改正案により喫煙する人もしない人も共存できる分煙社会の実現を前提に、区内全域の公共場所において令和10年度以降に終日禁煙を目指すことが改正の大きなポイントとなりました。23区の中でも、この10月に新たに開始する２区を含め11区において区内全面路上喫煙禁止となる社会情勢や本区においても喫煙マナー違反に関するご相談が増加している実情を踏まえると致し方ないと存じます。

これまで本区では、令和４年３月策定の整備指針にて、重点整備エリア設定の下、来街者が多く苦情も多い浅草や上野、浅草橋地域を中心に喫煙所の整備を進めてまいりました。加えて、既存の民間喫煙所施設を台東区公衆喫煙所の指定をし、今年度からは台東区公衆喫煙所設置費助成を拡充し、本年３月策定の行政計画にて各年３か所設置の３年間計画を進めてまいりました。環境の委員会でも要望しましたが、今回整備指針を改正し、スピード感を持って終日禁煙を掲げた以上、早急に公衆喫煙所整備計画を作成し、整備を着実に進め、ゴールを目指すべきと考えます。

ここで参考に、調査企画会社プランワークス作成の東京23区における公共喫煙所の整備についてより、台東区の必要喫煙所数を紹介します。調査基準は、モバイル空間統計により500メートルメッシュ単位で区分し、それぞれメッシュごと、住民、通勤者に加え、日帰り来訪、イベント来訪が重なりやすく、滞在人口が最大化すると考えられる2025年５月の１か月間について滞在人口の最大値を算出、リスト化した上で設置数を想定したものです。その結果、本区の必要設置数は100か所と想定されています。

これまでの整備34か所を来街者や昼間人口の多い地区と認識し、各地区別に除いた66か所を人口別11地区町連に仮に割り振りますと、竹町３、東上野２、上野３、入谷８、金杉７、谷中３、浅草橋６、浅草寿10、雷門７、馬道８、清川９、新たに整備が必要となります。これらの整備数を一つの目安としながら、実際は台東区公衆喫煙所設置費助成をさらに拡充や産業振興課や公園課より各商店街や公園内に整備協力に力添えをいただいたり、住宅宿泊事業や旅館業の条例の見直し等を踏まえながら生活衛生課より整備協力に力添えいただくなど全庁挙

げて整備を進めるべきと考えます。

そこでお伺いします。令和10年度以降に終日禁煙を目指すならば、早急に公衆喫煙所整備計画を作成し、着実に進めるべきと考えますが、区長のご所見をお伺いします。

○委員長　環境清掃部長。

◎遠藤成之　環境清掃部長　ご質問にお答えいたします。

区では、喫煙する人もしない人も共存できる分煙社会の実現を目指しています。これまでも公衆喫煙所の整備や喫煙マナーの啓発に努めてまいりました。

しかしながら、依然として周囲への配慮に欠けた喫煙行為やポイ捨てが行われており、区民の方から区へ寄せられるご意見も増加しています。

そのため、区では喫煙ルールを見直し、令和10年度以降を予定として屋外における公共の場所を終日禁煙としてまいります。

公衆喫煙所の整備は、地域との事前の調整を丁寧に進める必要があり、公衆喫煙所整備計画を策定し、整備場所等をお示しすることは難しいと考えています。

今後も台東区公衆喫煙環境の整備指針に基づき、整備エリアを区内全域に広げるとともに、新たな整備手法の検討も進め、公衆喫煙所の整備に全力で取り組んでまいります。

○委員長　寺田副委員長。

◆寺田晃　副委員長　区長から前向きな答弁をいただきたかったんですが、目標達成のＰＤＣＡを腹を決めて無駄なく機能させる旗振り役、リーダーがいなければ決して成就できません。

令和10年度以降の終日禁煙は、吸う方、吸われない方、ともに求めていると思います。しっかりと公衆喫煙所を設置できれば、ご理解の下進めていけると思います。人は人で変われると思います。ますます皆さんの声をこれからも届けてまいりますので、引き続き強く要望させていただき、次の質問をさせていただきます。

蛍光ランプ2027年問題についてお伺いします。

蛍光ランプは、水俣条約により水銀使用製品として規制され、段階的に製造、輸出入が廃止される対象となっています。

水俣条約とは、地球規模の水銀及び水銀化合物による汚染や引き起こされる健康及び環境被害を防ぐため国際的に水銀を管理することを目指す条約のことで、発展途上国で水俣病のような水銀による健康被害や環境汚染が起きていることから、これらの事態の悪化を防ぐために2013年からは日本政府が主導して一定量以上の水銀を使った製品の取引などを国際的に規制する目的で本条約が採択されました。

蛍光ランプは、水銀を封入しているため、特定水銀使用製品として条約の規制対象に指定され、具体的には水銀含有量が５ミリグラムを超える蛍光ランプは2027年末までに製造が禁止、残りの一般照明用蛍光ランプは種類に応じて2027年末までに段階的に製造、輸出入を廃止となりました。

なお、廃止後も既存の蛍光ランプの使用や在庫の売買は可能で、ＬＥＤ照明への計画的な更

新が推奨されています。

懸念されることは、2027年末までに一般照明用の蛍光ランプの製造、輸出入が全面的に禁止されるため、主要メーカーでは規制に先立ち蛍光ランプの生産終了時期を既に発表しており、今後は入手困難となり、計画的なＬＥＤ化が求められております。そのほか品不足による価格の高騰、交換ランプの入手困難、生産縮小による修理困難、老朽化による発煙、発火などの事故のリスク、ＬＥＤ需要増による納期待ちなどが挙げられております。

そこでお伺いします。蛍光ランプの2027年製造終了に当たり、区民に分かりやすく周知、ご案内するとともに、お困りにならず機器交換がスムーズに行えるよう支援を行うべきと考えますが、区長のご所見をお伺いします。

○委員長　環境清掃部長。

◎遠藤成之　環境清掃部長　ご質問にお答えいたします。

一般照明用蛍光ランプについては、水銀に関する水俣条約に基づき、ランプの種類に応じて2026年から2027年末までに製造及び輸出入が段階的に終了します。それに伴い交換用ランプの入手が難しくなるため、計画的にＬＥＤ化を進めていく必要があることは区としても認識しています。引き続き、一般照明用蛍光ランプの規制について区公式ホームページや広報たいとう等様々な媒体を通じて適切な情報提供に努めてまいります。

また、ＬＥＤ照明器具への機器交換については、都の助成制度の活用を促すなどスムーズな買換えを支援してまいります。

○委員長　寺田副委員長。

◆寺田晃　副委員長　ご参考までですが、一部自治体では交換促進のため古い器具を含む一式交換につき器具の処分代や工事費の一部補助などの支援を行っているそうです。周知、支援によろしくお願いいたします。

最後になりますが、公明党としましては、令和７年度は、台東区としまして、東京都や国が何もできない中、区単でのおこめ券の物価高騰対策が全国を揺るがせた一つの大きな歴史の１ページと認識し、高く評価させていただきます。

あわせて、企画の委員会でも申し述べましたが、区議団でこの６月、７月の物価高騰に対する区民の声を区長に届けさせていただき、区長の定例会所信表明では、今後、臨機応変に対策との回答をいただきました。

ぜひとも引き続き情勢を見極めながら決算年度と同様な対応を申し上げ、区議会公明党としまして令和７年度各会計決算を認定して、総括質問を終わります。皆様、お疲れさまでした。

○委員長　寺田晃副委員長の質問を終わります。

以上で総括質問を終了いたします。

○委員長　これをもって、本委員会に付託されました一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の審議を終了いたします。

これより採決いたします。

初めに、報告第３号、令和７年度東京都台東区一般会計歳入歳出決算について採決いたします。

本件については、挙手により採決いたします。

本件について、報告どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長　挙手多数であります。よって、本件は、報告どおり認定することに決定いたしました。

○委員長　次に、報告第４号、令和７年度東京都台東区国民健康保険事業会計歳入歳出決算について採決いたします。

本件については、挙手により採決いたします。

本件について、報告どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長　挙手多数であります。よって、本件は、報告どおり認定することに決定いたしました。

○委員長　次に、報告第５号、令和７年度東京都台東区後期高齢者医療会計歳入歳出決算について採決いたします。

本件については、挙手により採決いたします。

本件について、報告どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長　挙手多数であります。よって、本件は、報告どおり認定することに決定いたしました。

○委員長　次に、報告第６号、令和７年度東京都台東区介護保険会計歳入歳出決算について採決いたします。

本件については、挙手により採決いたします。

本件について、報告どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長　挙手多数であります。よって、本件は、報告どおり認定することに決定いたしました。

○委員長　次に、報告第７号、令和７年度東京都台東区老人保健施設会計歳入歳出決算について採決いたします。

本件については、報告どおり認定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長　ご異議ありませんので、報告どおり認定することに決定いたしました。

○委員長　次に、報告第８号、令和７年度東京都台東区病院施設会計歳入歳出決算について採決いたします。

本件については、報告どおり認定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長　ご異議ありませんので、報告どおり認定することに決定いたしました。

○委員長　それでは、事務局次長に委員会審査報告書を朗読させます。

なお、年月日、委員長名及び議長名の朗読については、省略いたします。

（久木田議会事務局次長朗読）

○委員長　本日の予定は以上で終了いたしました。

次回の委員会は、10月27日火曜日午前11時30分から、委員長報告の文案についてご確認願いたいと思います。

文案の作成については、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長　ご異議ありませんので、そのように進めさせていただきます。

なお、文案について、ご意見等がございましたら、あらかじめ正副委員長までお寄せください。

○委員長　これをもちまして、決算特別委員会を閉会いたします。

午後　５時１５分閉会